

令和 6 年度
包括外部監査の結果報告書

豊橋市包括外部監査人

公認会計士 北 川 裕 和

子育て・教育事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について

子育て・教育事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について

第 1 章	包括外部監査の概要		1
第 2 章	子育て・教育事業の概要		4
	第 1	豊橋市の人口見通し	4
	第 2	総合計画	5
	第 3	実施計画（令和 5 年度～ 7 年度）	25
	第 4	令和 5 年度の予算	39
第 3 章	包括外部監査の結果の総論		55
	第 1	監査の視点	55
	第 2	包括外部監査結果の指摘と意見の区別	56
	第 3	包括外部監査結果の指摘と意見の数	57
	第 4	総論	59
	第 5	包括外部監査結果の指摘と意見の一覧	68
第 4 章	計画と実績の比較に基づく監査の結果		105
	第 1	主な監査手続	105
	第 2	（子育て事業）計画と実績の比較に基づく監査の結果	107
	第 3	（教育事業）計画と実績の比較に基づく監査の結果	122
	第 4	（その他）計画と実績の比較に基づく監査の結果	124
第 5 章	支出データに基づく監査の結果		126
	第 1	主な監査手続	126
	第 2	監査対象案件の抽出基準と監査対象案件	127
	第 3	（子育て事業）支出データに基づく監査の結果	136
	第 4	（教育事業）支出データに基づく監査の結果	150

第 6 章	子育て・教育事業で使用するシステムの管理体制の監査の結果		185
	第 1	監査の視点	185
	第 2	監査の対象としたシステムと取扱課	185
	第 3	主な監査手続	186
	第 4	監査の結果	186

第 1 章 包括外部監査の概要

第 1 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

第 2 選定した特定の事件（テーマ）

子育て・教育事業の財務事務の執行及び運営に係る管理について

第 3 監査対象年度

令和 5 年度（ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とした。）

第 4 包括外部監査の実施期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

第 5 テーマの選定理由

豊橋市では、令和 3年度から10年にわたる第 6次総合計画がスタートしており、8つの分野別に、まちづくりの基本となる方針を定めた計画を策定し、実行している。

また、8つの分野のうち、1つめに以下の子育て・教育を定めている。



(出典：豊橋市第 6次総合計画)

当該テーマは、市民にとっても関心の高い領域の 1つであり、一方で、過去の包括外部監査においては、平成25年度・平成26年度以降、監査テーマとはなっていない。

これらの点を踏まえ、第 6次総合計画の初期の段階で、以下の 4つの視点で包括外部監査を実施することは意義があると考えたため、特定の事件として選定した。

- 1 **合规性**：子育て・教育事業にかかる会計経理が法令等に従って適正に処理されているか、また、関係法令、契約仕様に基づき、適正に業務は履行されているか
- 2 **経済性**：子育て・教育事業にかかる事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できたか
- 3 **効率性**：子育て・教育事業について、同じ費用でより大きな成果が得られなかったか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得たか

4 有効性： 子育て・教育事業にかかる事務・事業の遂行が、所期の目的を達成したか、また、効果をあげたか
--

第 6 包括外部監査人及び補助者

区分	氏名	資格等
包括外部監査人	北川 裕和	公認会計士
補助者	家田 敏明	公認会計士
補助者	大西 研一	弁護士 公認会計士
補助者	藤井 卓	システム監査技術者
補助者	蘆澤 春奈	公認会計士
補助者	森本 憲和	公認会計士
補助者	大澤 令嗣	公認会計士
補助者	近田 淳	公認会計士
補助者	鈴木 康平	公認会計士
補助者	中島 巧	日本公認会計士協会準会員

第 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2章 子育て・教育事業の概要

第 1 豊橋市の人口見通し

豊橋市の人口は2010（平成22）年に376,665人でピークとなり、市制が施行された1906（明治39）年から100 年余りでおよそ10倍にまで増加したが、その後 5年間で1,900人減少して2015（平成27）年には374,765人となり、2023（令和 5）年12月31日時点では368,686人となった。

また、豊橋市の自然動態や社会動態といった人口変動の状況を踏まえ、第6次豊橋市総合計画においては、その最終年である2030（令和12）年に359,000 人まで減少する見込みとなっている。

生産年齢人口と年少人口の減少は進んでおり、特に生産年齢人口は急速に減少していく。生産年齢人口の減少は年少人口の減少にも直結し、また、地域経済や行政サービスの維持にも大きな影響を与える。

人口減少社会に適応した持続可能なまちづくりを進めていくためにも、雇用環境の整備や子育て支援など生産年齢人口が働き、子育てしやすい環境整備を引き続き進めていく必要がある。また地域経済の維持や成長に向けて、イノベーションのほか、リスクリングなどの労働生産性を高めていく取り組みが必要となる（豊橋市政策研究レター vol. 8）。

第 2 総合計画

1 総合計画とは

総合計画は、社会情勢や国の政策を踏まえた将来展望のもとに、自主的かつ総合的なまちづくりを計画的に進めるため、まちづくりの長期的な目標から具体的な事業計画までを明らかにするものである。

2 構成

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3つで構成されている。

○基本構想

将来目標として豊橋市が目指すまちの姿と、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を明らかにするものであり、2021（令和 3）年度から10 年後にあたる2030（令和12）年度を目標年次としている。

○基本計画

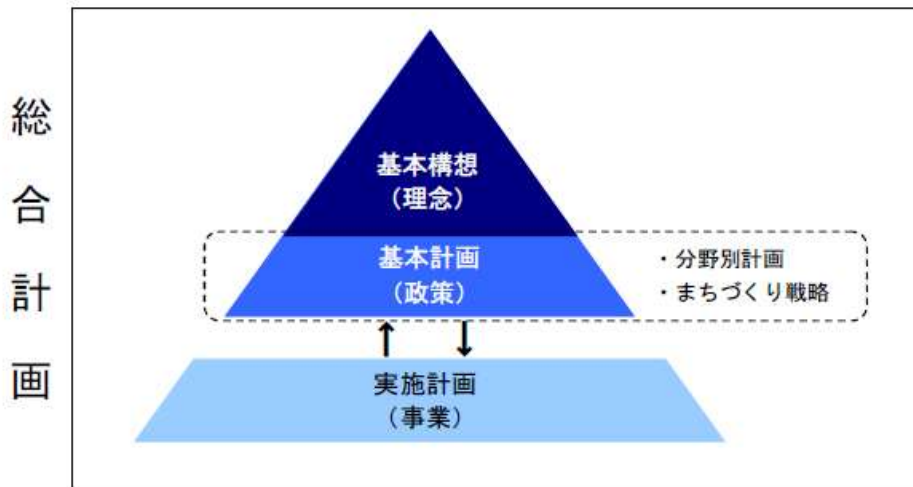
基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、政策ごとの取り組みの基本方針（分野別計画）や、戦略的な施策（まちづくり戦略）を明らかにするものである。なお、まちづくり戦略は、第 2期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体のものとなる。

2021（令和 3）年度から2025（令和 7）年度までの 5年間を計画期間としている。

○実施計画

基本計画の取り組みの基本方針に基づいて、具体的な事業計画を明らかにするものである。

計画期間を 3年間とし、毎年度見直すことで実効性を担保している。



3 基本構想

豊橋市では、以下の基本構想を策定している。

基本構想とは、私たちが目指すまちの姿とその実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を明らかにするものである。豊橋市では、1970（昭和45）年に第1次豊橋市基本構想を策定し、以降5期、半世紀にわたり長期的なまちづくりの方針を示す本基本構想（総合計画）に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきた。

2011（平成23）年に地方自治法が改正され、それまで地方自治体に対して一律に義務付けられていた基本構想の策定が、それぞれの自主的な判断に委ねられることとなった。しかしながら、豊橋市では基本構想を策定することの意義を重んじ、地方自治法第96条第2項の規定に基づく「豊橋市議会の議決すべき事件に関する条例」の趣旨に鑑み、議会の議決を経て基本構想を策定することとした。

目まぐるしく変化し続ける社会状況において、豊橋市が真に市民の負託に応え、適切な地域社会の任を果たすためには、将来を見通したまちづくりの方向性をしっかり示すことが重要である。このため、2030（令和12）年度を目標年次とする新たな基本構想を策定する。

(1) まちづくりの基本理念

豊橋市では、まちづくりの基本理念として、以下を策定している。

『私たちがつくる 未来をつくる』

新型コロナウイルスの感染拡大によって、私たちの暮らしはかつてないほど大きな変化を迫られることとなった。これまでの常識や手法が通用しないことを十分覚悟し、従来の仕組みに固執することなく、新しい時代の流れに呼応しながら未来に向かって新たな一步を踏み出す。その歩みを止めることのないよう、未来へとまなざしを向け、人を育て、ともにまちをつくり、次代へとつないでいく。いま私たちに求められるのは、未来を描いて切り拓くという強い気持ち、そして互いを信頼し思いやる気持ちと共感力を持って、具体的な行動に打って出ることだと考える。

国連が提唱し2030（令和12）年を目標年次とする持続可能な開発目標（SDGs）が注目されている。SDGs は世界が抱えるさまざまな課題を解決し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、私たち一人ひとりが、その一翼を担うことが求められている。SDGs に込められたメッセージは、地域社会を支えるまちづくりにも通じており、幾多の困難に打ち勝つ上で私たちがすべからく規範としたい考え方である。

とどまることのない少子高齢化の進行、感染症のパンデミックや自然災害をはじめとしたさまざまな危機事案の脅威など、私たちの目前にはさまざまな困難が立ちはだかり、先行きを見通すことが非常に厳しい現実を迎えている。こんな時だからこそ、互いを信じる心を忘れずに、まちづくりに対する想いをみんなで共有し、育み、個々人の行動につなげていくことが大切だと考える。

まちづくりの主演はまぎれもなく私たち一人ひとりである。みんながまちづくりを自分事として考え、主体的に、そしてさまざまなパートナーとともに活動していくことで、夢と希望に満ちあふれる未来が切り拓かれていくに違いない。先人たちの想いとたゆまぬ努力によって築き上げてきた私たちのまち豊橋を次の世代につなぐため、『私たちがつくる 未来をつく

る』を念頭に、新しい時代に対応した未来の豊橋をみんなで創造する。

(2) 目指すまちの姿

豊橋市では、目指すまちの姿として、以下を策定している。

「未来を担う 人を育むまち・豊橋」

多くの人から選ばれ、住みたいと感じてもらえる魅力的なまちは、そこに暮らす、あるいは関わる人たちによってつくられ、その想いとともに関世へと引き継がれていく。このため、私たち一人ひとりが、わがまちを愛し、故郷を誇りに想う気持ちを培うとともに、教育や産業、福祉、芸術文化など、さまざまな分野で主体的に行動を起こすことのできる人材を、豊橋市に関わる人たちみんなで育てていく。そして、成長した人々が豊橋市を舞台に、あるいは全国や世界に活動を広げるとともに、こうした活躍する人々を豊橋市の誇りに感じ、みんなで応援していくことで、豊橋市ならではのにぎわいと活気が生み出され、さらなるまちの発展につながっていく。

まちづくりにおいて最も大切なことは、人を育むことである。人がまちをつくり、にぎわいと活気が生まれ、そのエネルギーでさらに多くの人々が引き寄せられる。まさに人づくりは、まちづくりの土台となるもので、人とまちがともに未来へと成長をし続けている姿こそ、私たちが目指すものである。

人づくりを土台とした私たちが目指すまちの姿は、多様な分野に及んでおり、各分野の理想の姿を明確に示すため、次の8つを掲げる。目指すまちの姿の実現には、さまざまな困難が想定されるが、これまでの概念にとらわれることなく新たな発想や手法を積極的に取り入れながら、多様な主体とのパートナーシップのもと、その実現を目指す。

基本構想の体系

▼まちづくりの基本理念

私たちがつくる 未来をつくる

▼目指すまちの姿

未来を担う 人を育むまち・豊橋

1 豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち

2 活力みなぎり、はつらつと働けるまち

3 命の安全、心の安心が確保されたまち

4 みんなで支え合い、笑顔で健やかに暮らせるまち

5 互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち

6 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち

7 自然と共生し、地球環境を大切にするまち

8 暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち

4 基本計画

豊橋市では、基本計画として、以下を策定している。

基本計画は、基本構想に基づき、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、第 6 次総合計画（2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度まで）の前期 5 年間（2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度まで）における、政策ごとの取り組みの基本方針（分野別計画）と戦略的な施策（まちづくり戦略）を明らかにするもので、豊橋市の総合的な行政運営の基本となるものである。また、まちづくり戦略は、人口減少対策に主眼を置く第 2 期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体のものである。

人口減少や少子高齢社会の進行など、豊橋市を取り巻く社会環境が時代とともに変わりゆく中、目指すまちの姿の実現に向けて、多様化する行政課題への対応とともに市民一人ひとりの想いを行動へといざない、これまで以上に市民と一体となってまちづくりを進めていくとしている。

分野別計画は、総合的かつ計画的な行政運営をもって基本構想に掲げる目指すまちの姿の実現を図るため、分野別に整理した「政策」ごとに、「取り組みの基本方針」や「未来をつくる みんなのアクション」などを明らかにするものであり、8つの分野は、基本構想で掲げた 8つの目指すまちの姿に該当している。

(1) 分野別計画（『子育て・教育事業』に関連するもの）

1 豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち

すべての子どもたちの健やかな成長を保障し、地域や社会が家庭に寄り添い、子育てに安心や希望が持てる環境づくりを進める。また、郷土を愛し、相手や周りの人を思いやることのできる豊かな人間性を備え、自らの意思で行動して未来を切り拓くことのできるたくましい人材を育むべく、家庭、学校、地域の連携を促進します。さらに人生 100 年時代といわれる

中、生涯を通して自己研さんを積むことができ、困難な状況にあっても自分や家族の未来に希望の持てるまちを目指します。

【実現するための政策】

ア 子育て支援・児童福祉の充実

子どもの健やかな成長を願い、子育てするすべての人を応援するとともに、結婚から、妊娠、出産、子育てまで切れ目なく支援し、子育てに安心や希望がもてるまちを目指します。

指標	現況値 【2019年度】	目標値 【2025年度】
妊娠・出産・子育てに関する相談件数	7,077 件	9,700 件
保育所・認定こども園における待機児童数	0人	0人
子育て応援企業の認定事業所数	310 事業所	490事業所

＜取り組みの基本方針＞

① 安心して結婚や子育てができる環境づくり

子どもの健やかな成長を支えるため、子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、社会全体で子育て家庭を応援する意識づくりに取り組む。また、希望する若い世代を対象にした結婚支援を行います。

② 幼児期の教育・保育の充実

希望する時期に幼児教育・保育を受けられるよう、利用者のニーズに応じた、多様で質の高い教育や保育を提供できる環境の整備を進めます。

③ 地域における子育てへの支援

子育てへの不安や負担感を解消するため、相談体制を充実するとともにさまざまな保育サービスを提供し、保護者に寄り添った適切な支援を行います。また、関係機関や地域住民、企業等と連携し、地域が一体となった子育て支援を進めます。

④ 子どもの権利を守る方策の推進

すべての子どもの権利が尊重されるよう、啓発活動を通じて子どもの視点に立った環境づくりを進めるとともに、子どもや家庭にとって一層利用しやすい児童相談体制を整え、児童虐待防止対策の充実を図る。

⑤ ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等が自立して安定した生活を送れるよう、保護者への経済的支援や就業支援に取り組む。

イ 学校教育の推進

子どもたちの「生きる力」を育むよう、学校、家庭、地域が一体となって確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育の実現を目指す。

指標	現況値 【2019年度】	目標値 【2025年度】
学校で子どもたちの確かな学力が育まれていると感じている保護者の割合	—	維持 (92%)
学校で子どもたちの豊かな心が育まれていると感じている保護者の割合	—	維持 (92%)
学校で子どもたちの健やかな体が育まれていると感じている保護者の割合	—	維持 (90%)

()内の％は2020年度の保護者アンケート集計値

<取り組みの基本方針>

① 豊かな学びの推進

子どもたちの確かな学力、豊かな心、たくましく生きるための体力を育むため、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな教育を推進するとともに、教科担任制や外部人材の活用などによる質の高い授業づくりを進め

る。また、英語教育やキャリア教育、ICT を活用した教育など、時代の変化や社会のニーズに対応した教育の充実を図る。

さらに、発達段階に応じた系統的な教育を推進するため、小中一貫教育をはじめ、幼児期から高等学校まで校種を越えたつながりのある教育に取り組む。

② 健やかな心と体の育成

子どもたちが健やかに学校生活を送ることができるよう、健康診断や環境衛生検査を行うとともに、健康教育を進める。

また、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるよう、安全・安心な給食を保護者の負担軽減を図りながら提供するとともに食育を推進します。

③ 教育環境の充実

子どもたちが等しく将来の夢を抱き、その実現に向けて努力できる環境を整えるため、経済的な支援などにより切れ目のない教育機会を保障するとともに、教職員の多忙化解消に向けた取り組みを推進し、教職員が子どもと向き合う時間を充実させる。

また、子どもたちにとって望ましい学習環境を確保するため、計画的かつ効率的に学校施設等の整備を進めるとともに、人口減少時代における学校のあり方についての検討を進める。

④ 教職員の力量向上

子ども一人ひとりの成長に寄り添い、それぞれの個性や能力を引き出すことができるよう、学び続ける教職員を育成するとともに、キャリアに合わせて効果的な研修が受講できる体制を構築するなど教職員の力量向上のための取り組みを充実する。

⑤ 特色ある学校づくり

子どもの豊かな人間性を育み、郷土への誇りと愛着を醸成するため、それぞれの地域の自然環境、歴史、文化などを踏まえた特色ある教育活動を展開する。

また、地域とともにある学校づくりを目指して、学校と保護者・地域住民等が連携して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールを推進する。

⑥ 個の特性に寄り添った教育の推進

さまざまな事情を抱えた子どもたち一人ひとりに寄り添い、きめ細かに対応するため、外国人児童生徒や不登校児童生徒への支援体制の充実を図る。

また、障害のある子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばすため、くすのき特別支援学校を核とした特別支援教育を実施するとともに、就労支援に重点をおいた学校づくりを推進する。

さらに、豊橋高等学校及び家政高等専修学校の生徒一人ひとりが自立し、社会に貢献できる人材となれるよう、学校の特色を生かしたきめ細かなキャリア教育を推進する。

ウ 生涯学習の推進

子どもから大人まで、市民一人ひとりが生涯にわたり学ぶことができ、その成果を生かして活躍することができる社会の構築を目指す。

指標	現況値 【2019年度】	目標値 【2025年度】
生涯学習施設・青少年教育施設の利用者数	993,227 人	1,070,000 人
のびるんde スクール登録児童割合	25.8% ※	50%
図書館の来館者数	875,293 人	1,800,000 人

※ 2020年度当初の実績値

<取り組みの基本方針>

① 多様な学習機会の充実

市民が生涯にわたり学び続けることができるよう、各世代のニーズに対応したさまざまな学習機会を提供するとともに市民館の機能を高めるなど、生涯学習環境の充実を図る。

② 地域・学校・家庭の協働の推進

市民が学んだことを生かし生涯にわたり活躍できるよう、地域で学習成果を発揮することができる場をつくる。

また、家庭環境が多様化する中、家庭の教育力を高めるため、地域や学校と連携し、保護者が身近な地域で家庭教育について学習や相談ができる環境づくりを進める。

③ 放課後の学びと交流機会の充実

子どもたちが勉強、運動、遊びや交流をしながら安全に過ごすことができるよう、地域との連携によるさまざまな利用者ニーズに対応した放課後の子どもの居場所づくりを推進する。

④ 図書館の充実

市民が利用したくなる知識と情報の拠点となるよう、図書や郷土資料を収集・提供するとともに、多様なニーズに応じたサービスの充実に取り組む。また、地域の人材と情報などをつなぐ交流拠点としての機能を充実する。

エ 科学教育の推進

身近な生きものから宇宙までを学ぶことができ、新しい発見や驚きに出会うことができる科学教育環境をつくる。

指標	現況値 【2019年度】	目標値 【2025年度】
科学教育施設の入場者数	1, 055, 255人	1, 150, 000人

科学教育施設の収蔵資料数	555,667点	600,000点
--------------	----------	----------

<取り組みの基本方針>

① 科学を学び親しむ機会の充実

科学への理解や関心を深めるため、特色ある企画展やイベントの開催などを通じて、市民への普及啓発を図るとともに科学を学ぶ機会を充実する。

また、質の高い教育普及活動を展開するため、学術的価値の高い資料を収集するとともに、学芸員等による積極的な調査研究活動を行う。

② 科学教育環境の充実

科学への学習意欲を育む環境を整えるため、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の機能を高めるとともに、特色を生かした科学教育の拠点づくりを一体的に推進する。

オ 子ども・若者の健全育成

顔の見える関係を地域でつくり、困難を抱える子ども・若者やその家族を理解して支えるとともに、心身とも健やかに成長しながら前に進むことのできる力を育む。

指標	現況値 【2019年度】	目標値 【2025年度】
非行防止啓発を目的とした地域合同補導への参加率	93.1%	95%
子ども食堂等の子どもの居場所数	9か所	22か所
子ども・若者相談窓口対応件数	6,923 件	8,000 件

<取り組みの基本方針>

① 青少年の健全育成

青少年の非行を未然に防ぐとともに健全な成長を支えるため、地域や家

庭、学校、関係機関と連携し、啓発活動や見守り活動などに取り組む。

② 困難を抱える子ども・若者への支援の充実

子どもたちが困難を乗り越え健やかに成長することができるよう、支援が必要な子どもやその家庭を地域で支える仕組みをつくるとともに支援体制を充実する。

また、困難を抱える子どもや若者が社会的に自立できるよう、関係機関と連携し、一人ひとりの状況やライフステージに応じた包括的かつ切れ目のない支援に取り組む。

(2) まちづくり戦略（第 2 期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

まちづくり戦略は、豊橋市の最重要課題ともいえる人口減少対策に、分野横断的に取り組むため、4つの「個別戦略」を掲げ、個別戦略ごとに重点的かつ戦略的に推進する「数値目標」や「施策の基本方針」を明らかにするものである。

豊橋市では、2015（平成27）年に、長期的な人口見通しから将来を展望する豊橋市人口ビジョンと、本ビジョンでの課題認識や将来展望を踏まえた総合的な人口減少対策となる豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これまで豊橋市の創生に資する取り組みを総合的に推進してきた。

豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、2020（令和 2）年度をもって計画期間が終了したが、豊橋市の人口は、依然として減少傾向であり、大変厳しい状況が続いている。こうしたことを鑑み、取り組みの効果を高めるとともに新たな事業の立案にも積極的に取り組み、さらなる人口減少対策を推進するため、目的を同じくするまちづくり戦略と第 2 期豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定した。

○まちづくり戦略の力点と共通認識

豊橋市では、2015（平成27）年度に策定した豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略で 5つの個別戦略を掲げ、人口減少社会への対応の観点からさまざまな取り組みを推進してきた。総人口の減少傾向に大きな変化はないものの、出生率の低迷や若者の流出がこのまま続けば、人口減少のさらなる加速化が予想されることから、一層の対策強化が必要となる。

こうした中、総務省が公表した人口移動報告では、2020（令和 2）年 5月、東京都の社会増減数が転出超過となり、2013（平成25）年 7月に外国人を加えた現在の調査方法となって以来、初めてのこととなった。

新型コロナウイルス感染症が社会に与えた影響は極めて大きく、人々の居住に関する意識や価値観にも変化をもたらし、ICTなどの進展も相まって、住む場所に捉われない働き方も徐々に浸透するなど、大都市圏からの人の流れづくりを目指す地方にとって追い風となる一面も見られている。

人口の減少は、都市の持続可能性を脅かす重要課題であるとの認識のもと、その解決に向け、出生率の上昇や人口の社会増加を目指す。ついては、まちづくり戦略において、未来の豊橋を見据える中で、人口減少対策の特に重要な要素と考える「若者」及び「女性」に力点を置くとともに次のことを共通認識とし、将来に向かって人口減少に歯止めをかけるための、さまざまな施策を実施する。

< 共通認識 >

多様な人材の活躍を推進する

- ・誰もが明るい未来を描き生きる喜びを実感できる地域社会を形成します。
- ・就労を望む誰もが働き続けることができる環境づくりを進めます。

新しい時代の流れを力にする

- ・Society5.0 を推進して社会システムを発展させます。
- ・SDGsを推進して持続可能で多様性と包摂性のある社会をつくります。

新しい生活様式に適応する

- ・コロナ禍でも社会経済活動を可能とするテレワーク等を普及させます。
- ・地方都市ならではの安全・安心でゆとりのある暮らしを提供します。

〇まちづくり戦略の構造

“若者”
“女性”
に力点
を置く

将来に向かって『人口減少に歯止め』をかける

1 活力みなぎる『しごとづくり』

<特に注力！>

- ✓豊橋で“若者”や“女性”が働きたくなる仕事の創出
- ✓豊橋が誇る技術の伝承と新しい技術の導入

(施策の基本方針)

1. 人材力の強化と事業承継への支援
2. 新ビジネスの創出と経営革新
3. 産業の魅力発信と誘致

2 選ばれ集う『ひとの流れづくり』

<特に注力！>

- ✓若い世代を惹きつけるまちの魅力創造
- ✓まちなかエリアへの人の呼び込み

(施策の基本方針)

1. 定住都市の推進
2. 交流・関係人口の拡大
3. 移住の促進

3 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』

<特に注力！>

- ✓子育てと仕事を両立できる環境づくり
- ✓子どもたちの「学びたい」をかなえるための環境づくり

(施策の基本方針)

1. 結婚から出産、子育てまでの包括的支援
2. 働きながら子育てできる環境づくり
3. 質の高い教育

4 持続可能で暮らしやすい『都市空間づくり』

<特に注力！>

- ✓利便性の高い移動環境の創出
- ✓再生可能エネルギー利用 100%のまちづくり

(施策の基本方針)

1. 便利で快適に暮らせるまちの形成
2. 既存ストックの有効活用
3. 暮らしの安全・安心の確保
4. 自立循環型社会の形成

〈共通認識〉

多様な人材の活躍を推進する

新しい時代の流れを力にする

新しい生活様式に適應する

(3) まちづくり戦略の「個別戦略」

(※『子育て・教育事業』に関連するもの)

3 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』

結婚、出産、子育てへの希望を社会全体でかなえるとともに、一人ひとりにあわせた質の高い教育を充実します。

数値目標	現況値 【2019年度】	目標値 【2025年度】
合計特殊出生率	1.47	1.65
婚姻数	1,730 件	1,800 件

<特に注力！>

ア 子育てと仕事を両立できる環境づくり

共働き家庭等が増える中、子育てと仕事を両立するための環境が十分に整っていないことが、合計特殊出生率が低下する要因の一つとなっています。地域や企業などと連携し、男女がともに仕事を続けながら子育てできる仕組みづくりや、復職のしやすい環境整備を進めます。

イ 子どもたちの「学びたい」をかなえるための環境づくり

子どもたちの物事に対する興味関心や学習意欲は、豊かな学びと育ちのための重要な要素です。子どもたちの「学びたい」という気持ちを引き出すとともに、それに応える環境を整えます。

<施策の基本方針>

ア 結婚から出産、子育てまでの包括的支援

結婚を希望する方の思いをかなえるための取り組みを行うとともに、ライフステージに応じた最適な支援や経済的負担の軽減を行い、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを進めます。

イ 働きながら子育てできる環境づくり

企業や関係機関と協力し、働き方改革の推進や子育て中の方が働きやすい職場づくりを支援するとともに、地域における子育て支援拠点等を活用し、子育ての負担を軽減するための取り組みを進めます。

ウ 質の高い教育

外部人材の活用による専門性を生かした授業づくりやICT を活用した教育など、質の高い教育を推進することで、自分の力を最大限に発揮して活躍できる人材を育成します。

重要業績評価指標（KPI）	現況値 【2019年度】	目標値 【2025年度】
子育てを楽しんでいる保護者の割合	35.5%	45%
保育所・認定こども園における待機児童数	0人	0人
学校で子どもたちの確かな学力が育まれていると感じている保護者の割合	— ※	維持 (92%)

※：2020 年度の保護者アンケート集計値＝91.8%

(4) 基本計画推進のために

基本計画に掲げる政策を総合的かつ計画的に推進するため、『私たちがつくる未来をつくる』という基本理念のもと、SDGs の目標を踏まえ、率先して事業を展開します。また、これを支える行財政運営等の方針を以下に示します。

ア 時代の要請に応える『行政運営』

地方自治体を取り巻く環境は刻々と変化を続け、行政課題もまた多様化し、複雑で高度なものとなっています。変革が求められる時代の中、社会ニーズを的確にとらえて対応することができ、また先駆的な取り組みにも

果敢に挑戦することのできる人材を育成するとともに、多彩な経験を持つ人材の確保を図ります。あわせて、こうした人材が能力を最大限発揮して活躍することができる風通しのよい組織風土と、新たな行政課題に迅速で機動的に対応できる組織体制をつくります。

また、人口減少の局面にあって財源や人員が限られる中、環境の変化に対応しながらサービス水準を維持し、市民の立場に寄り添った親切で便利な行政サービスを提供するため、生産性の向上が期待される組織全体の働き方改革やDX等を積極的に進めます。さらに、市民に信頼される組織となるよう、地域の声に積極的に耳を傾けるとともに、さまざまな媒体を活用し、市民にとって分かりやすい情報発信を心がけます。

イ 規律ある持続可能な『財政運営』

豊橋市における長期的な生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症まん延の影響による世界的な経済活動の低迷などを背景に、市税収入等の落ち込みが懸念されており、今後ますます厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。戦略的かつ効率的な事業の選択と財源の配分を推進するとともに、事業の見直しによる歳出抑制と経常的な歳入確保を徹底し、健全で不測の事態にも備えのある持続可能な財政構造の保持を図ります。

また、既存の公共施設等の多くが老朽化しており、更新や維持管理等に係る経費は今後、大幅に増加することが予測されます。将来にわたる財政負担の軽減と平準化に向けて、公共施設等の計画的な保全による長寿命化や更新を進めるとともに、施設需要の変化を的確にとらえて必要性和有効性を勘案する中で、公共施設等の統合や廃止による保有量の削減にも取り組み最適化を図ります。

ウ 多彩な主体と築く『パートナーシップ』

急速に変化する社会情勢や多様化する市民ニーズのすべてに行政のみで

対応することは難しく、元気で持続可能なまちを創るには、これまで以上に市民や事業者と協働したまちづくりを推進する必要があります。地域コミュニティや市民活動団体との連携をさらに強固なものとし、年齢や性別、国籍などによらず、あらゆる市民が活躍することができる機会を創出するとともに、民間企業の柔軟な発想や優れた技術力、地元大学の専門性、金融機関の持つ知見などを生かし、産学官金が一体となって、まち・ひと・しごとの創生を推進します。

また、豊橋市を含む東三河地域や三遠南信地域には、歴史的、社会的、経済的つながりを背景とした強固な連携体制が備わっています。県内でも人口減少が急速に進んでいる東三河地域の住民サービスを高い水準で保つため、東三河県庁や東三河広域経済連合会等との連携をさらに深めるとともに東三河広域連合を通じて行う取り組みを拡充するほか、三遠南信地域といった県境をまたぐ広範囲の連携も含めて、さまざまな分野で魅力と活力を高めるための取り組みを積極的に推進します。

第 3 実施計画（令和 5年度～ 7年度）

1 実施計画とは

豊橋市では、実施計画として、以下を策定している。

実施計画とは、基本構想（目標年次：令和12 年度）、基本計画（計画期間：令和 3～ 7年度）とともに豊橋市総合計画を構成するもので、前期基本計画に示した分野別計画の 8分野38政策及びまちづくり戦略の 4つの個別戦略を推進するための具体的な事業計画を明らかにするものである。

この実施計画は、令和 5年度から 7年度までの 3年間を計画期間とする。ただし、内容については社会情勢や財政状況の変化への柔軟な対応を図るため、毎年見直し（1年ごとにローリング）を行う。

(1) 掲載事業

第 6次豊橋市総合計画前期基本計画に示した政策及び戦略を推進する上で特に重要な事業として、今後 3年間（計画期間：令和 5～ 7年度）で実施を予定するもののうち、下記の要件を満たす事業を掲載している。

区分	掲載事業	掲載事業数		
		ソフト	ハード	合計
①	政策推進に向けて重要な事業	195	6	201
②	全体事業費が 5億円以上の事業 (国・県・民間などが主体となり、市が 事業費を負担・助成する事業を含む)	—	42	42
合計		195	48	243

(2) 分野別計画内訳

分野名	政策数		事業数		
		基本 方針数	ソフト	ハード	合計
1 豊かな人間性を備え、未来を 創る人が育つまち	5	19	43	4	47
2 活力みなぎり、はつらつと働 けるまち	4	12	25	8	33

3 命の安全、心の安心が確保されたまち	4	13	20	3	23
4 みんなで支え合い、笑顔で健康やかに暮らせるまち	6	22	35	2	37
5 互いを尊重し合い、心豊かに暮らせるまち	6	16	18	2	20
6 魅力にあふれ、いきいきとにぎわいあるまち	4	10	14	2	16
7 自然と共生し、地球環境を大切にすまち	4	12	19	2	21
8 暮らしの基盤が整った、便利で快適なまち	5	18	17	25	42
その他	—	—	4	0	4
合計	38	122	195	48	243

(3) まちづくり戦略内訳

個別戦略名	基本 方針数	事業数		
		ソフト	ハード	合計
1 活力みなぎる『しごとづくり』	3	38	3	41
2 選ばれ集う『ひとの流れづくり』	3	50	3	53
3 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』	3	34	3	37
4 持続可能で暮らしやすい『都市空間づくり』	4	35	13	48
合計	13	157	22	179

※まちづくり戦略の事業は分野別計画のいずれかに該当し、複数の基本方針に該当しているものは再掲している。

2 分野別計画

(※『子育て・教育事業』に関連するもの)

記載内容				
No	事業名	概 要	今後3年間の取り組み	戦略
ソフト	分野別計画における分野政策並びに取り組みの基本方針の番号、事業名、担当課室名を記載しています。	事業の目的や取り組み内容を記載しています。	今後3年間の具体的な取り組みを記載しています。	まちづくり戦略に位置付ける事業の個別戦略並びに施策の基本方針の番号を記載しています。
ハード (Noを □数字 で記載)		・事業の目的や取り組み内容のほか、「総事業費」、「整備期間」、「スケジュール」を記載しています。 ・「総事業費」は、整備期間内における民間支出分も含めた費用を記載していますが、維持管理費や人件費は含めていません（ただし、PFI事業は除く）。 *（ ）内は、総事業費のうち、本市支出分。 ・「整備期間」には、調査段階や基本設計の期間は含まれていません。ただし、PFI検討事業は、手続きの開始から契約終了までの期間を事業期間とし、建設整備期間を併記しています。 ・「スケジュール」は整備期間の始まりを左矢印（←）、終わりを右矢印（→）で表示しています。	・今後3年間の具体的な取り組みを記載しています。 ・「事業費」には、今後3年間で市が支出する費用を記載しています。	

1 豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち

1-1 子育て支援・児童福祉の充実

No	事業名	概要	今後3年間の取り組み	戦略										
1	1-1-1 切れ目のない子育て支援事業 子育て支援課	子どもや子育てするすべての人を応援し、子どもの健やかな成長を支えるため、「とよはし子育て応援宣言」を推進し、子育てを社会全体で支える機運の醸成を図るとともに、結婚から出産・子育てにわたる切れ目のない支援と各種情報提供などを行う。	・とよはしハグっこプロジェクトの推進 ・結婚支援 ・子育て応援企業認定・表彰制度 ・子育て支援情報発信の充実 ・乳児期子育て世帯への家事支援 ・市役所内キッズスペースの設置	3-1 3-2										
2	1-1-1 子ども医療費助成事業 子育て支援課	子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、18歳到達年度末までの子どもの医療費にかかる自己負担額を全額助成する。	・18歳到達年度末までの子どもの医療費の助成	3-1										
3	1-1-2 公立保育所整備事業 保育課	園舎の老朽化が進んでいる新吉保育園の保育環境の向上を図るため、つつじが丘校区に同園を移設するとともに、病児保育と一時預かりの機能を併設した保育施設として新たに整備する。 【総事業費：約8.0億円、整備期間：R4～R6】 <table border="1"> <tr> <td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr> <td></td><td>←</td><td></td><td>→</td><td></td></tr> </table>	R3	R4	R5	R6	R7		←		→		・実施設計 ・建設工事 ・旧園舎解体工事 事業費 約8.0億円	3-2
R3	R4	R5	R6	R7										
	←		→											
4	1-1-2 法人保育所・認定こども園運営支援事業 保育課	子どもが健やかに育成される環境整備を図るため、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を提供する施設である法人保育所・認定こども園の整備を計画的に行う。	・法人保育所・認定こども園整備費の補助	3-2										
5	1-1-2 法人保育所等地域子ども・子育て支援事業 保育課 こども未来館	共働き家庭に限らず、全ての子育て家庭を支援するため、保育の質の向上を図り、地域において様々な子育て支援を実施する。また、国が実施する幼児教育・保育の無償化に加え、市独自で保育料の軽減や副食費の一部無償化などの経済的支援を行うとともに、保育サービスの利用に関する専門窓口の運営など、子育て家庭に寄り添った支援を行う。さらに、保育士等の処遇改善及び人材確保のため、市独自の補助を国の賃金改善に上乗せして実施するほか、潜在保育士の復職支援や保育の魅力発信等を行う。	・病児保育・延長保育・一時預かりの実施 ・特別支援保育の充実 ・保育士等の処遇改善 ・地域子育て支援センター事業 ・保育コンシェルジュの配置 ・幼児教育・保育の無償化 ・保育料の市独自軽減の拡充 ・保育士確保策の充実	3-2										
6	1-1-3 こども未来館管理運営事業 こども未来館	子どもたちの遊びや人々のふれあいの機会の提供とともにまちなかの賑わいを創出するため、施設の魅力向上に向けた様々な取り組みやイベント等を実施し、効果的な施設運営を推進する。また、安心して子育てができる環境を整えるため、相談業務や講座等を実施し、こども未来館の機能を生かした子育て支援を行う。	・子育てプラザの運営 ・体験・発見プラザの運営 ・イベント等の企画運営 ・妊娠・出産・子育て総合相談窓口の運営 ・出産・子育て応援交付金事業（伴走型相談支援）	3-1 3-2										

No	事業名	概 要	今後 3 年間の取り組み	戦略										
7	1-1-3 こども未来館管理 運営事業 (こども未来館改 修事業) こども未来館	魅力を向上し、安心して快適に利用できる施設とするため、市民ニーズを捉えた施設のリニューアルや耐震化等を行う。 【総事業費：約 4.0 億円、整備期間：R5～R6】 <table border="1"> <tr> <td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>←</td><td>→</td><td></td></tr> </table>	R3	R4	R5	R6	R7			←	→		・まち空間リニューアルの実施 ・つり天井耐震化工事 ・外壁等防水工事 ・全館照明 LED 化工事 事業費 約 4.0 億円	3-1 3-2 4-1
R3	R4	R5	R6	R7										
		←	→											
8	1-1-3 児童育成事業 子育て支援課 こども未来館	子どもを産み育てやすい環境を整えるため、子育ての不安や悩みの解消を行うとともに、親子が遊びなどを通して触れ合う機会の提供など、子育てを地域全体で支えるための事業を行う。	・つどいの広場の開催 ・ファミリーサポートセンターによる支援 ・幼児ふれあい教室の開催 ・赤ちゃんの駅の普及促進	3-1 3-2										
9	1-1-4 児童相談支援事業 こども若者総合相談支援センター	子どもの権利を擁護するため、子どもとその家庭を対象に相談支援拠点を運営し、児童虐待相談への迅速な対応や継続的なソーシャルワーク業務を行う。また、多職種による職員の体制強化を図り、課題を丁寧に受け止める相談支援を行う。さらに、学校や地域をはじめとした関係機関と連携しながら、ヤングケアラーへの支援を強化する。	・こども若者総合相談支援センターの運営、充実 ・要保護児童対策ネットワーク協議会の運営 ・支援対象児童等見守り強化 ・要支援家庭ショートステイ事業 ・ヤングケアラーへの支援	3-1										
10	1-1-5 ひとり親家庭等支援事業 子育て支援課	ひとり親家庭等の自立及び生活の安定を図るため、手当の支給等の経済的支援、就職に向けた技能習得にかかる費用の給付等の就業支援、保護者や児童に対する生活支援のほか、離婚前後の親を対象に養育費確保のための支援を実施する。また、支援が必要な対象者にこれらの施策情報が届くよう、プッシュ型の情報提供を行う。	・母子父子福祉手当の給付 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の給付 ・ひとり親家庭等学習・生活支援事業の実施 ・養育費確保に係る支援 ・LINE アプリによる情報発信											
1-2 学校教育の推進														
11	1-2-1 教育諸活動支援事業 学校教育課	子どもの豊かな感性や表現力を育み、郷土に対する愛着や誇りを持つことができるよう、小中学校の教育活動を支援する。	・文化芸術体験の推進 ・中学校部活動指導者の派遣 ・郷土学習の推進 ・歴史副読本の充実	2-1 3-3										
12	1-2-1 授業・学習支援事業 学校教育課	豊かな学習環境の一層の充実を図るため、授業・学習支援センターを中心に、学校図書館司書と連携しながら、児童生徒の調べ学習や教師の授業づくりを支援する。また、本市教職員の教育資産を集中管理し、適切な情報提供を推進する。	・授業・学習支援センターの活用促進 ・学校図書館活動の推進											

No	事業名	概 要	今後3年間の取り組み	戦略
13	1-2-1 学力・体力向上推進 事業 教育政策課 学校教育課	子どもが生産にわたり成長と発達を続けていく基盤となる「生きる力」を身に付けられるよう、確かな学力や健やかな心と体を育むためのより質の高い授業を提供する。	・小学校高学年での教科担任制の実施 ・合同授業の実施 ・小学校へのスポーツトレーナーの派遣	3-3
14	1-2-1 学びの連携推進事業 教育政策課 学校教育課	校種を越えた連続する学びや支援ができるよう、小中学校において学びのつながりを重視した系統的な教育を、学校規模や地域の特色に応じて進める。また、幼保こども園と小学校との生活や学びの接続について共通理解を図るため、交流活動や学習会を行う。	・小中一貫教育の推進 ・幼保小連携教育の推進 ・小中高特連携教育推進協議会の開催	3-3
15	1-2-1 国際理解教育推進 事業 学校教育課	グローバル社会で活躍する人材を育てるため、国際理解教育において、英語教育の充実を図る。小中高連携教育の推進、学んだ英語を活用できる場の提供に加え、「英語で学ぶモデル事業」の拡充を図るため、八町小学校にて、英語教育の新たな可能性として、教育課程を英語で行う「イマージョン教育コース」を推進する。	・英会話のできる豊橋っ子の育成 ・「イマージョン教育」の実施	3-3
16	1-2-1 キャリア教育推進 事業 教育政策課 学校教育課	自分の生き方を考え、自己実現に向けて努力できる人間の育成のため、キャリア教育を生き方教育とし、関係機関と連携した体験的な活動を取り入れるなど、系統的な取り組みにより推進を図る。また、学びの充実と社会とのつながりを生み出すとともに、子どもたちの興味や関心を広げるため、企業等と連携した取り組みにより魅力ある多様な学びの機会を創出し、未来を担う人材を育成する。	・職場体験の実施 ・ビジネスパーク（職業人の講話）の実施 ・学校と企業をつなぐパートナー制度の実施	1-1
17	1-2-1 情報教育推進事業 学校教育課	児童生徒同士の関わり合いを通じた能動的な学びや一人ひとりに応じた主体的な学びを実現するため、全小中学校に配備しているタブレット型端末をはじめ、デジタル教科書や大型提示装置などの情報機器を活用していくとともに、プログラミング的思考を育む授業を推進する。また、入院等で学校に通えない子どもが授業等に遠隔参加できる環境を整え、院内学級等の児童生徒に対する学習支援、心のケアを充実する。	・ICTの活用推進 ・プログラミング教育の推進 ・タブレット型端末の活用 ・とよはし版 GIGA スクールの推進	2-1 3-3
18	1-2-1 体育施設等有効活用 事業 教育政策課	児童生徒数が減少する中、民間施設等の有効活用とプール授業の質の向上を図るため、民間プール等を活用したモデル授業を実施する。	・小学校における民間プール等を活用したモデル授業の拡充	3-3 4-2
19	1-2-2 学校給食管理事業 学校給食物資調達 事業 保健給食課	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、保護者の経済的負担軽減を図りながら安全安心な学校給食を提供するとともに、学校・家庭・地域の連携による食育を推進する。	・安全安心な給食の提供 ・地域の生産者等の協力を得た食育の実施 ・学校給食の無償提供	2-1

No	事業名	概 要	今後 3 年間の取り組み	戦略
20	1-2-3 私学振興事業 教育政策課	学校選択の自由を保障するとともに、保護者の経済的負担軽減を図るため、学校法人に対する運営費及び施設整備費や、保護者に対する授業料の補助を行う。	・私立学校運営費の補助 ・私立高等学校授業料の補助 ・私立専修学校等授業料の補助	
21	1-2-3 就学支援事業 学校教育課	すべての子どもが経済的不安を抱かずに学ぶことができるよう、要・準要保護児童生徒の保護者に対して支援を行うほか、特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対して支援を行う。	・就学援助、特別支援教育就学奨励費による保護者の支援	
22	1-2-3 奨学支援事業 教育政策課	豊橋市出身の大学生等を応援するため、豊橋市独自の奨学金を給付する。	・奨学金の給付	2-1
23	1-2-3 小中学校管理事業 小中学校教育推進事業 教育政策課 学校教育課	学校の運営を円滑に進めるため、安全安心で良好な学習環境を整えるとともに、教職員が子どもたちと向き合う時間を充実させられるよう、学校事務や保護者対応の効率化を図る。また、中学校の音楽活動を支援するため、「楽器寄附ふるさと納税」により楽器の寄附を募る。	・良好な学習環境の確保 ・校務支援システムの有効活用 ・楽器寄附ふるさと納税の活用	
24	1-2-3 小中学校校舎等長寿命化改良事業 教育政策課	施設の長寿命化や教育環境の改善を図るため、計画的かつ効率的に校舎や屋内運動場の全面改修を行う。	・長寿命化改良工事	
25	1-2-3 小中学校環境整備事業 教育政策課	児童生徒が安全かつ快適な学校生活を送れるよう、非構造部材の耐震化やトイレの洋式化などの施設整備を行う。	・トイレ洋式化工事 ・外壁改修工事等	
26	1-2-4 現職研修事業 学校教育課	教職員の力量向上を図るため、小中学校全体における課題解決に向けた研究を通し、今後の教育活動に生かすとともに、各校それぞれの課題に対し、全教職員が組織的・計画的に研修する。	・指定校研究費の補助 ・現職研修委員会の補助	

No	事業名	概 要	今後3年間の取り組み	戦略
27	1-2-5 学校づくり推進事業 学校教育課	心豊かで、夢と志をもって力強く生き抜き、持続可能な社会づくりのために行動できる児童生徒を育成するため、各学校における特色ある学校行事や総合的な学習等の支援を行う。	・特色ある学校づくりの推進	
28	1-2-5 学校運営支援事業 学校教育課	「地域に開かれた学校づくり」、「信頼される学校教育」を推進するため、保護者や地域と連携して学校評価を実施するとともに、その結果を公表することで、学校運営改善に役立てる。また、学校と各種ボランティアの連絡・調整を図る地域教育ボランティアコーディネーターを中心とし、地域教育ボランティア活動を行う。	・学校評価の推進 ・地域教育ボランティア活動の推進	
29	1-2-5 コミュニティ・スクール推進事業 教育政策課	学校・家庭・地域が一体となって学校運営や課題解決に取り組むコミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校づくりを進める。	・コミュニティ・スクールの導入	
30	1-2-6 教育相談事業 学校教育課	児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、スクールソーシャルワーカーや教育相談員、臨床心理士等による教育相談活動を実施する。日本語の通じない転入外国人児童生徒には、生活適応支援や初期の日本語指導を集中的に行う外国人児童生徒初期支援コースを小中学校に設置する。さらに、学校や教室に行きづらさを感じる児童生徒のための安心できる居場所として中学校内に「エールーム」を新設する。	・教育相談の実施 ・とよはしほっとプラザの運営 ・不登校児童生徒の支援 ・外国人児童生徒への初期支援の実施 ・外国人児童生徒への教育相談の実施 ・エールームの設置	2-1
31	1-2-6 くすのき特別支援 学校教育推進事業 特別支援教育推進 事業 教育政策課 学校教育課	障害のある子どもの保護者に寄り添った支援をするため、くすのき相談センターが特別支援教育のセンター的機能を発揮し、関係機関と連携を図りながら、きめ細かな相談活動を行うとともに、豊橋市立としての強みを生かした特色ある学校として、個に応じた特別支援教育を実施し、就労支援に重点を置いた学校づくりなどを推進する。また、特別支援学級に通う子どもたちがスムーズな学校生活を送ることができるよう支援員を配置し、一人ひとりに応じた支援を行う。	・特別支援教育におけるセンター的機能の充実 ・就労支援に重点を置いた学校づくり ・スクールカウンセラーによる相談体制の充実 ・特別支援教育支援員の増員	1-3 2-1
32	1-2-6 市立高等学校教育 推進事業 教育政策課	将来の地域社会で活躍できる人材へと成長できるよう、生徒に寄り添った授業づくりを展開するとともに、資格取得の促進や合同企業説明会を開催する。また、多様な立場の生徒に対し、学校生活や社会生活への適応を支援するため、スクールカウンセラーによる相談体制を充実する。	・資格取得の促進 ・合同企業説明会の開催 ・スクールカウンセラーによる相談体制の充実 ・ICTを活用した授業の実施	1-3

No	事業名	概 要	今後3年間の取り組み	戦略
33	1-2-6 市立高等学校整備 事業 教育政策課	生徒が安心して、落ち着いた教育環境の中で学習することができるよう、校舎や屋内運動場の全面改修を行う。 【総事業費：約24億円、整備期間：R4～R8】 R3 R4 R5 R6 R7	・実施設計 ・校舎等改修工事 事業費 約20億円	

1-3 生涯学習の推進

No	事業名	概 要	今後3年間の取り組み	戦略
34	1-3-1 生涯学習推進事業 生涯学習課	生涯学習機会の充実を図るため、地域の生涯学習拠点施設である市民館を中心に、市民大学トラムなど多様な生涯学習講座を実施する。	・市民大学トラムなど生涯学習講座の開催	
35	1-3-1 地区市民館管理運営事業 生涯学習課	子育て世代の地区市民館の利用促進や、利用者同士の交流を図るため、玩具やベッドなどを新たに設置し、未就園児と保護者が気軽に利用できる「あそび場」を整備する。	・地区市民館のプレイルームの充実	3-1
36	1-3-1 青少年教育施設管理運営事業 (少年自然の家管理運営事業) 生涯学習課	少子化により利用者の減少や施設の老朽化が進んでいるため、民間活力を導入した少年自然の家のリニューアルに向けた取り組みを進める。	・民間活用による少年自然の家のリニューアルの検討	
37	1-3-2 地域教育推進事業 生涯学習課	地域ぐるみで子どもを育てる環境を整えるため、地域の大人が講師となり、多彩な体験の場であるトヨッキースクールを実施する。また、家庭の教育力を高めるため、地域や学校と連携した家庭教育事業を推進する。さらに、退職教員など地域の人材を生かし、青少年センターで学習支援が必要な小中学生を対象に宿題等をサポートする。	・トヨッキースクールの拡充 ・家庭教育セミナー等の実施 ・地域未来塾ステップの実施	
38	1-3-2 家庭教育事業 生涯学習課	地区市民館の「まなび場」としての機能を高めるため、パパママ教室や幼児ふれあい教室など、子育て世代のニーズに対応した各種講座を開催する。	・子育て世代のニーズに対応した各種講座の充実	3-1
39	1-3-3 放課後児童対策事業 生涯学習課	放課後の学びや交流機会を提供するため、学校施設内にのびるん de スクールを開設するとともに、働く子育て世帯を応援するため、利用ニーズに合わせた放課後児童クラブの運営を推進する。また、のびるん de スクールと放課後児童クラブが連携することで、多様な体験活動を行うことができるよう総合的な放課後対策を行う。	・のびるん de スクールの充実 ・放課後児童クラブの充実 ・のびるん de スクールと放課後児童クラブの連携	3-2

No	事業名	概 要	今後3年間の取り組み	戦略										
40	1-3-4 図書館事業 図書館	地域の情報・交流拠点としての役割を果たすため、図書の閲覧・貸出やレファレンスの充実に加え、利用者の関心の高い時事の話題や郷土の歴史を取り上げた企画展・講演会等を開催するとともに、デジタルアーカイブなど、ICTを活用したサービスを充実し、利用者の知的好奇心を高める活動を推進する。	・郷土図書・地図のデジタル化 ・郷土資料を活用した資料展等の開催											
41	1-3-4 中央図書館整備事業 図書館	「知の拠点」として今後も誰もが安全かつ快適に中央図書館を利用できるよう、老朽化対策など全面的な設備・内装の更新及び資料の保存環境の整備等の改修を実施する。 【総事業費：約14億円、整備期間：R6～R8】 <table border="1"> <tr> <td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>←</td><td></td></tr> </table>	R3	R4	R5	R6	R7				←		・実施設計 ・大規模改修工事 事業費 約7.5億円	
R3	R4	R5	R6	R7										
			←											
42	1-3-4 まちなか図書館事業 図書館	「知と交流の創造拠点」として、図書だけでなく新たな情報や人との出会いの場とするため、図書館としての基本的機能を押しえつつ、人と人が交流することで生きた情報を得る機会を提供し、まちづくりを担う人材の育成を行う。	・知識や情報の発信・交換の場としての機能の構築 ・中心市街地の諸機能等と連携したサービスの提供	2-2 4-1										

1-4 科学教育の推進

No	事業名	概 要	今後3年間の取り組み	戦略
43	1-4-1 自然史博物館事業 自然史博物館	科学教育を推進するため、調査研究を拡充し、それに基づく魅力ある教育普及活動を行うことで、自然史博物館の質的価値を高める。また、東三河8市町村で連携して東三河の自然を活用した取り組みを推進する。	・学校との連携 ・大型映像の上映 ・特別企画展などの開催 ・収蔵環境の改善 ・調査研究活動の充実 ・ジオツアーなどの開催 ・動植物園、視聴覚教育センター・地下資源館との連携強化	2-2 3-3
44	1-4-1 科学教育センター事業 科学教育センター	科学的な考え方を養うため、魅力的な展示活動を行うとともに、特色ある体験教室、講座などを幅広く実施する。	・学校との連携 ・プラネタリウムの投映 ・ワークショップや実験ショーの開催 ・移動式プラネタリウム等のアウトリーチ活動の実施 ・企画展の開催 ・動植物園、自然史博物館との連携強化	2-2 3-3
45	1-4-2 科学教育施設管理事業 自然史博物館 科学教育センター	科学への学習意欲を育む環境を整えるため、自然史博物館、視聴覚教育センター・地下資源館、動植物園の機能を高め、特色を生かした科学教育の拠点づくりを推進する。また、プラネタリウムドームの魅力向上のため、環境を整備するとともに活用の幅を拡大する。	・自然史博物館の施設管理 ・視聴覚教育センター・地下資源館の施設管理 ・プラネタリウムの環境改善	

1-5 子ども・若者の健全育成

No	事業名	概 要	今後3年間の取り組み	戦略
46	1-5-1 子ども・若者健全育 成事業 生涯学習課	青少年の非行を未然に防ぎ、健全な成長を支えるため、地域の健全育成・非行防止活動の支援や啓発を推進する。	・青少年健全育成のつどいの開催 ・地域と連携した青少年健全育成活動の推進	
47	1-5-2 子ども・若者自立支 援事業 子育て支援課 子ども若者総合相談支援センター	社会的自立に困難を抱えたり、支援が必要な家庭で生活する子ども・若者を地域全体で支えるため、関係機関との連携を強化する。また、孤立しやすいケアリーバー（施設退所児）に対して、自立を後押しする。	・子どもの居場所づくり事業への補助 ・フードバンク事業への補助 ・子ども・若者支援地域協議会の運営 ・子ども・若者相談窓口の運営 ・ケアリーバーへの支援	

3 まちづくり戦略

(※『子育て・教育事業』に関連するもの)

記載内容

分野	No	事業名	課室名
分野別計画における該当分野を記載しています。	分野別計画における分野ごとの事業Noを記載しています。 (ハード事業はNoを□数字で記載)	・分野別計画掲載事業のうち、まちづくり戦略に該当する事業名を記載しています。 ・デジタル田園都市国家構想に係る交付金事業には「下線」を記載しています。	担当課室名を記載しています。

※まちづくり戦略の事業は分野別計画いずれかに該当し、複数の基本方針に該当する場合は再掲しています。

■個別戦略と施策の基本方針

個別戦略	施策の基本方針
1 活力みなぎる『しごとづくり』 【特に注力】 ✓ 豊橋で“若者”や“女性”が働きたくなる仕事の創出 ✓ 豊橋が誇る技術の伝承と新しい技術の導入	1-1 人材力の強化と事業承継への支援 1-2 新ビジネスの創出と経営革新 1-3 産業の魅力発信と誘致
2 選ばれ集う『ひとの流れづくり』 【特に注力】 ✓ 若い世代を惹きつけるまちの魅力創造 ✓ まちなかエリアへの人の呼び込み	2-1 定住都市の推進 2-2 交流・関係人口の拡大 2-3 移住の促進
3 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』 【特に注力】 ✓ 子育てと仕事を両立できる環境づくり ✓ 子どもたちの「学びたい」をかなえるための環境づくり	3-1 結婚から出産、子育てまでの包括的支援 3-2 働きながら子育てできる環境づくり 3-3 質の高い教育
4 持続可能で暮らしやすい『都市空間づくり』 【特に注力】 ✓ 利便性の高い移動環境の創出 ✓ 再生可能エネルギー利用100%のまちづくり	4-1 便利で快適に暮らせるまちの形成 4-2 既存ストックの有効活用 4-3 暮らしの安全・安心の確保 4-4 自立循環型社会の形成

3 笑顔あふれる『子育て・教育環境づくり』

3-1 結婚から出産、子育てまでの包括的支援

分野	No	事業名	課室名
1	1	切れ目のない子育て支援事業	子育て支援課
1	2	子ども医療費助成事業	子育て支援課
1	6	こども未来館管理運営事業	こども未来館
1	7	こども未来館管理運営事業（こども未来館改修事業）	こども未来館
1	8	児童育成事業	子育て支援課 こども未来館
1	9	児童相談支援事業	こども若者総合相談支援センター
1	35	地区市民館管理運営事業	生涯学習課
1	38	家庭教育事業	生涯学習課
3	14	防犯・治安対策推進事業	安全生活課
3	15	交通安全対策推進事業	安全生活課
4	3	たばこ対策事業	健康政策課 健康増進課 こども保健課
4	5	予防接種事業	健康政策課 感染症対策室
4	7	母子保健対策事業	こども保健課
8	26	空家対策推進事業 <再掲>	建築物安全推進課

3-2 働きながら子育てできる環境づくり

分野	No	事業名	課室名
1	1	切れ目のない子育て支援事業 <再掲>	子育て支援課
1	3	公立保育所整備事業	保育課
1	4	法人保育所・認定こども園運営支援事業	保育課
1	5	法人保育所等地域子ども・子育て支援事業	保育課 こども未来館
1	6	こども未来館管理運営事業 <再掲>	こども未来館
1	7	こども未来館管理運営事業（こども未来館改修事業） <再掲>	こども未来館
1	8	児童育成事業 <再掲>	子育て支援課 こども未来館
1	39	放課後児童対策事業	生涯学習課
4	31	障害児支援等給付事業	障害福祉課
5	19	男女共同参画推進事業 <再掲>	市民協働推進課
5	20	男女共同参画支援事業 <再掲>	市民協働推進課
他	2	未来創生戦略事業 <再掲>	政策企画課
他	4	行政デジタル推進事業 <再掲>	行政デジタル推進室

3-3 質の高い教育

分野	No	事業名	課室名
1	11	教育諸活動支援事業 <再掲>	学校教育課
1	13	学力・体力向上推進事業	教育政策課 学校教育課
1	14	学びの連携推進事業	教育政策課 学校教育課
1	15	国際理解教育推進事業	学校教育課
1	17	情報教育推進事業 <再掲>	学校教育課
1	18	体育施設等有効活用事業	教育政策課
1	43	自然史博物館事業 <再掲>	自然史博物館
1	44	科学教育センター事業 <再掲>	科学教育センター
5	2	文化がみえるまちづくり事業	「文化のまち」づくり課
5	3	文化推進事業	「文化のまち」づくり課

第 4 令和 5年度の予算

1 予算のあらまし

豊橋市の令和 5年度の予算のあらましは、以下となっている。

豊橋市の新年度予算における歳入は、世界的なエネルギー・食料価格の高騰などの影響や、景気の下振れリスクの高まりにより、非常に不安定な状況となっている。しかしながら、そのような状況の中でも景気は緩やかな回復基調にあり、歳入の基幹となる市税収入は増加を見込んでいる。

歳出においては、豊橋市の未来を担う人への投資を子育て・教育・産業などの分野で幅広く行うほか、喫緊の課題である原油価格・物価高騰への対応や、5類感染症への移行が決まった新型コロナウイルス感染症についても引き続き対策を講じることとしており、一般会計の予算規模は過去最大となった。

新年度は、第 6次総合計画前期基本計画の中間年度であり、これまでの取組みを評価・分析した上で、計画期間の後半に予定する施策へ着実に結びつけるための重要な年となる。引き続きまちづくり戦略の推進を重点化事項として位置づけ、4つの部局横断プロジェクトを効果的に活用することで、目指すまちの姿の実現に向けて各分野の取組みを加速させる予算を編成した。

また、この予算のあらましを受けた、豊橋市の令和 5年度予算は、以下となっている。

(単位：百万円)

区分	令和 5年度	令和 4年度	差引額	伸率
一般会計	137,512	130,320	7,192	5.5%
特別会計	71,829	69,098	2,731	4.0%
企業会計	68,518	67,165	1,353	2.0%
合計	277,859	266,583	11,276	4.2%

上記のうち、子育て・教育事業に関する予算は、上記の一般会計に含まれており、主に、次の「3 民生費」「4 衛生費」「10 教育費」に該当する。

一 般 会 計

(歳 入)

款	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		差 引	
	予 算 額 (千円)	構成比 (%)	予 算 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
1 市 税	66,000,000	48.0	64,300,000	49.3	1,700,000	2.6
2 地 方 譲 与 税	1,399,000	1.0	1,389,000	1.1	10,000	0.7
3 利 子 割 交 付 金	20,000	-	30,000	-	△ 10,000	△ 33.3
4 配 当 割 交 付 金	460,000	0.3	360,000	0.3	100,000	27.8
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	320,000	0.2	260,000	0.2	60,000	23.1
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,380,000	1.0	900,000	0.7	480,000	53.3
7 地 方 消 費 税 交 付 金	10,320,000	7.5	9,000,000	6.9	1,320,000	14.7
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	-	1	-	0	-
9 環 境 性 能 割 交 付 金	350,000	0.3	310,000	0.2	40,000	12.9
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	4,000	-	4,000	-	0	-
11 地 方 特 例 交 付 金	510,000	0.4	540,000	0.4	△ 30,000	△ 5.6
12 地 方 交 付 税	320,000	0.2	720,000	0.6	△ 400,000	△ 55.6
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,000	-	70,000	0.1	△ 10,000	△ 14.3
14 分 担 金 及 び 負 担 金	265,933	0.2	324,673	0.2	△ 58,740	△ 18.1
15 使 用 料 及 び 手 数 料	3,084,299	2.2	3,167,571	2.4	△ 83,272	△ 2.6
16 国 庫 支 出 金	(25,606,123) 25,075,388	18.2	(22,492,074) 21,847,068	16.8	(3,114,049) 3,228,320	(13.8) 14.8
17 県 支 出 金	12,475,034	9.1	11,278,439	8.7	1,196,595	10.6
18 財 産 収 入	718,924	0.5	439,296	0.3	279,628	63.7
19 寄 附 金	195,911	0.1	126,810	0.1	69,101	54.5
20 繰 入 金	2,973,573	2.2	3,003,807	2.3	△ 30,234	△ 1.0
21 繰 越 金	(283,763) 200,000	0.1	(305,546) 200,000	0.2	(△ 21,783) 0	(△ 7.1) -
22 諸 収 入	6,061,236	4.4	6,239,035	4.8	△ 177,799	△ 2.8
23 市 債	(5,827,300) 5,319,100	3.9	(6,933,300) 5,810,300	4.5	(△ 1,106,000) △ 491,200	(△ 16.0) △ 8.5
歳 入 合 計	(138,635,097) 137,512,399	100	(132,193,552) 130,320,000	100	(6,441,545) 7,192,399	(4.9) 5.5

* 令和5年度予算額の上段() = 令和5年度予算額 + 1,122,698千円 (令和4年度国の補正予算に対応した12月・3月補正予算のうち、令和5年度予算の前倒しとして実施し繰り越すもの)

一 般 会 計

(歳 出)

款	令 和 5 年 度		令 和 4 年 度		差 引	
	予 算 額 (千円)	構成比 (%)	予 算 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
1 議 会 費	646,873	0.5	636,326	0.5	10,547	1.7
2 総 務 費	12,715,995	9.2	11,542,949	8.9	1,173,046	10.2
3 民 生 費	57,946,521	42.1	54,400,783	41.7	3,545,738	6.5
4 衛 生 費	18,896,775	13.7	17,970,144	13.8	926,631	5.2
5 労 働 費	278,810	0.2	338,075	0.3	△ 59,265	△ 17.5
6 農 林 水 産 業 費	1,895,479	1.4	2,018,729	1.5	△ 123,250	△ 6.1
7 商 工 費	3,284,927	2.4	3,165,655	2.4	119,272	3.8
8 土 木 費	(16,008,727) 14,928,267	10.9	(14,770,936) 13,763,284	10.6	(1,237,791) 1,164,983	(8.4) 8.5
9 消 防 費	3,378,864	2.5	3,625,518	2.8	△ 246,654	△ 6.8
10 教 育 費	(13,492,731) 13,450,493	9.8	(13,963,497) 13,097,597	10.1	(△ 470,766) 352,896	(△ 3.4) 2.7
11 災 害 復 旧 費	50,000	-	50,000	-	0	-
12 公 債 費	10,009,394	7.3	9,680,939	7.4	328,455	3.4
13 諸 支 出 金	1	-	1	-	0	-
14 予 備 費	30,000	-	30,000	-	0	-
歳 出 合 計	(138,635,097) 137,512,399	100	(132,193,552) 130,320,000	100	(6,441,545) 7,192,399	(4.9) 5.5

* 令和5年度予算額の上段() = 令和5年度予算額 + 1,122,698千円 (令和4年度国の補正予算に対応した12月・3月補正予算のうち、令和5年度予算の前倒しとして実施し繰り越すもの)

さらに、「3 民生費」「4 衛生費」「10 教育費」として、形態別に支出を予定したものは、次の枠囲みの部分である。

(子育て・教育事業の形態別予定支出)

一般会計節別区分表

節	区分	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費
1	報酬	258,822	428,723	606,911	288,586	7,873	40,773	16,721
2	給料	66,482	2,119,404	1,392,043	1,637,193	12,948	214,289	169,502
3	職員手当等	143,445	1,665,300	968,491	1,139,859	8,738	142,897	121,438
4	共済費	101,419	777,829	560,318	599,642	5,676	73,967	61,575
5	災害補償費		1					
6	恩給及び退職年金		1,592					
7	報償費	124	28,459	86,268	41,484	102	4,690	11,727
8	旅費	6,502	37,836	23,046	17,986	443	4,342	3,130
9	交際費	900	3,000					
10	需用費	11,430	626,763	248,145	1,259,130	19,183	20,401	12,415
11	役務費	2,697	591,154	97,535	120,747	557	4,620	17,191
12	委託料	10,177	2,587,682	5,945,708	7,491,521	20,451	153,132	201,055
13	使用料及び賃借料	2,409	481,875	51,052	90,990	599	5,312	648
14	工事請負費		273,000		1,295,900		255,100	
15	原材料費		2,533	200	3,275		360	
16	公有財産購入費		212,044	62,396	260,227			
17	備品購入費	1,330	46,920	12,870	107,200	6,130	1,370	680
18	負担金、補助及び交付金	41,116	1,065,780	9,090,683	1,070,729	46,110	973,958	1,166,724
19	扶助費			30,725,771	212,398			
20	貸付金			9,500		150,000		1,495,000
21	補償、補填及び賠償金		2,233		638			1,277
22	償還金、利子及び割引料		265,000	14,608	6,304			
23	投資及び出資金							
24	積立金		1,498,372	567	1,605		226	5,844
25	寄附金							
26	公課費	20	495	169	3,276		42	
27	繰出金			8,050,240	3,248,085			
	予備費							
	合 計	646,873	12,715,995	57,946,521	18,896,775	278,810	1,895,479	3,284,927

単位：千円									
8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 災害復旧費	12 公債費	13 諸支出金	14 予備費	合 計	構成比	節
43,093	82,744	1,301,995					3,076,241	2.2%	1
963,586	1,300,024	1,105,758					8,981,229	6.5%	2
603,169	960,037	856,631					6,610,005	4.8%	3
322,797	484,339	534,570					3,522,132	2.6%	4
	2,300	1					2,302	—	5
							1,592	—	6
6,439	36,035	170,600					385,928	0.3%	7
6,848	4,317	48,127					152,577	0.1%	8
	40	80					4,020	—	9
346,841	169,818	1,342,506					4,056,632	3.0%	10
34,873	31,256	172,618					1,073,248	0.8%	11
2,269,675	125,083	3,841,712					22,646,196	16.5%	12
18,168	8,673	1,064,081					1,723,807	1.3%	13
3,486,700	63,000	1,321,100	48,000				6,742,800	4.9%	14
22,473	169	7,544	2,000				38,554	—	15
145,650		224,850			1		905,168	0.7%	16
11,880	48,370	115,410					352,160	0.3%	17
3,269,376	35,553	948,781					17,708,810	12.9%	18
		386,228					31,324,397	22.8%	19
							1,654,500	1.2%	20
143,168		4,859					152,175	0.1%	21
65				10,009,394			10,295,371	7.5%	22
									23
719		2,683					1,510,016	1.1%	24
									25
530	3,606	359					8,497	—	26
3,232,217	23,500						14,554,042	10.6%	27
						30,000	30,000	—	
14,928,267	3,378,864	13,450,493	50,000	10,009,394	1	30,000	137,512,399	100%	合計

2 子育て・教育事業について目的別に支出を予定した令和 5年度予算

令和 5年度の子育て・教育事業につき、「3 民生費」「4 衛生費」「10 教育費」として、目的別に支出を予定したものは、以下のとおりである。

(出典：令和 5年度 予算概要説明資料)

※ 1 金額の下段 () 内は令和 4年度予算

※ 2 出典に金額の記載が無いものは「(記載なし)」としている。

(子育て・教育事業の目的別予定支出：民生費)

項目／説明		金額(千円)
3. 民生費		57,946,521 (54,400,783)
社会福祉費		22,255,970 (20,576,741)
老人福祉費		6,311,783 (6,173,795)
児童福祉費		24,868,301 (23,552,440)
安心して結婚や子育てができる環境づくり (国保年金課・子育て支援課)		7,345,776 (7,455,327)
◎乳児期子育て世帯への家事支援		9,911
◎子育て世帯向けキッズスペースの設置 (若手職員提案事業)		2,276
○医療費自己負担分の助成		(記載なし)
〔令和 6年 1月診療分からの実施項目〕 ◎18歳到達年度末までの子どもの通院にかかる自己負担額の助成を開始し、現物給付により無償化		(記載なし)

	子どもの権利を守る方策の推進	49,154
	(こども若者総合相談支援センター)	(35,645)
	◎ヤングケアラーへの支援	10,002
	◎こども若者総合相談支援センターの体制強化	(記載なし)
	○幼児期の教育・保育の充実	14,431,077
	(保育課)	(13,071,279)
	○医療的ケア児への支援	6,961
	○新吉保育園移転整備事業	14,864
	○保育料等の負担軽減施策の拡充	(記載なし)
	◎保育所、認定こども園の保育料の無償化を 年収360万円未満相当世帯第1子まで拡充	
	◎適合届出保育施設の利用料助成を年収360 万円未満相当世帯第1子まで拡充	
	◎休日保育及び病児保育の利用料無償化を市 民税非課税世帯まで拡充	
	◎子どもが平日に園を休んだ場合、休日保育 利用料を無償化	
	◎同日に同一施設の休日保育、病児保育及び 一時預かりを世帯で2人以上利用した場合、 2人目以降の利用料を無償化	
	○法人保育所人件費補助金の運用見直し	366,000
	○特別支援保育の充実	356,592
	○保育体制強化事業費補助金の拡充	17,062
	◎物価高騰対応給食物資購入費補助金	138,000
	◎まちなか保育施設ニーズ調査	1,700
	○法人保育所・認定こども園整備費補助金	1,988,270
	○保育士・保育所支援窓口の充実	1,870
	◎保育所等緊急搬送時選定療養費助成金	116

	○地域における子育てへの支援 (子育て支援課・こども未来館・保育課)	481, 579
		(434, 056)
	◎こども未来館天井耐震化等改修実施設計	(記載なし)
	◎まち空間リニューアル基本計画・基本設計	9, 594
	○ファミリー・サポート・センター利用料補助金の拡充	1, 325
	○延長保育事業補助金の拡充	29, 440
	生活保護費	4, 510, 467 (4, 097, 807)

(子育て・教育事業の目的別予定支出：衛生費)

項目／説明		金額(千円)
4. 衛生費		18,896,775 (17,970,144)
保 健 衛 生 費		8,685,916 (6,888,825)
○健康づくりの推進 (健康政策課・健康増進課・生活衛生課)		1,081,383 (1,037,371)
○健康的な暮らしの支援 (健康政策課・健康増進課・こども保健課)		372,095 (478,576)
○疾病の予防対策の推進 (健康増進課)		410,158 (402,469)
○感染症対策の推進 (健康政策課・感染症対策室)		4,448,928 (2,883,268)
○母子保健の推進 (こども保健課)		876,684 (724,627)
○産後ケア事業の推進		14,223
○分娩前ウイルス検査の実施		90
○特定不妊治療費の助成		15,000
◎出産・子育て応援給付金給付事業		254,077
○保健医療体制の充実 (健康政策課・感染症対策室)		772,132 (767,920)
○災害時医療体制の充実 (健康政策課)		6,591 (2,681)
○動物愛護管理の推進 (生活衛生課)		133,723 (38,821)
環境費		7,344,733 (8,102,788)

(子育て・教育事業の目的別予定支出：教育費)

項目／説明	金額(千円)
10. 教育費 (国の補正予算に伴い、予算の前倒しとして実施し繰り越すものを加えた額)	13,492,731 (13,963,497)
教育総務費	2,632,863 (2,664,956)
○豊かな学びの推進 (教育政策課・学校教育課)	748,571 (758,001)
○英会話のできる豊橋っ子育成事業	4,409
○民間プール等活用モデル事業の拡大	90,412
◎学校の働き方改革推進委員会の開催	35
○教育環境の充実 (教育政策課・学校教育課)	254,467 (267,560)
○就学援助の充実	1,641
○特色ある学校づくり (教育政策課・学校教育課)	4,870 (4,707)
◎コミュニティ・スクールの導入	280
○教育活動の支援 (学校教育課)	260,560 (239,837)
○不登校をはじめとした教育相談の充実	3,859
◎子どもたちが安心できる居場所「エールーム」の新設	7,605
○特別支援教育体制の充実	10,724
○市立学校教育活動の推進 (教育政策課)	467,492 (494,617)
○スクールバス等の増車	73,318
◎市立高等学校Web出願の導入	446
○キャリア教育の充実	200

○自然史博物館の充実 (自然史博物館)		226, 665 (250, 157)
	◎外部連携講座による魅力発信	990
	◎特別企画展「カイジュウ博2023ー海で暮らす仲間たちー」の開催	14, 213
	○科学教育センターの充実 (科学教育センター)	99, 160 (81, 687)
	○大人向け科学講座の開催	540
	◎企画展「宇宙をさわる」の開催	370
	◎大人のためのプラネタリウム環境改善事業 (若手職員提案事業)	2, 289
◎電気自動車の購入		(記載なし)
小中学校費		2, 374, 235 (3, 108, 375)
○教育環境の整備 (教育政策課・学校教育課)		2, 353, 035 (2, 242, 475)
	○小中学校の営繕事業	545, 342 (1, 452, 374)
	○小中学校校舎等長寿命化改良事業	299, 783
	○小中学校環境整備事業	222, 064
	社会教育費	
○多様な学習機会の充実 (生涯学習課)		429, 501 (555, 347)
	○地区市民館におけるオンライン講座の充実	2, 178
	◎東陽地区市民館特定天井改修実施設計	(記載なし)
	○地区市民館改修工事	(記載なし)
	◎地区市民館におけるプレイルームの充実	2, 200

	○地域・学校・家庭の協働の推進		24,725
	(生涯学習課)		(22,050)
	◎子育て世代に特化した講座等の充実		100
	○放課後の学びと交流機会の充実		1,338,983
	(生涯学習課)		(1,285,633)
	○公営児童クラブの充実		587,826
	○民営児童クラブに対する助成の充実		490,929
	○のびるんdeスクール事業の充実		247,229
	◎活動保険料の公費負担の実施		4,410
	○のびるんdeスクール管理システムの拡充		2,178
	○図書館の充実		785,894
	(図書館)		(759,357)
	◎中央図書館大規模改修基本計画の策定		(記載なし)
	○美術博物館の充実		1,199,712
	(美術博物館)		(1,142,873)
	◎リニューアルオープン関連事業		42,373
	○企画展の開催等(美術博物館)		(記載なし)
	○美術博物館大規模改修工事		935,300
	○歴史資源の保存と活用		182,817
	(美術博物館)		(119,302)
	◎二川宿本陣資料館大規模改修工事		77,900
	○西土蔵漆喰塗替修繕		(記載なし)
	○企画展の開催等(二川宿本陣資料館)		(記載なし)
	○文化財の保護と次世代への継承		161,522
	(美術博物館)		(270,586)
	○吉田城址確認緊急調査		13,485
	◎文化財保存活用地域計画		2,431
	○指定文化財保存修理等への助成		6,632

		保健給食費	4,159,097
			(3,865,820)
		○健やかな心と体の育成	4,057,145
		(保健給食課)	(3,768,192)
		○旧西部学校給食共同調理場の解体	85,600
		◎学校給食の無償提供	548,664
		◎学校給食用物資の物価高騰への対応	150,035
		◎学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金	140,057
		◎小中学校施設等緊急搬送時選定療養費助成金	462

3 主な新規・拡充等事業（◎ 印は、新規事業を示す）

令和 5 年度の子育て・教育事業のうち、主な新規・拡充等事業として予定した事業は、以下となっている。

豊かな人間性を備え、未来を創る人が育つまち

(1) 安心して結婚や子育てができる環境づくり

- ◎ 乳児期子育て世帯への家事支援
- ◎ 子育て世帯向けキッズスペースの設置
- 医療費自己負担分の助成

（◎ 18歳到達年度末までの子どもの通院にかかる自己負担額の助成を開始し、現物給付により無償化）

(2) 子どもの権利を守る方策の推進

- ◎ ヤングケアラーへの支援

(3) 幼児期の教育・保育の充実

- 保育料等の負担軽減施策の拡充

（◎ 保育所、認定こども園の保育料の無償化を年収360万円未満相当世帯第 1子まで拡充 ほか）

- 法人保育所人件費補助金の運用見直し
- 保育体制強化事業費補助金の拡充

（◎ 一部の時間帯のスポット支援員を対象に追加、◎市独自に補助月額に1%相当上乘せ）

- ◎ 物価高騰対応給食物資購入費補助金
- ◎ まちなか保育施設ニーズ調査
- 法人保育所・認定こども園整備費補助金

（◎ 野依保育園、◎岩田こども園、◎希望が丘こども園、◎豊橋中央幼稚

園)

○ 保育士・保育所支援窓口の充実

(◎ 潜在保育士の復職前短期雇用に対する助成、◎保育士確保のためのフェアを官民一体で開催、◎良好な保育職場環境づくりのための研修内容を拡充)

◎ 保育所等緊急搬送時選定療養費助成金

(4) 地域における子育てへの支援

○ 延長保育事業補助金の拡充

(5) 豊かな学びの推進

○ 民間プール等活用モデル事業の拡大

(6) 特色ある学校づくり

◎ コミュニティ・スクールの導入

(7) 教育活動の支援

◎ 子どもたちが安心できる居場所「エールーム」の新設

(8) 科学教育センターの充実

◎ 大人のためのプラネタリウム環境改善事業

(9) 教育環境の整備

○ 小中学校校舎等長寿命化改良事業

(10) 多様な学習機会の充実

◎ 地区市民館におけるプレイルールの充実

- (11) 地域・学校・家庭の協働の推進
 - ◎ 子育て世代に特化した講座等の充実
- (12) 放課後の学びと交流機会の充実
 - のびるんdeスクール事業の充実（◎活動保険料の公費負担の実施）
- (13) 図書館の充実
 - ◎ 中央図書館大規模改修基本計画の策定
- (14) 健やかな心と体の育成
 - ◎ 学校給食の無償提供
 - ◎ 学校給食用物資の物価高騰への対応
 - ◎ 学校給食費物価高騰対策臨時支援給付金
 - ◎ 小中学校施設等緊急搬送時選定療養費助成金

上記の豊橋市の子育て・教育事業の概要を踏まえ、実施した監査の内容を次ページ以降に記載する。

第 3章 包括外部監査の結果の総論

第 1 監査の視点

包括外部監査の視点として、法規性の他、地方自治法第 2条第14項に掲げる最少の経費で最大の効果を目指す 3E（経済性・効率性・有効性）の視点に基づき、監査を実施した。

具体的な視点は、以下のとおりである。

1 法規性

子育て・教育事業にかかる会計経理が法令等に従って適正に処理されているか、また、関係法令、契約仕様に基づき、適正に業務は履行されているか

2 経済性

子育て・教育事業にかかる事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できたか

3 効率性

子育て・教育事業について、同じ費用でより大きな成果が得られなかったか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得たか

4 有効性

子育て・教育事業にかかる事務・事業の遂行が、所期の目的を達成したか、また、効果をあげたか

第 2 包括外部監査結果の指摘と意見の区別

包括外部監査の結果の記載のうち、指摘と意見の区別は、以下としている。

1 指摘

合規性、正確性に関して指摘した事項、その他不当であるものとして指摘した事項

2 意見

経済性、効率性、有効性等について意見を述べた事項

なお、抽出した各収入単位ではなく、豊橋市全体のルールが必要と判断した事項については、それぞれの制度を所管する部署への指摘又は意見として記載しているが、具体性を確保するため、抽出した各収入単位での監査の結果においても記載している。

第 3 包括外部監査結果の指摘と意見の数

1 監査結果の指摘と意見の総数

監査結果の指摘と意見の総数は、以下のとおりである。

指摘	意見	合計
15	26	41

2 計画と実績の比較に基づく監査結果の指摘と意見の数

計画と実績の比較に基づく監査結果の指摘と意見の数は、以下のとおりである。

（子育て事業）

部署名	指摘	意見	合計
こども未来部 子育て支援課	—	1	1
こども未来部 保育課	—	3	3
健康部 こども保健課	2	—	2
合計	2	4	6

（教育事業）

部署名	指摘	意見	合計
教育部 生涯学習課	1	—	1
合計	1	—	1

（その他）

部署名	指摘	意見	合計
財務部 財政課	—	1	1
合計	—	1	1

3 支出データに基づく監査結果の指摘と意見の数

支出データに基づく監査結果の指摘と意見の数は、以下のとおりである。

(子育て事業)

部署名	指摘	意見	合計
こども未来部 こども未来館	1	1	2
こども未来部 こども若者総合相談支援センター	—	2	2
こども未来部 保育課	—	1	1
健康部 こども保健課	2	3	5
健康部 こども発達センター	—	1	1
合計	3	8	11

(教育事業)

部署名	指摘	意見	合計
文化・スポーツ部 図書館	—	1	1
総合動植物公園 自然史博物館	1	—	1
教育部 学校教育課	—	2	2
教育部 保健給食課	1	2	3
教育部 生涯学習課	1	5	6
教育部 美術博物館	5	2	7
教育部 科学教育センター	1	1	2
合計	9	13	22

4 事業で使用するシステムの管理体制の監査結果の指摘と意見の数

指摘及び意見はない。

第 4 総論

1 総論

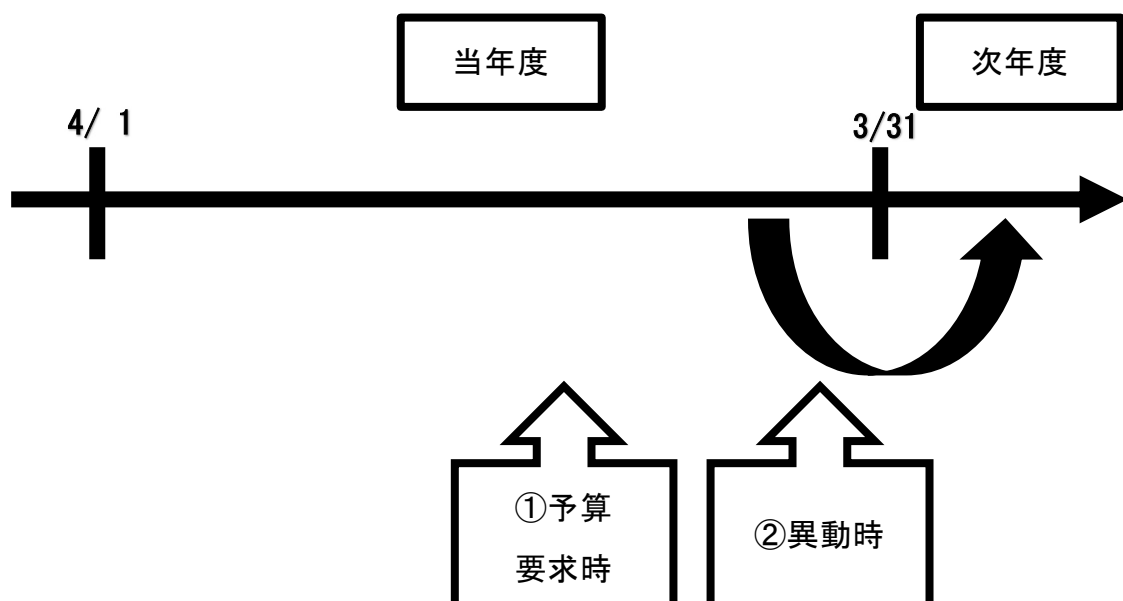
子育て・教育事業について、個別的な指摘・意見については後掲しているが、次項以下を指摘・意見としている。

これらのうち、法令等に基づいて適切に処理すべきものは当然に改善すべきであるが、その他、行政評価制度はあるものの、特に事業の効果検証が十分に行われていない、豊橋市として効果検証の仕組みが十分ではない点をあげることができる。

各部署においては、予算を組んだだけになっていないか、やりっぱなしになっていないか、実施した事業は市民にとって役立ったか、当初予定した事業目的は達成できたか等を、組織として十分に検証し、この結果を次年度以降の事業に活かす必要があると考える。

加えて、豊橋市として、以下の点を考慮し、効果検証のための仕組みをさらに整備する必要があると考える。

- ① 次年度の予算要求時に（暫定・見込含めて）事業の効果を検証すること
 - ② 担当者の異動時に十分な引継ぎを行うこと 等



2 計画と実績の比較に基づく監査結果の指摘と意見
(子育て事業)

部署	区分	番号	事業	項目
子育て支援課	意見	A 1- 1	子育て支援ショートステイ事業委託料	利用者の意見等の共有について
保育課	意見	A 2- 1	保護者の経済的負担の軽減	計画と実績との差異理由の説明について
保育課	意見	A 2- 2	民間保育所の保育士の処遇改善促進のための人件費補助金	計画と実績との差異理由の説明について
保育課	意見	A 2- 3	延長保育事業費	事業の効果検証について
こども保健課	指摘	A 3- 1	性と健康の相談センター事業（相談）	事業の効果検証について
こども保健課	指摘	A 3- 2	産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）	事業の効果検証について

(教育事業)

部署	区分	番号	事業	項目
生涯学習課	指摘	B 1- 1	思春期家庭教育講座	事業の見直しについて

(その他)

部署	区分	番号	事業	項目
財政課	意見	C 1- 1	計画に対する実績の説明	計画に対する実績の説明について

3 支出データに基づく監査結果の指摘と意見

(子育て事業)

部署	区分	番号	事業	項目
こども未来館	指摘	D 1- 1	令和 5 年度 豊橋市 つどいの広場事業委託 業務 第 1 期分 4 月 分	つどいの広場事業委託 料に係る精算額に ついて
こども未来館	意見	D 1- 2	ここにこサークルサポ ーター及びサークル相 談員（サークル訪問以 外の活動分）謝礼 令 和 6 年 3 月分	謝礼の支払い頻度につ いて
こども若者総合相談 支援センター	意見	D 2- 1	10/28 ヤングケアラ ー学生向けフォーラム 講師謝礼	アンケートの実施につ いて
こども若者総合相談 支援セ	意見	D 2- 2	豊橋市家庭訪問型子育 て支援ホームスタート 事業 10 月～ 3 月完了 分	アンケートについて

ンター				
保育課	意見	D 3- 1	一時預かり事業（保育所等） 1 回目	アンケートの実施について
こども保健課	指摘	D 4- 1	令和 5 年度 妊婦健康診査委託（扶助費）医師会分（市内分）10 月分	個人情報の取扱いについて
こども保健課	意見	D 4- 2	産後ケア事業業務委託料（ 8 月分）	ア アンケート結果の部署内の共有について
こども保健課	意見	同上	同上	イ 委託料の金額検討について
こども保健課	指摘	D 4- 3	母子健康手帳（母子健康手帳交付関係）	契約手続について
こども保健課	意見	D 4- 4	産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）業務委託 3 月分	アンケートの実施について
こども発達センター	意見	D 5- 1	令和 5 年度 障害児等療育支援事業実施委託 第 4 回分	アンケート結果の部署内の共有について

（教育事業）

部署	区分	番号	事業	項目
図書館	意見	E 1- 1	豊橋市中央図書館建築物及び建築設備定期点	点検結果を踏まえた検討について

			検業務委託	
自然史博物館	指摘	E 2- 1	令和 5 年度 大型映像デジタル番組組込・宣伝業務（ 1 回目）	選定委員会の構成について
学校教育課	意見	E 3- 1	学齢簿・就学援助システム用端末機器等賃貸借（3602） 2 月分	文書保存期間の取り扱いについて
学校教育課	意見	E 3- 2	学齢簿・就学援助システム開発業務委託（住民記録システム標準化対応）	随意契約内容の公表について
保健給食課	指摘	E 4- 1	令和 5 年度給食補助等委託業務（ 2 月分）	モニタリングの実施について
保健給食課	意見	E 4- 2	令和 5 年度 曙学校給食センターサービス対価（委託料）第 4 四半期分、令和 5 年度 北部学校給食センターサービス購入料B 第 4 四半期分	ア モニタリングシートの様式について
保健給食課	意見	同上	同上	イ モニタリングの実施について
生涯学習課	意見	E 5- 1	のびるん de スクール管理運営業務委託料	ア 事業効果の検証について
生涯学習課	意見	同上	同上	イ 管理運営業務委託料の予算配分につ

				いて
生涯学 習課	指摘	E 5- 2	のびるん de スクール 開催運営サポート業務 (2 月分)	サポート業務の人員 配置について
生涯学 習課	意見	E 5- 3	民営児童クラブ利用料 助成 (前期・後期)	ア 正確な振込先口 座情報の入手につい て
生涯学 習課	意見	同上	同上	イ 振込データの作 成誤りにについて
生涯学 習課	意見	E 5- 4	豊橋市放課後児童健全 育成事業補助金 (第 4 回)	助成金申請書 (算出 内訳表) について
美術博 物館	指摘	E 6- 1	令和 5 年度二川宿本 陣まつり開催実行委員 会補助金 (第 1 回 分・第 2 回分)	補助金の使用方法に ついて
美術博 物館	指摘	E 6- 2	「ブルターニュの光と 風」展覧会の開催支出	ア 予算執行の区分 について
美術博 物館	指摘	同上	同上	イ 相手先業者の選 定方法について
美術博 物館	指摘	同上	同上	ウ 支出金額の妥当 性について
美術博 物館	指摘	E 6- 3	「ブルターニュの光と 風」展覧会の図録	購入価格の妥当性に ついて

美術博物館	意見	E 6- 4	豊橋市美術博物館ロゴ入りグッズ	ア ホームページへのミュージアムグッズの掲載について
美術博物館	意見	同上	同上	イ ホームページの適時更新について
科学教育センター	指摘	E 7- 1	スカイスクリュー等・科学実験キット等（消耗品費）	購入した物品の受払管理について
科学教育センター	意見	E 7- 2	視聴覚教育センター・地下資源館建築物及び建築設備定期点検業務	予定価格の算出方法について

4 子育て事業・教育事業で使用するシステムの管理体制の監査結果の指摘と意見

指摘及び意見はない。

5 カテゴリー別の監査結果の指摘と意見

前項を踏まえ、カテゴリー別に監査結果の指摘と意見を整理した場合、以下となる。

カテゴリー	部署名	区分	番号
効果検証	子育て支援課	意見	A 1- 1
	保育課	意見	A 2- 1
		意見	A 2- 2
		意見	A 2- 3
		意見	D 3- 1
	こども保健課	指摘	A 3- 1
		指摘	A 3- 2
		意見	D 4- 2 ア
		意見	D 4- 4
	生涯学習課	指摘	B 1- 1
	財政課	意見	C 1- 1
	こども若者総合相談支援センター	意見	D 2- 1
		意見	D 2- 2
	こども発達センター	意見	D 5- 1
	図書館	意見	E 1- 1
	保健給食課	指摘	E 4- 1
		意見	E 4- 2 ア
		意見	E 4- 2 イ
	生涯学習課	意見	E 5- 1 ア
支出額の確認	こども未来館	指摘	D 1- 1
	こども保健課	意見	D 4- 2 イ
	生涯学習課	意見	E 5- 3 イ
		意見	E 5- 4
	美術博物館	指摘	E 6- 1

		指摘	E 6- 2 ウ
		指摘	E 6- 3
効率化	こども未来館	意見	D 1- 2
	生涯学習課	意見	E 5- 3 ア
個人情報の取扱い	こども保健課	指摘	D 4- 1
契約手続	こども保健課	指摘	D 4- 3
	自然史博物館	指摘	E 2- 1
	学校教育課	意見	E 3- 2
	美術博物館	指摘	E 6- 2 イ
	科学教育センター	意見	E 7- 2
文書保存期間	学校教育課	意見	E 3- 1
予算配分	生涯学習課	意見	E 5- 1 イ
		指摘	E 5- 2
予算執行	美術博物館	指摘	E 6- 2 ア
情報提供	美術博物館	意見	E 6- 4 ア
		意見	E 6- 4 イ
受払管理	科学教育センター	指摘	E 7- 1

なお、今回の監査対象はサンプル抽出に基づいており、他の取引についても留意し、再確認することが望まれる。

第 5 包括外部監査結果の指摘と意見の一覧

1 計画と実績の比較に基づく監査の結果の指摘と意見の一覧

(子育て事業)

※下線：強調箇所

部署名	区分	第 4章 第 2：番号・標題・内容
こども未来部 子育て支援課	意見	A 1- 1 子育て支援ショートステイ事業委託料 利用者の意見等の共有について 当該事業については、令和 4年度・令和 5年度の計画日数に対する実績日数が減少していたため、理由を確認したところ、「利用実績は児童の家庭状況等により左右されるものであり、令和 5年度は一時的に利用が少なかったと考える。」とのことであった。 また、利用者に、使い勝手に関する不満や意見がないか確認しているかについて質問したところ、担当者が電話で確認しているものの、不満や意見がないため、記録には残していないとのことであった。 利用者の不満や意見がないという情報も重要な情報であり、<u>不満や意見の有無を記録し、部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきで</u>あると考える。
こども未来部 保育課	意見	A 2- 1 保護者の経済的負担の軽減 計画と実績との差異理由の説明について 各事業のうち、特に、適合届出保育施設利用料の軽減事業については、84万円を助成する計画だったところ、助成実績がゼロとなっていたため、理由を確認したところ、「第 1子低所得世帯以降を対象とした拡充分の予算だったが、実績は第 2子以降の子のみ申請があり、第 1子低所得世帯からの申請がなかったため、助成実績がゼロとなった。」とのことであった。ま

		た、なぜ第 1子低所得世帯からの申請がなかったかについての原因の分析はしていないとのことであった。 「予算の見どころ」は、豊橋市として、各種の事業計画のうち、特に市民に説明するための公表物であり、<u>計画と実績に著しく差異が発生した場合には、当該差異とその原因についても分析し説明することが望ましい</u>と考える。
こども未来部 保育課	意見	A 2- 2 民間保育所の保育士の処遇改善促進のための人件費補助金 計画と実績との差異理由の説明について 保育所人件費補助金については、366,000千円を補助する計画だったところ、補助の実績金額が89,945千円と、276,055千円（75%）減少していたため、理由を確認したところ、「児童数の減や公定価格の増額改正があり、総所要額から差し引く委託費が多くなったことなど」により、補助金の交付が少なくなり、予算が余るとともに、予算の減額補正をしたとのことであった。 「予算の見どころ」は、豊橋市として、各種の事業計画のうち、特に市民に説明するための公表物であり、市民も、366,000千円の補助がなされるものと理解すると推測する。 したがって、「予算の見どころ」の<u>計画と実績に著しく差異が発生した場合には、当該差異とその理由についても説明することが望ましい</u>と考える。 なお、令和 6年度も366,000千円の同額の予算を計上していたため、この点についても質問したところ、

		「予算作成時点で国の処遇改善未実施の園があり、今後も処遇改善の促進により費用が必要になることが見込まれることから、令和 5年度と同額を据え置いた。」とのことであった。
こども未来部 保育課	意見	A 2- 3 延長保育事業費 事業の効果検証について 延長保育事業について、令和 4年度に比較して、令和 5年度の利用人数が減少していたため、原因と予算への影響について質問した。 結果、園に通う保護者に対して、年に一度、園全体に関するアンケート調査は行い、延長保育事業についてのコメントはないとのことであったが、個別的に、延長保育事業の利用人数の減少について原因分析は行っていないとのことであった。また、予算への影響については、利用人数の増減により光熱費等の影響はないとのことであった。 令和 5年度は、延長保育が必要な保護者が少なかったのかもしれないが、利用人数の減少理由が明確ではなく、また予算上の影響はないとしても、そもそも延長保育事業は、豊橋市として重要な事業の一つとして位置づけていると思料する。 園が実施する事業のうち、個別的な事業について利用人数が少ない場合には、事業の改善余地がないかを確認するため、改めて、利用者へのアンケート等を行い、<u>事業の周知方法や使い勝手等について当該年度の事業の効果を検証すべき</u>であると考えます。
健康部 こども保健課	指摘	A 3- 1 性と健康の相談センター事業（相談） 事業の効果検証について

		当該事業について、令和 5年度の計画件数に対する実績件数が減少していたため、理由を確認したところ、「新たなオンライン相談と、性に関する相談が想定よりも少なかったことに加え、不妊に関する相談が減少した。」とのことであった。 ただ、利用者へのアンケート等は行っておらず、令和 5年の事業について、使い勝手が悪かったこと等により実績が少なかったどうか等の効果検証がなされていなかった。 当該事業は、令和 6年度においても、195件を計画しており、豊橋市として、重要な事業の一つとして位置づけていると思料する。 本来は、利用者にアンケート等を実施し、<u>事業の周知方法や使い勝手等、事業の実施体制に改善の余地がないかを確認し、事業の効果を検証すべき</u>であると考ええる。
健康部 こども保健課	指摘	A 3- 2 産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援） 事業の効果検証について 当該事業について、令和 5年度の計画件数に対する実績件数が減少していたため、理由を確認したところ、「産後の利用期間を産後 1年から 2年に延長したことによる利用増を見込んだが、令和 5年度については新型コロナウイルス感染症の 5類移行により家族の支援を得られた妊産婦が多かったと考える。」とのことであった。 また、令和 6年度の予算を確認したところ、14人を計画し、計画人数を減少させていた。

	ただ、委託先や利用者へのアンケート等を行っておらず、令和 5年の事業について、使い勝手が悪かったこと等により実績が少なかったどうか等の効果検証がなされていなかった。 当該事業にかかる予算は余ったとのことであるが、豊橋市として、重要な事業の一つとして位置づけていると思料する。 本来は、委託先や利用者にアンケート等を実施し、事業の周知方法や使い勝手等、<u>事業の実施体制に改善の余地がないかを確認し、事業の効果を検証すべき</u>であると考える。
--	--

2 計画と実績の比較に基づく監査の結果の指摘と意見の一覧

(教育事業)

※下線：強調箇所

部署名	区分	第 4 章 第 3 : 番号・標題・内容
教育部 生涯学習課	指摘	B 1- 1 思春期家庭教育講座 事業の見直しについて 当該事業について、令和 4 年度・令和 5 年度の受講人数の実績がゼロだったため、理由を確認したところ、中学校へ呼び掛けを行っているが、実施する中学校がなかったとのことであった。 また、令和 6 年度も同じく予算計上し、1,400 人の受講を予定しているため、令和 6 年 7 月末時点の実施予定を確認したところ、各中学校に向けて周知しているものの、予定はないとのことであった。 令和 4 年度・令和 5 年度において、予算は余ったとのことであり、予算規模としては講師謝礼分とのことであるが、豊橋市として毎年予算計上している事業であり、重要な事業の一つとして位置づけていると思料する。 本来は、毎年度、<u>計画に対する実績を比較し、本当に必要な事業であるか、また必要な事業であるならば、事業の周知方法や実施体制に改善の余地がないかを検討すべき</u>であると考ええる。

3 計画と実績の比較に基づく監査の結果の指摘と意見の一覧

(その他)

※下線：強調箇所

部署名	区分	第 4 章 第 4：番号・標題・内容																																															
財務部 財政課	意見	C 1- 1 計画に対する実績の説明																																															
		計画に対する実績の説明について																																															
		豊橋市では、市民に対する計画の説明や、実績の説明については、各々、詳細に実施している。																																															
		ただ、市民に対して、計画と実績を比較して説明した資料は見当たらなかった。																																															
		例えば、主要施策成果報告書は、過去 2年間の実績を記載しており、前述した事業実績がゼロの思春期家庭教育講座については、主要施策成果報告書上は、以下の記載となっている。																																															
		(出典：令和 5年度主要施策成果報告書P327)																																															
		2 家庭教育事業費885,454 円（生涯学習課） [総括] 家庭教育に関する学習支援を充実させるため、家庭教育セミナー及び明るい家庭づくり推進大会等を実施するとともに、学校、地域と連携した子育て学習講座を開催した。今後も学校や家庭、地域との連携を図り、地域ぐるみで子どもを育てる活動を支援するなど、保護者への効果的な学習機会を提供していく。 [実績及び成果] (1) 家庭教育講座事業費885,454 円 <table><thead><tr><th rowspan="2">内 容</th><th colspan="3">令和 4 年度</th><th colspan="4">令和 5 年度</th></tr><tr><th>事業数</th><th>延参加者</th><th>回数</th><th>事業数</th><th>延参加者</th><th>回数</th><th>開催場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>家庭教育セミナー</td><td>16</td><td>364人</td><td>16回</td><td>25</td><td>531人</td><td>28回</td><td>地区市民館ほか</td></tr><tr><td>子育てお悩み解決塾</td><td>9</td><td>165</td><td>9</td><td>10</td><td>163</td><td>10</td><td>地区市民館ほか</td></tr><tr><td>子育て学習講座</td><td>29</td><td>1,523</td><td>29</td><td>32</td><td>2,149</td><td>32</td><td>小学校</td></tr><tr><td>思春期家庭教育講座</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>中学校</td></tr></tbody></table>	内 容	令和 4 年度			令和 5 年度				事業数	延参加者	回数	事業数	延参加者	回数	開催場所	家庭教育セミナー	16	364人	16回	25	531人	28回	地区市民館ほか	子育てお悩み解決塾	9	165	9	10	163	10	地区市民館ほか	子育て学習講座	29	1,523	29	32	2,149	32	小学校	思春期家庭教育講座	0	0	0	0	0	0	中学校
内 容	令和 4 年度			令和 5 年度																																													
	事業数	延参加者	回数	事業数	延参加者	回数	開催場所																																										
家庭教育セミナー	16	364人	16回	25	531人	28回	地区市民館ほか																																										
子育てお悩み解決塾	9	165	9	10	163	10	地区市民館ほか																																										
子育て学習講座	29	1,523	29	32	2,149	32	小学校																																										
思春期家庭教育講座	0	0	0	0	0	0	中学校																																										
		確かに、事実の記載はなされているものの、本来、地方自治法第233条第 5項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」としては、過去の実績の推移に加えて、次の記載例のように、 <u>計画に対して実績がどうだったかを説明することが、市民にとっては、より有用である</u> と考える。																																															

(記載例)					
	A (前年度) (実績) 受講人数	B (当年度) (計画) 受講人数	C (当年度) (実績) 受講人数	C-A	C-B
思春期家庭 教育講座	0 人	1,400 人	0 人	0 人	▲1,400 人
上記について、当年度の実績は、前年度と同様、0人であった。 また、当年度の実績は、計画に比べて1,400人減少した。 この要因は、・・・である。 この要因を受けて、翌年度においては・・・の予定である。 等					

4 支出データに基づく監査結果の指摘と意見の一覧

(子育て事業)

※下線：強調箇所

部署名	区分	第 5 章 第 3 : 番号・標題・内容
こども未来部 こども未来館	指摘	D 1- 1 令和 5 年度 豊橋市つどいの広場事業委託業務 第 1 期分 4 月分 つどいの広場事業委託料に係る精算額について つどいの広場事業委託料精算に伴う返還金として 839,014 円を精算している。また、当該金額は受入額 11,790,000 円と決算額 10,950,986 円との差額から算定されている。 この点につき、収支決算書に記載の決算額 10,950,986 円に関して、領収書等の裏付け資料を入手しているかどうかを確認した。また、要領等の中に、領収書等を保管することや、豊橋市がいつでも確認できる旨の記載があるかどうかを確認した。 結果、領収書等の裏付け資料を入手しておらず、また、要領等においても豊橋市がいつでも確認できる旨の記載はされていなかった。 過大請求等を防止するため、<u>領収書等を入手すべき</u>と考える。あるいは、<u>要領等の中に受託業者の決算額の内訳等をいつでも確認できる旨の記載を設けるべき</u>と考える。
こども未来部 こども未来館	意見	D 1- 2 ここにこサークルサポーター及びサークル相談員（サークル訪問以外の活動分）謝礼 令和 6 年 3 月分 謝礼の支払い頻度について ここにこサークルサポーター及びサークル相談員に対する謝礼の支払いに関しては、毎月振り込みが行われており、3 月の 141 件の振り込みのうち、500 円の振

		り込みが83件あるなど、500円の振り込みの割合が多くなっていた。 <u>業務負担の軽減や、振込手数料の削減のため、数カ月に1度、まとめて支払うなど、支払い回数の削減を検討することも有用である</u>と考える。
こども未来部 こども若者総合相談支援センター	意見	D 2- 1 10/28 ヤングケアラー学生向けフォーラム 講師謝礼 アンケートの実施について ヤングケアラー学生向けフォーラム事業に関連して、フォーラム参加者へ満足度アンケート等を実施しているか確認した。 結果、アンケートは実施されていなかった。 実施した事業が市民にとって役に立ったか、改善すべき点はなかったかについて、<u>アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべき</u>であると考え。
こども未来部 こども若者総合相談支援センター	意見	D 2- 2 豊橋市家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業10月～ 3月完了分 アンケートについて 豊橋市家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業に関連して、利用者へ満足度アンケート等を実施しているかを確認したところ、事業を委託した業者自身が実施したアンケートを入手し、部署内で共有していた。 この点につき、当該アンケートは、委託業者内の、直接事業を実施した者とは別の者が実施していたものの、同一業者内であり、万一、委託業者に望ましくない回答があった場合、豊橋市まで報告されないことも想定される。

		豊橋市として、利用者からの生の声を入手するためにも、<u>直接、利用者にアンケートを実施することが望ましい</u>と考える。 なお、利用者としては、アンケートへの回答負担が増えてしまうため、委託業者からのアンケートは入手を継続するとともに、別途実施する豊橋市としてのアンケートは、委託業者に満足したか等、アンケート項目を簡略化する工夫が必要であると考え。
こども未来部 保育課	意見	D 3- 1 一時預かり事業（保育所等） 1回目アンケートの実施について 一時預かり事業（保育所等）に関連して、利用者へ満足度アンケート等を実施しているか確認した。 結果、アンケートは実施されていなかった。 実施した事業が市民にとって役に立ったか、事業を実施した施設に改善すべき点はなかったかについて、<u>豊橋市が利用者に対して直接アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべき</u>であると考え。
健康部 こども保健課	指摘	D 4- 1 令和 5年度 妊婦健康診査委託（扶助費）医師会分（市内分）10月分個人情報取扱いについて 豊橋「市内」の妊婦健康診査は、一般社団法人豊橋市医師会に委託しているが、実際の健康診査は、豊橋市医師会の構成員である、市内の医療機関が実施している。 この点につき、豊橋市と豊橋市医師会との間で締結した業務委託書第 4条には、再委託の制限として、「あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、

		業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」旨の記載があるが、発注者としての豊橋市が、再委託を承諾した旨の書類は確認できなかった。 また、豊橋市と豊橋市医師会との間では、個人情報の取扱いについて詳細に定め、個人情報取扱特記事項第 9 条には「受託者が再委託する場合、再委託先との間で、同等の内容の再委託契約を締結しなければならない旨、その写しを豊橋市に提出しなければならない」旨の記載があるが、当該写しは確認できなかった。 豊橋市医師会と各医療機関は別組織であり、健康診査を利用した者の個人情報は、各医療機関にも存在する。 実際、豊橋「市外」の医療機関に妊婦健康診査を委託する場合には、個人情報の取扱いについて、誓約書を入手しており、豊橋「市内」の各医療機関についても、<u>豊橋市医師会との間で締結した個人情報の取扱いと同等の取扱いがなされていることを確認する必要がある</u>と考える。
健康部 こども保健課	意見	D 4- 2 産後ケア事業業務委託料（ 8 月分） ア アンケート結果の部署内の共有について 産後ケア事業に関連して、利用者へ満足度アンケート等を実施しているか確認した。 結果、アンケート自体は実施されていたものの、アンケート結果について、部署内で共有している旨の資料は確認できなかった。 担当部署として、実施した事業が市民にとって役に立ったか、改善すべき点はなかったかについて、<u>アン</u>

		<u>ケート結果を通して、部署内で共有した資料を残し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきである</u>と考える。 イ 委託料の金額検討について 産後ケア事業は、宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型があり、委託料の金額が定められている。 当該委託料の金額の妥当性については、中核市及び近隣市町の平均単価を参考に検討しているとのことであつたため、当該資料を確認したところ、デイサービス型については令和 5年度の検討資料が確認できた。 一方、宿泊型については、令和元年10月以降の検討資料は確認できなかった。また、アウトリーチ型については、検討資料自体が確認できなかった。 本来は、全ての産後ケア事業について、<u>定期的に、委託料の金額の妥当性を検討する必要がある</u>と考える。
健康部 こども保健課	指摘	D 4- 3 母子健康手帳（母子健康手帳交付関係）契約手続について 母子健康手帳は、複数の会社が発行しているが、様式は様々であり、豊橋市では、利用者の便宜を考え、従来から同じ会社の母子健康手帳を購入している。また、これは地方自治法施行令第167条の 2第 1項第 2号の規定により一者随意契約を行うものである。 地方自治法施行令 （随意契約） 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合

		は、次に掲げる場合とする。 ： 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 この点につき、契約手続を確認したところ、当該会社から見積書は入手していたものの、一者随意契約理由書が確認できなかった。 本来、<u>随意契約を行う場合には、一者随意契約理由書を作成し、承認された後に購入する必要がある、承認されない場合には、競争入札等を行うこととなるため、改善が必要と考える。</u>
健康部 こども保健課	意見	D 4- 4 産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）業務委託 3月分 アンケートの実施について 産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）に関連して、支援者へ満足度アンケート等を実施しているか確認した。 結果、アンケートは実施されていなかった。 実施した事業が市民にとって役に立ったか、改善すべき点はなかったかについて、<u>アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべき</u>であると考えます。
健康部 こども発達センター	意見	D 5- 1 令和 5年度 障害児等療育支援事業実施委託 第 4回分 アンケート結果の部署内の共有について

	在宅支援訪問療育等指導事業及び施設支援一般指導事業に関連して、訪問先や支援先へ満足度アンケート等を実施しているか確認した。 結果、アンケート自体は実施されていたものの、アンケート結果について、部署内での共有はなされていなかった。 本来、担当部署として、実施した事業が市民にとって役に立ったか、改善すべき点はなかったか、<u>アンケート結果を通して共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべき</u>であると考える。
--	---

5 支出データに基づく監査結果の指摘と意見の一覧

(教育事業)

※下線：強調箇所

部署名	区分	第 5 章 第 4 : 番号・標題・内容
文化・スポーツ部 図書館	意見	E 1- 1 豊橋市中央図書館建築物及び建築設備定期点検業務委託 点検結果を踏まえた検討について 中央図書館は、毎年、建築物及び建築設備の定期点検を実施している。また一方で、将来の大規模改修を予定している。 令和 5年度の定期点検報告書を確認したところ、複数の要是正項目があったため、個々の要是正項目ごとに、大規模改修時の対応でよいのか、あるいは緊急に対応する必要があるか否かについて、図書館として検討は行ったとのことであったが、資料では確認できなかった。 将来の大規模改修が予定されている場合、現時点での個別の修繕等は効率的ではないが、一方で、万一、大規模改修前に不測の事態が起こった際、<u>利用者への影響はあるか、緊急に対応が必要かについては、図書館として、検討内容を資料として残すことが望ましい</u>と考える。
総合動植物公園 自然史博物館	指摘	E 2- 1 令和 5年度 大型映像デジタル番組組込・宣伝業務（1回目） 選定委員会の構成について 豊橋市自然史博物館大型映像番組選定委員会の構成について「豊橋市自然史博物館大型映像番組選定委員会設置要綱」を確認したところ、「委員長及び委員は、豊橋市教育委員会が委嘱し又は任命する学校教育、映像・映画等に関する学職経験者及び豊橋市自然

		史博物館長」と定められていた。 この点につき、当該要綱には、プロポーザル対象会社と特別な利害関係を有する者を除く等の規定は含まれていなかった。 より公平性を高めるため、<u>選定委員会の構成を決定する際には、特別な利害関係を有する者を除く等の規定を含めるべき</u>であると考ええる。
教育部 学校教育課	意見	E 3- 1 学齢簿・就学援助システム用端末機器等賃借（3602） 2月分 文書保存期間の取り扱いについて 「豊橋市文書取扱規程」第18条第 2項の定める別表第 1において、行政事務の施策に関する文書や行政執行上参考資料となる文書について、主なものは10年、軽易なものは 3年、その他は 5年の保存期間が定められている。 この点につき、「主なもの」や「軽易なもの」と判断する基準が定められておらず、豊橋市の文書事務の手引や文書法務FAQの決裁規程に関する軽易・定例等の判断を参考に、各課の判断に委ねられているため、豊橋市として統一的な運用をするためにも、<u>判断指針を定めることを検討する必要がある</u>。 また、上記の支出額は、契約期間が令和 6年 3月31日までの 5年間、契約金額24,760,080円の契約に基づく月額であり、契約書については支出伝票に係るものとして保存されていると考えられるが、平成30年度の起案文書は、令和 5年度末において 5年の保存期間を経過したとして廃棄されている。 この点につき、契約を締結するに至った経緯等を確

	認する手段を残すため、契約期間が継続している限りその<u>起案文書</u>についても合わせて保管することが望まれる。 なお、上記については、現状の豊橋市の定めに反する取り扱いではないが、文書を保存することで将来的にどのように活用できると考えるか、豊橋市の考える<u>文書保存の目的に応じたルール</u>の明確化が必要と考える。
教育部 学校教育課	E 3- 2 学齢簿・就学援助システム開発業務委託（住民記録システム標準化対応） 随意契約内容の公表について 本件委託業務は、既に開発・運用されている学齢簿・就学援助システムと連携している住民記録システムの標準化対応に伴うシステム改修及び動作テストであり、システムの開発元しか行うことができず、開発元以外の第三者に履行させることができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の定めにより「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」とであると判断し随意契約としている。当該判断については、「豊橋市随意契約ガイドラン」（平成30年 6月改訂 契約検査課）の 4. 随意契約ができる場合の例示として「⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合」の記載とも整合している。 随意契約に関しては、委託業務の円滑な執行と透明性を図ることを目的に、「物品の調達業務及び委託業務に係る入札結果等の公表事務取扱要領」の第 7条に

		より、入札結果等の公表の規定を準用し、豊橋市契約規則第52条に定める額を超える随意契約について公表するものとされており、当該契約についても、学校教育課窓口において「入札結果等の公表」として、文書閲覧方式により確認することができる。 しかし、開示の方法は、窓口における文書閲覧方式のみであり、文書閲覧により随意契約が開示されていることについてはホームページなどで明示されておらず、市民への周知は図られていない。また、公表文書の記載内容については、随意契約である旨や随意契約とした理由も開示されていない。 この点、名古屋市では契約手続の透明性・公正性・競争性をより高めるための取組みとして、随意契約を行った場合は、少額のものを除きその理由などを公表しており、都城市でも、契約手続の透明性の向上を図るための取り組みとして、平成25年1月から随意契約案件の随意契約理由を公表しているなど、随意契約に関する開示を行っている自治体もある。 豊橋市においても同様に、契約手続の透明性・公正性・競争性の向上を図るため、<u>随意契約として理由などの開示を検討することが望まれる。</u>	
教育部 保健給食課	指摘	E 4- 1 令和 5年度給食補助等委託業務（2月分）モニタリングの実施について 豊橋市は、小中学校の給食事業のうち、一部の業務を公益財団法人豊橋市学校給食協会（以下「給食協会」という。）に委託しており、その主な業務内容は次のとおりである。 <table border="1"><tr><td>ア 東部学校給食センターにおける給食補助業務</td></tr></table>	ア 東部学校給食センターにおける給食補助業務
ア 東部学校給食センターにおける給食補助業務			

	イ 東部及び北部学校給食センターから配送される市立小中学校における給食受入業務 ウ 東部、南部、北部及び曙学校給食センターの学校給食物資購入業務 このうち、ア 給食補助業務とは、学校給食センターにおける生鮮野菜類の下処理業務及び使用済み食器・食缶類の洗浄業務をいい、イ 給食受入業務とは、給食用パン、米飯、ソフトめん及び牛乳等を点検受領し、これを学級別に区分すること並びに学校給食センターから配送される食器・食缶類を収めたコンテナ等の点検受領及び給食終了後の配送業者への受渡しをいう。給食協会は毎月、豊橋市に対し完了検査報告書を提出し、豊橋市から業務内容のチェックを受けている。 上記アにおける東部以外の学校給食センター及びイにおける東部及び北部以外の学校給食センターは、給食協会が受託していないためそれぞれア・イの各業務を実施する。 市内の学校給食事業のうち、北部及び曙の各学校給食センターは、いわゆるPFI事業として、過年度よりその運営を民間企業に長期・包括的に委託している。令和 6年度において、南部学校給食センターについても入札公告を行っており、同様にその運営を民間企業に委託する方針となっている。北部及び曙学校給食センター事業を受託した民間企業は、それぞれSPC（特別目的会社）であり、実際の事業は当該SPC構成企業が行う。 SPCは、四半期ごとにモニタリングシートに基づき
--	---

		豊橋市からモニタリングを受け、事業主体として「適合」するかどうかチェックを受けている。そのチェック項目数は曙学校給食センターの運営企業の場合、運営編として85、維持管理編として78に及ぶ。同様に北部学校給食センターについては、運営について87、維持管理について50となっている。上記ア・イの業務についても、チェック項目が設けられており、その業務の適切性が豊橋市によってモニタリングされている。 給食協会は毎月、豊橋市に対し完了検査報告書を提出しているとはいえ、その様式はモニタリングシートと比較すると簡便的で、学校給食センターを受託しているSPCと同程度のチェックを受けているかどうかについて、残された資料から確認することができなかった。公益財団法人とはいえ豊橋市とは別組織であり、そこへ学校給食事業の一部を委託する以上、学校給食という生徒・児童の健全な成長及び健康管理に責任を有する豊橋市としては、事業遂行について何らかのチェックを要すると考えられるところ、民間企業よりも簡便的なモニタリングで済ませられるという合理的な理由を見出すことができなかった。少なくとも、<u>受託したSPCと共通する業務に関しては、それと同等程度のモニタリングが必要ではないかと考える。</u>
教育部 保健給食課	意見	E 4- 2 令和 5年度 曙学校給食センターサービス対価（委託料）第 4四半期分、令和 5年度 北部学校給食センターサービス購入料B第 4四半期分 ア モニタリングシートの様式について 豊橋市にある 4つの学校給食センター（北部・東部・南部・曙）のうち、北部及び曙は、いわゆるPFI

	事業として過年度に民間企業へ運営が委託され、南部についても令和 6年度にその運営事業の入札公告が実施されており運営事業者を選定しているところである。 現在、北部及び曙学校給食センターは、SPC（特別目的会社）がその運営を担っており、実際の業務はその構成企業が実施している。市は、SPCによる業務遂行状況を四半期ごとにモニタリングしており、その適合性を確かめている。実際のモニタリングは、モニタリングシートに基づいて行われ、そのチェック項目数は曙学校給食センターの運営企業の場合、運営編として85、維持管理編として78に及ぶ。同様に北部学校給食センターについては、運営について87、維持管理について50となっている。 今後、南部学校給食センターも民間事業主体による運営となり、市によるモニタリングが実施されると予想される場所、学校給食センター事業には共通点があるため、モニタリングシートを共通化するのが業務効率化の観点から望ましい。もちろん、センターによってはチェックする必要のない項目が含まれるものの、その点については「該当なし」と記載すれば足り、項目に不足さえなければモニタリングシートとして十分であると考え。今後、モニタリングシートの改訂が必要となるような事案が生じた場合でも、あらかじめ様式を統一しておいた方がセンターごとに対応せずに済む分、効率的な対応が可能となると考える。 この点、豊橋市は、モニタリングシートの様式及び項目は、給食センターごとに運営事業者との協議のう
--	---

		え作成したものであるとするが、そもそもモニタリング実施主体は豊橋市であるはずで、だとすれば<u>豊橋市側が必要な項目を最終的に決するべき</u>である。 イ モニタリングの実施について 北部及び曙の各学校給食センターの運営を担う各SPCは、それぞれに用意されたモニタリングシート上において、各項目の自主点検をし点検内容の根拠書類を明示したうえで、豊橋市からのモニタリングを受けることとなっている。 モニタリングシートを閲覧したところ、モニタリングシートにて豊橋市側は、書類を確認した旨の記載を確認することはできたものの、それによって各項目につき、どういったモニタリングをしたのか判断の結果及びその過程を確認することができなかった。現行のモニタリングシートの運用だと、各項目において要求される資料又は書類がそろっているかどうかだけをチェックしているように見受けられる。 少なくとも各項目について書類の作成状況だけのチェックではなく、各項目の遂行又は充足状況までをチェック対象とするのであれば、<u>判断結果及びそこに至った過程を簡潔な記載でも構わないので書類に残すべき</u>である。
教育部 生涯学習課	意見	E 5- 1 のびるんdeスクール管理運営業務委託料 ア 事業効果の検証について のびるんdeスクールは、小学校児童の放課後の学びの場として各小学校で運営されている。利用に当たり保護者及び児童は、ウェブ上で所定の登録及び利用前

	月の15日までに当月の出席予定を入力する。活動内容は、自主学習及び外部講師を招いてのスポーツ・カルチャー・アカデミーの各分野での体験活動が予定されている。 第 6次豊橋市総合計画によると、市は、2025年度の目標値として登録児童割合50%を設定している。上記活動成果として、当該事業の定性的な目標を設定することは困難であり、事業成果を定量的に把握すること自体は、合理的であると考え。もっとも、登録児童割合のみだと毎回全員参加でもない限り実際の利用者数と一致せず、それでは実際の活動規模を直接把握することができないことから、それをより直接的に反映させる指標として<u>実際の利用児童数又は利用延べ人数を用いることが望ましい</u>と考える。 イ 管理運営業務委託料の予算配分について のびるんdeスクールは、各小学校に設置された運営委員会によって運営され、その管理運営業務委託料として、市から各校の運営委員会に対し消耗品又は印刷費などの必要経費を支給している。各校の当該経費は、登録児童数に応じて一定の算式に基づいて算出される。 しかし、上述のとおり実際の利用者数は、登録とは別にその都度利用申込みが必要となるため、実際の経費は活動規模に応じて支給されていると言い難い状況にある。したがって、当年度の委託料を決定するに当たり、前年度の参加者数を参照するなどしたうえで、当年度の開催規模を予測して支給したり、予測を超え
--	---

		た利用者数となった場合には不足分を事後的に支給するなど<u>各校の実際の利用規模に応じた支給がなされることが望ましい。</u>
教育部 生涯学習課	指摘	E 5- 2 のびるんdeスクール開催運営サポート業務（2月分） サポート業務の人員配置について のびるんdeスクールの運営に際し外部講師と別に、運営サポート業務に当たる人員を配置しており、当該人員は、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会から派遣されている。各校の配置人数は、児童登録者数又は率を基準として、同連合会との間の協議のうえで決定されとのことである。各校の配置人員数は、各校に配分される、前述「E 5 -1 のびるんdeスクール管理運営業務委託料」の大小とは必ずしも一致しておらず、同委託料金額すなわち登録児童数が同程度の小学校であったとしても配置される人数はまちまちとなっている。 この点について、仮に利用者数を見込んだうえで配置人数を決めているのであれば、これを上述の管理運営業務委託料の支給額決定に反映させる余地があると考ええる。ただし、仮に実際の利用者数又はその見込みを反映したうえで配置人員数を決めているのであれば、市の支出である以上それを内部で検討する証跡が残されているのが望ましいにもかかわらず、配置人員数の決定に関する具体的な証跡は残されていなかった。 そもそも、のびるんdeスクールの運営を市内で画一的に行うことなく、各校において用品利用を厚くする

		かサポート人員数を厚くするか、などの裁量的な運営を許容するのであれば、管理運営業務委託料金額とサポート人員配置人数とは、必ずしも相関関係にある必要はない。しかし、豊橋市の予算を配分する以上、そうした裁量を許容する場合は、少なくとも各校における運営実態を市側で把握する必要があると考える。豊橋市側において、そうした各校における運営に関する具体的な方針などを把握することなく、両者の金額に相関が見られない現状においては、管理運営業務委託料又は人員に係る人件費のいずれかに偏りが生じているとの疑念を抱かせかねない状況にある。予算の適切な配分の観点からすると、管理運営業務委託料及びサポート人員それぞれの<u>予算配分を別個に検討するだけでなく、両者を総合したうえで運営の適切性を検討する必要があると考える。</u>
教育部 生涯学習課	意見	E 5- 3 民営児童クラブ利用料助成（前期・後期） ア 正確な振込先口座情報の入手について 豊橋市は、民営児童クラブに加入している児童の保護者のうち、一定要件を満たしている者に対しクラブ利用料を助成している。当該制度のもとでは、保護者は豊橋市に対し「豊橋市民営児童クラブきょうだい利用料助成金交付申請書」を提出し、これに対し豊橋市は、支給要件を確認し該当者に対し交付決定通知書を交付したうえで、申請書に記載された当該保護者の金融機関口座情報に基づき助成金を振り込んでいる。 令和 5年度の 1年間に於いて、申請者により記載された口座情報 9件に誤りがあったために当該件数分の振込みがやり直しとなった。 1世帯当たりの助成額は

	数千円から数万円ほどであるところ、1件のやり直しに要する銀行振込手数料は880円となっている。やり直しに際し手数料に加えて、申請者から再度正確な口座情報を入手するために追加の事務作業も生じる。 記載を誤ったのは申請者側であって豊橋市側による誤りではないとはいえ、<u>追加的な経費及び事務負担をなくすよう努力することが業務効率化の観点から望ましい。</u>例えば、申請書に記載する口座情報と同じ範囲の記載、すなわち口座番号や口座名義などが記載された通帳又はキャッシュカードの該当箇所の写しを添付させるなど、<u>申請に当たり正確な口座情報の入手に努めることが望ましい。</u> イ 振込データの作成誤りについて 豊橋市は、助成金を申請者に対し振り込むに際して、申請書に記載された口座情報をもとに振込データを作成しそれを市の取扱金融機関に送付する。金融機関は、送付されたそのデータに基づいて振込処理を行う。令和5年度の1年間において、市の担当者が申請書の情報を誤って振込データに入力したために、振込みのやり直しとなったのが1件あった。 具体的には、金融機関種別で「信用組合」とすべきところ「信用金庫」と取り違えてしまい、本来の振込先と取り違えた振込先とで同一の支店名が存在したものの、取り違えた先に同姓同名の預金者がいなかったためいわゆる誤振込みには至らなかった。本件は、振込不可でやり直しとなり再度データを修正のうえ、最
--	--

		最終的に本来の申請者へ助成金が振り込まれている。 本件とは別の申請書においては、データ入力の際に記載されたと思われる本人又は第三者による蛍光マーカによるチェック証跡が残されていたが、本件の申請書上ではそのような証跡は残されていなかった。<u>入力されたデータに対し、本人または第三者による事後的なチェックがなされることが望ましい。</u> もっとも、豊橋市側の人員数や業務量の限界に加え人の手によるチェックにも限界はあるところ、本件においては、申請者が本来の信用組合の名称を略称で記載し、それが取り違えた先の信用金庫の名称と一致していたこと、さらに申請書上、金融機関種別は正しく丸印がされていたとはいえ申請書上の様式が「信組」「信金」とされていたことも重なって、一見どちらの金融機関が該当するのか紛らわしいという面もあった。今後、このようなミスをなくするため申請書上で一見するだけで違いを分かりやすくするよう「信組」「信金」とせず、例えば「信用組合」「信用金庫」又は「信組」を「信用組合」に改め使用頻度が高いと思われる「信金」だけをそのままの記載に改めるなど、再発防止のために<u>様式の記載についても変更を検討するのが望ましい</u>と考える。
教育部 生涯学習課	意見	E 5- 4 豊橋市放課後児童健全育成事業補助金（第4回） 助成金申請書（算出内訳表）について 民営児童クラブの運営にあたっては、豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき、運営者に対し助成金が交付されることとなっている。交付額

		は、同要綱別表に具体的に定められ、交付申請書類に含まれる算出内訳表上で算式が参照され適切に算出されるようになっている。 令和 5年度の 1民営児童クラブにおいて、令和 4年度の算出内訳表に基づいて算出された助成金が申請され、そのまま当該クラブに対し助成金が交付されていた。令和 4年度と同 5年度とでは算式に違いがなかったため、結果的に令和 5年度の助成額は令和 5年度の要綱に基づき算出された金額で交付されている。これに関し、令和 6年度の算出内訳表はすべて最新版への更新がなされているとのことである。 令和 4年度と令和 5年度との間における算出内訳表上の違いとして、1事業名で名称変更があり、令和 4年度は「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」とされていたのが、令和 5年度は「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」へと変更されていた。両者は実質的に同一と見てもよい事業で、これにより令和 5年度において令和 4年度の様式を用いたとしても実質的な変更がなく結果として助成金額が適切に算出されたとはいえ、<u>仮に大きな制度変更があった場合、変更前後で助成金額が大きく変わることもありうる。</u>交付決定に際して<u>申請様式は、常に最新様式であるかどうかまで確認を徹底するのが望ましい</u>と考える。
教育部 美術博物館	指摘	E 6- 1 令和 5年度二川宿本陣まつり開催実行委員会補助金（第 1回分・第 2回分） 補助金の使用方法について 二川宿本陣まつりは、令和 5年11月 5日に「二川宿

		本陣まつり開催実行委員会」が主催し、豊橋市から4,500,000円の補助金が支出されている。 「二川宿本陣まつり開催実行委員会」の収支決算書と領収書綴を確認したところ、補助金額4,500,000円の全額を使い切っていたが、令和 5年11月29日に63円はがき34枚、10円切手 5枚、 2円切手 2枚、 5円切手1枚、合計2,201円分を購入していた。 まつり終了後に購入した2,201円分のはがきや切手が、令和 5年度のまつりのために使用されたか否かは疑義が残るが、はがきや切手の受払台帳は確認できなかった。 仮に、翌年度のまつりに使用する目的で購入している場合、予算消化のために徒に事務負担をかけるよりも、<u>翌年度の補助金で改めて購入すべき</u>であると考ええる。あるいは、委員会として、<u>はがきや切手の受払台帳を整備し現物管理するとともに、所管課としても管理状況を確認すべき</u>であると考ええる。
教育部 美術博物館	指摘	E 6- 2 「ブルターニュの光と風」展覧会の開催支出 ア 予算執行の区分について 豊橋市美術博物館では、リニューアルオープン記念展として、令和 6年 3月 1日から 4月 7日の間、「ブルターニュの光と風」展覧会を開催している。 また、展覧会の開催にあたり、主に次の業務を依頼するため、相手先業者と協約書を締結し、予算執行区分上、「負担金」として8,000,000円を支出している。 ・ 作品所蔵者との作品出品についての折衝 ・ 作品の集荷、輸送、搬入、展示、撤去、搬出、返

		却作業 ・保険の付保 ・キャプション、パネル等の制作 等 この点につき、当該展覧会開催のための支出について、「負担金」として予算執行することが妥当か、財政課に確認したところ、「負担金」による支出は、次の(1)、(2)の考え方に基づく旨の回答があった。 (1) 法令等に基づき、国、他の地方公共団体等が行う特定事業や活動に対し、経費の全部または一部を負担する義務的な支出 (2) 任意に各種団体を地方公共団体が構成する場合、その団体の必要経費に充てるため、構成各団体が取り決めた費用を負担する任意的な支出 展覧会は、豊橋市美術博物館のリニューアルオープン記念としての展覧会であり、また、相手先業者との協約書を確認したところ、展覧会開催のための支出は、(1)の「国、他の地方公共団体等が行う特定事業や活動に対し、経費の全部または一部を負担する義務的な支出」や、(2)の「任意に各種団体を地方公共団体が構成する場合、その団体の必要経費に充てる」ための支出ではなかった。 したがって、<u>支出時の予算執行の区分としては、「負担金」ではなく、「委託料」が適切であったと考える。</u> イ 相手先業者の選定方法について 展覧会の開催にあたり、見積合わせや、一者随意契約等、相手先業者をどのように選定しているかを確
--	--	---

	認したところ、見積合わせ等を行われておらず、一者随意契約についても「企画会社から提案のあった展覧会であるため、その企画会社との業務提携となり、一者随意契約は取り交わしていない。」旨の回答があった。 また、契約執行伺書による決裁についても、以下の「豊橋市予算決算規則第57条第 1項及び第 3項に該当しないため、第 5項に定める契約執行伺書による決裁は必要ない。」旨の回答があった。 豊橋市予算決算会計規則 (支出負担行為) <u>第 57 条 主務課長は、物品の購入修繕について支出負担行為をしようとするときは、物品購入（修繕）依頼書により、財務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）に依頼しなければならない。</u> 2 主務課長は、工事（工事に伴う委託及び施設、設備等（物品を除く。）の修繕を含む。次項において同じ。）の施行について支出負担行為をしようとするときは、工事等施行依頼書により、環境部、産業部、建設部、都市計画部又は総合動植物公園の工事担当課長に依頼してその手続をしなければならない。この場合、工事担当課長は、工事等施行伺書（兼契約依頼書）により、所定の決裁を経なければならない。 <u>3 前項の場合、工事担当課長は、当該工事の契約に関する事務を契約検査課長に依頼するものとする。</u> 4 主務課長は、事務の委託等について支出負担行
--	---

		為をしようとするときは、当該事務の入札及び見積書の徴取については、契約検査課長に依頼することができる。 <u>5 契約検査課長は、第1項及び第3項の依頼を受けた場合には、契約執行伺書又は契約締結伺書により、所定の決裁を経なければならない。</u> 確かに、当該支出が、「負担金」による予算執行の場合には、見積合わせや、一者随意契約依頼書・契約執行伺書の決裁は不要である。 ただ、当該支出は、本来は、「負担金」ではなく「委託料」の予算区分で執行すべきであり、この場合は、相手先業者を選定するにあたり、<u>少なくとも一者随意契約依頼書の作成及び決裁は必要であった</u>と考える。 ウ 支出金額の妥当性について 相手先事業者のホームページを確認したところ、「ブルターニュの光と風」の展覧会は、同様のテーマで、別の時期に、福島県や静岡市・広島県等でも開催されていた。 そこで、相手先事業者への支出金額の妥当性を確認するため、契約前に、他の自治体等の支出金額の情報を入手しているかを確認したところ、資料の確認はできなかった。 本来は、契約前に、<u>他の自治体等の情報の有無を確認し</u>、作成した資料を回付して、所管課として支出額の妥当性を検討すべきであったと考える。
教育部 美術博物館	指摘	E 6- 3 「ブルターニュの光と風」展覧会の図録

		購入価格の妥当性について 「ブルターニュの光と風」展覧会の図録は、780冊を1冊あたり2,010円で購入している（780冊×2,010円＝1,567,800円）。 前述しているが、同展覧会は、同様のテーマで、別の時期に、福島県や静岡市・広島県等でも開催されており、図録も販売されている。 そこで、購入価格の妥当性を確認するため、契約前に、他の自治体等の購入価格の情報を入手しているかを確認したところ、資料の確認はできなかった。 本来は、契約前に、<u>他の自治体等の情報を入手し</u>、作成した資料を回付して、所管課として購入価格の妥当性を検討すべきであったと考える。 なお、受払台帳を確認したところ、当該図録は、令和6年4月半ばから9月末までの販売はなく、279冊が残っているが、近隣の美術館に相互交換資料として送付を行う予定とのことである。
教育部 美術博物館	意見	E 6- 4 豊橋市美術博物館ロゴ入りグッズ ア ホームページへのミュージアムグッズの掲載について 購入したロゴ入りグッズは、トートバックとクリアファイルである。 美術博物館では、インターネットのホームページでミュージアムグッズを紹介しているが、当該グッズは紹介されておらず、ページは10年以上更新されていなかった。 美術博物館は営利活動を目的としていないことは承知しているが、ホームページに掲載し、<u>市民に適時に</u>

		<u>情報提供することが望ましい</u>と考える。 イ ホームページの適時更新について 前述の事項に関連して、美術博物館のホームページを確認したところ、施設概要上、既設部の竣工は昭和54年、増築部は平成28年の記載のみとなっていた。また、沿革は平成28年以降の更新されておらず、ページは10年以上更新されていなかった。 ここで、美術博物館は、令和 4年 6月から令和 6年 2月まで長期休館し、大規模改修を行い、令和 6年 3月 1日にリニューアルしている。 予算規模では総事業費15億円を計上する一大プロジェクトであり、市民も重大な関心を持っていると推測する。 施設概要のページに加え、他のページも合わせて、改めてホームページを見直し、<u>市民に適時に情報提供することが望ましい</u>と考える。
教育部 科学教育センター	指摘	E 7- 1 スカイスクリュー等・科学実験キット等（消耗品費） 購入した物品の受払管理について 購入した物品の受払管理・在庫管理の状況に関して、受払等の記録簿を閲覧し、その管理状況を確認した。 結果、今回のサンプルとして抽出したスカイスクリュー等の支出額314, 000円及び科学実験キット等の支出額203, 950円に対応する受入数量が記録されておらず、年度末のみにおいて、現物の数量と一致する在庫数量を記録しているのみであった。また、修正後の受

		払資料においては、「R 5当初在庫」の数量が修正されていたため、当初資料において年度初め時点の在庫数量は前年度末の数量と一致していなかった。 受払管理の実施により、あるべき在庫を把握し、実際の在庫数量との差異を認識することで、紛失や盗難等の不適切な要因に基づく減少を把握することができるため、<u>適時に購入等による増加を記録し、また、使用等による減少を記録することが求められる。</u>
教育部 科学教育センター	意見	E 7- 2 視聴覚教育センター・地下資源館建築物及び建築設備定期点検業務 予定価格の算出方法について 入札による落札価格は、視聴覚教育センター分が3,460,000円、地下資源館分が2,920,000円の合計6,380,000円である。(金額は全て税込。以下同じ) 委託先の決定は入札により実施されているが、その予定価格については、入札に参加している一事業者が提出した見積書の金額6,490,000円を基礎として算定したものであり、予定価格と落札額の差額は少額であった。 また、入札の結果、落札した事業者は、当該見積書を提出した事業者であり、他の入札者は予定価格超過であった。 加えて、当該建築物定期点検業務は 3年ごとに行うこととなっており、前回の令和 2年度に実施された入札における落札者も今回の落札者と同じであった。 結果として、豊橋市にとって最も有利な契約額となっているが、予定価格の近似値を知る見積書提出事業者は、入札において他の事業者より有利になると考え

		られる。また、複数事業者の見積りを基礎とした場合、豊橋市としてもより適切な予定価格の水準を理解する基礎となることから、<u>複数事業者からの見積書又は入札参加者以外の事業者による見積書を基に予定価格を算出することが求められる。</u>
--	--	--

6 システムの管理体制の監査結果の指摘と意見の一覧

指摘及び意見はない。

第 4章 計画と実績の比較に基づく監査の結果

第 1 主な監査手続

豊橋市では、「一般会計予算説明書」において、各事業の予算金額や計画人数、計画回数等を記載している。

また、予算公表時に、わかりやすく予算を説明するため、予算説明書以外に、別途、「豊橋市予算の見どころ」を公表している。

このため、これらの資料を参考に、計画（予算）と実績（成果）を比較し、当初計画した事業の実績がどうだったか、計画（予算）と実績（成果）を比較し確認した。

なお、地方自治法第233条第 5項の規定によって作成する書類であり、その年度の主要な施策や事業の成果を説明するものとして、豊橋市としては、令和 4年度と令和 5年度の 2年間の実績を比較した「主要施策成果報告書」を作成している。

地方自治法

(決算)

第233条

:

5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

加えて、豊橋市では、令和 3年度から10年にわたる第 6次豊橋市総合計画の年次報告として、令和 3年度から年度ごとの推移を記載した「政策分析報告書」を作成している。

監査手続を実施するにあたり、これらの「主要施策成果報告書」及び「政

策分析報告書」も参考にした。

改めて、監査手続実施にあたり、参考にした資料は以下のとおりである。

資料名	補足
ア 一般会計予算説明書	各事業の予算金額や計画人数、計画回数等を記載した資料
イ 豊橋市予算の見どころ	予算をわかりやすく説明するための資料
ウ 主要施策成果報告書	過去 2年間の実績を比較した資料
エ 政策分析報告書	令和 3年度から年度ごとの推移を記載した資料

第 2 （子育て事業）計画と実績の比較に基づく監査の結果

子育て事業について、令和 5年度の予算策定時に計画した事業について計画と実績を比較し、著しく差異ある事業について、監査を実施した。

結果は、以下のとおりである。

A 1- 1 子育て支援ショートステイ事業委託料

(1) 事業の概要

保護者の就労や病気、冠婚葬祭等の事由により、一時的に養育できない場合に児童を預かる事業

(2) 回答部署：子育て支援課

(3) 計画と実績の比較

当該事業につき、令和 5年度の予算策定時の計画と実績を比較したところ、以下となっていた。

令和 5年度	(計画) 延日数	(実績) 延日数	差引日数
子育て支援ショートステイ事業	200日	43日	▲157日

また、令和 4年度も以下となっていた。

令和 4年度	(計画) 延日数	(実績) 延日数	差引日数
子育て支援ショートステイ事業	200日	62日	▲138日

なお、令和 6 年度（11 月末時点）では、以下となっている。

令和 6年度（11月末時点）	（計画） 延日数	（実績） 延日数	差引日数
子育て支援ショートステイ事業	150日	91日	▲59日 (途中経過)

（4）監査の結果（意見）

利用者の意見等の共有について

当該事業については、令和 4年度・令和 5年度の計画日数に対する実績日数が減少していたため、理由を確認したところ、「利用実績は児童の家庭状況等により左右されるものであり、令和 5年度は一時的に利用が少なかったと考える。」とのことであった。

また、利用者に、使い勝手に関する不満や意見がないか確認しているかについて質問したところ、担当者が電話で確認しているものの、不満や意見がないため、記録には残していないとのことであった。

利用者の不満や意見がないという情報も重要な情報であり、不満や意見の有無を記録し、部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考えている。

A 2- 1 保護者の経済的負担の軽減

(1) 事業の概要

子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、豊橋市独自で行っている保育料等の軽減事業

(2) 回答部署：保育課

(3) 計画と実績の比較

豊橋市は、予算公表時に、わかりやすく予算を説明するため、予算説明書以外に、別途、「豊橋市予算の見どころ」を公表している。また、当事業は、「豊橋市予算の見どころ」のP17に記載されている。

当事業の事業費の内訳について、令和 5年度の予算策定時の計画と実績を比較したところ、以下となっていた。

	(計画)	(実績)	差引金額
施設型給付費（認定こども園） 保育料軽減分	350万円	248万円	102万円
一時預かり	54万円	54万円	—
届出保育施設保育料の軽減	84万円	0円	84万円
事業費合計	488万円	302万円	186万円

(4) 監査の結果（意見）

計画と実績との差異理由の説明について

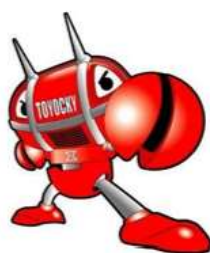
各事業のうち、特に、適合届出保育施設利用料の軽減事業については、84万円を助成する計画だったところ、助成実績がゼロとなっていたため、理由を確認したところ、「第1子低所得世帯以降を対象とした拡充分の予算だったが、実績は第2子以降の子のみ申請があり、第1子低所得世帯からの申請がなかったため、助成実績がゼロとなった。」とのことであった。また、なぜ第1子低所得世帯からの申請がなかったかについての原因の分析はしていないとのことであった。

「予算の見どころ」は、豊橋市として、各種の事業計画のうち、特に市民に説明するための公表物であり、計画と実績に著しく差異が発生した場合には、当該差異とその原因についても分析し説明することが望ましいと考える。

なお、ホームページの一部抜粋は、次のとおりである。

（出典：

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/10519/R5midokoro.pdf>）



豊橋市 予算の 見どころ

令和5年度

未来へ投資!!
『**みんな**で創るまち』予算

豊橋市

低所得世帯の第1子保育料無償化など 経済的負担軽減施策の拡充を行います！！



子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、市独自で行っている保育料等の軽減について、さらなる拡充を行います。

1	2	3
低所得世帯 第1子保育料無償化	低所得世帯 第1子利用料助成	休日保育等の 利用料の軽減
「対象施設」 認可保育所・認定こども園 「対象児童」 0～2歳の第1子 「所得要件」 年収360万円未満 相当世帯	「対象施設」 届出保育施設 「対象児童」 0～2歳の第1子 「所得要件」 年収360万円未満 相当世帯	「対象事業」 休日保育・病児保育 一時預かり 「対象児童」 ①市民税非課税世帯 の利用者 ②同日に同一施設を 世帯で2人以上利用した 場合の2人目以降の子

ポイント

認可保育所・認定こども園

1. 低所得世帯第1子の保育料を無償化します **新規**
年収360万円未満相当世帯の第1子の保育料を無償化します。

届出保育施設

2. 届出保育施設利用料の助成範囲を拡大します **新規**
届出保育施設の利用料助成（月額5,000円上限）について、年収360万円未満相当世帯の第1子も対象とします。

休日保育等

3. 休日保育等の利用料を一部軽減します **新規**
市民税非課税世帯の休日保育及び病児保育の利用料を無償化します。
また、休日保育を利用した子どもが普段通っている園を平日に休んだ場合や、同じ日に同じ施設の休日保育等を世帯で2人以上利用した場合の2人目以降の利用料も無償化します。

事業費

事業費 488万円
軽減額 891万円

お問い合わせ

保育課
(0532) 51-2309・2316
hoiku@city.toyohashi.lg.jp



A 2- 2 民間保育所の保育士の処遇改善促進のための人件費補助金

(1) 事業の概要

民間保育所の保育士の処遇改善促進のため、人件費を補助する事業

(2) 回答部署：保育課

(3) 計画と実績の比較

豊橋市は、予算公表時に、わかりやすく予算を説明するため、予算説明書以外に、別途、「豊橋市予算の見どころ」を公表している。また、当事業は、「豊橋市予算の見どころ」のP18に記載された「(3)保育所で働く職員の処遇改善がより図られるようにします。」に該当する。

当事業につき、令和 5年度の予算策定時の計画と実績を比較したところ、以下となっていた。

	(計画)	(実績)	差引金額
保育所人件費補助金	366,000千円	89,945千円	276,055千円

(4) 監査の結果（意見）

計画と実績との差異理由の説明について

保育所人件費補助金については、366,000千円を補助する計画だったところ、補助の実績金額が89,945千円と、276,055千円（75％）減少していたため、理由を確認したところ、「児童数の減や公定価格の増額改正があり、総所要額から差し引く委託費が多くなったことなど」により、補助金の交付が少なくなり、予算が余るとともに、予算の減額補正をしたとのことであった。

「予算の見どころ」は、豊橋市として、各種の事業計画のうち、特に市民に説明するための公表物であり、市民も、366,000千円の補助がなされるものと理解すると推測する。

したがって、「予算の見どころ」の計画と実績に著しく差異が発生した場合には、当該差異とその理由についても説明することが望ましいと考える。

なお、令和 6年度も366,000千円の同額の予算を計上していたため、この点についても質問したところ、「予算作成時点で国の処遇改善未実施の園があり、今後も処遇改善の促進により費用が必要になることが見込まれることから、令和 5年度と同額を据え置いた。」とのことであった。

ホームページの一部抜粋は、次のとおりである。

（出典：

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/10519/R5midokoro.pdf>）

保育士確保のための取組を これまで以上に充実します！！



さらなる保育士確保のため、潜在保育士の復職支援や保育士をめざす若い世代を増やす取組み、良好な保育職場環境づくりなどを行い、保育の受け皿確保、保育サービスの充実につなげます。

保育士確保のための取組み

1. 潜在保育士の復職前短期雇用に対する助成



2. 各種財政支援の拡充



3. 保育士確保のためのフェアの開催



4. 現役保育士への研修の充実



ポイント

1. 潜在保育士の復職前短期雇用に対する助成を行います **新規**
復職をめざす潜在保育士を支援するため、本格復職に先立ち短期雇用した園に対し費用を助成します。

事業費

4億1,351万円

2. 各種財政支援を拡充します

- (1) スポット支援員を配置する園への助成を行います **新規**
保育士の負担を軽減し、より安全な保育を実施するため、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合にかかる費用について助成します。

- (2) 長時間開所する園への助成を拡充します **拡充**
11時間を超えて開所している保育所や認定こども園の保育士の増員や処遇改善につながるよう、市独自の助成を拡充します。

- (3) 保育所で働く職員の処遇改善がより図られるようにします **拡充**
保育士の処遇改善がより進むよう、保育所人件費補助金の運用見直しを行います。

3. 保育士確保のためのフェアを官民一体となって開催します **新規**

潜在保育士から子どもまで、幅広い方に保育の魅力を発信し、将来の保育士確保につなげるフェアを官民一体となって開催し、保育士確保に取り組みます。

4. 良好な保育職場環境をつくるための研修を充実します **拡充**

よりよい保育職場環境をつくり現役保育士の離職防止につなげるため、ハラスメント防止など様々な研修を行います。

お問い合わせ

保育課
(0532) 51-2316・2309
hoiku@city.toyohashi.lg.jp



A 2- 3 延長保育事業費

(1) 事業の概要

入園児を平日おおむね午後 7時まで保育する事業

(2) 回答部署：保育課

(3) 計画と実績の比較

延長保育事業につき、利用者の計画人数と実績人数を比較するため、令和 5年度の予算上の見込み利用人数を質問したところ、通常保育事業や延長保育事業・休日保育事業等、園の運営全体に必要な経費を予算計上しているため、延長保育についての個別的な見込み利用人数は算出していないとのことであった。

次に、令和 4年度と令和 5年度の利用人数を比較したところ、以下となっていた。

(出典：令和 5年度 主要施策成果報告書)

	令和 4年度	令和 5年度	比較
施設数	5園	5園	—
利用人数	延2, 415人	延1, 536人	▲879人 (▲36. 4%)

(4) 監査の結果（意見）

事業の効果検証について

延長保育事業について、令和 4年度に比較して、令和 5年度の利用人数が減少していたため、原因と予算への影響について質問した。

結果、園に通う保護者に対して、年に一度、園全体に関するアンケート調査は行い、延長保育事業についてのコメントはないとのことであったが、個別的に、延長保育事業の利用人数の減少について原因分析は行っていないとのことであった。また、予算への影響については、利用人数の増減により光熱費等の影響はないとのことであった。

令和 5年度は、延長保育が必要な保護者が少なかったのかもしれないが、利用人数の減少理由が明確ではなく、また予算上の影響はないとしても、そもそも延長保育事業は、豊橋市として重要な事業の一つとして位置づけていると思料する。

園が実施する事業のうち、個別的な事業について利用人数が少ない場合には、事業の改善余地がないかを確認するため、改めて、利用者へのアンケート等を行い、事業の周知方法や使い勝手等について当該年度の事業の効果を検証すべきであると考えます。

A 3- 1 性と健康の相談センター事業（相談）

(1) 事業の概要

思春期のからだや心の悩み、思いがけない妊娠に関する悩み、妊娠・出産に関する悩み、不妊・不育に関する悩み、流産・死産等により小さなおこさまを亡くされた気持ちなど、それぞれのライフステージにおける性と健康について、性別を問わず相談に応じる事業

(2) 回答部署：こども保健課

(3) 計画と実績の比較

当該事業につき、令和 5年度の予算策定時の計画と実績を比較したところ、以下となっていた。

	(計画) 件数	(実績) 件数	差引件数
性と健康の相談センター事業（相談）	250件	120件	▲130件

(4) 監査の結果（指摘）

事業の効果検証について

当該事業について、令和 5年度の計画件数に対する実績件数が減少していたため、理由を確認したところ、「新たなオンライン相談と、性に関する相談が想定よりも少なかったことに加え、不妊に関する相談が減少した。」とのことであった。

ただ、利用者へのアンケート等を行っておらず、令和 5年の事業について、使い勝手が悪かったこと等により実績が少なかったどうか等の効果検証がなされていなかった。

当該事業は、令和 6年度においても、195件を計画しており、豊橋市として、重要な事業の一つとして位置づけていると思料する。

本来は、利用者にアンケート等を実施し、事業の周知方法や使い勝手等、事業の実施体制に改善の余地がないかを確認し、事業の効果を検証すべきであるとする。

A 3- 2 産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）

(1) 事業の概要

育児や日常生活の負担が大きい多胎妊産婦等に対し、育児サポーターを派遣し、日常生活の不安や孤立感等に対応した支援を実施する事業

(2) 回答部署：こども保健課

(3) 計画と実績の比較

当該事業につき、令和 5年度の予算策定時の計画と実績を比較したところ、以下となっていた。

	(計画) 人数	(実績) 人数	人数
産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）	40人	17人	▲23人

(4) 監査の結果（指摘）

事業の効果検証について

当該事業について、令和 5年度の計画件数に対する実績件数が減少していたため、理由を確認したところ、「産後の利用期間を産後 1年から 2年に延長したことによる利用増を見込んだが、令和 5年度については新型コロナウイルス感染症の 5類移行により家族の支援を得られた妊産婦が多かったと考える。」とのことであった。

また、令和 6年度の予算を確認したところ、14人を計画し、計画人数を減少させていた。

ただ、委託先や利用者へのアンケート等を行っておらず、令和 5年の事業について、使い勝手が悪かったこと等により実績が少なかったどうか等の効果検証がなされていなかった。

当該事業にかかる予算は余ったとのことであるが、豊橋市として、重要な事業の一つとして位置づけていると思料する。

本来は、委託先や利用者にアンケート等を実施し、事業の周知方法や使い勝手等、事業の実施体制に改善の余地がないかを確認し、事業の効果を検証すべきであると考ええる。

第 3 （教育事業）計画と実績の比較に基づく監査の結果

教育事業について、令和 5年度の予算策定時に計画した事業について、計画と実績を比較し、著しく差異ある事業について、内容確認を行った。

結果は、以下のとおりである。

B 1- 1 思春期家庭教育講座

(1) 事業の概要

深刻化する青少年の問題に対応するため、思春期の子どもの問題行動などについて悩みや不安をもつ保護者に対して、その対処法などの子育て講座を各中学校の行事の中で実施し、各学校で依頼した講師に対し謝礼を支払う事業

(2) 回答部署：生涯学習課

(3) 計画と実績の比較

当該事業につき、令和 5年度の予算策定時の計画と実績を比較したところ、以下となっていた。

	(計画) 受講人数	(実績) 受講人数	差引人数
思春期家庭教育講座	1,400人	0人	▲1,400人

また、令和 4年度も以下となっていた。

	(計画) 受講人数	(実績) 受講人数	差引人数
思春期家庭教育講座	1,400人	0人	▲1,400人

(4) 監査の結果（指摘）

事業の見直しについて

当該事業について、令和 4年度・令和 5年度の受講人数の実績がゼロだったため、理由を確認したところ、中学校へ呼び掛けを行っているが、実施する中学校がなかったとのことであった。

また、令和 6年度も同じく予算計上し、1,400人の受講を予定しているため、令和 6年 7月末時点の実施予定を確認したところ、各中学校に向けて周知しているものの、予定はないとのことであった。

令和 4年度・令和 5年度において、予算は余ったとのことであり、予算規模としては講師謝礼分とのことであるが、豊橋市として毎年予算計上している事業であり、重要な事業の一つとして位置づけていると思料する。

本来は、毎年度、計画に対する実績を比較し、本当に必要な事業であるか、また必要な事業であるならば、事業の周知方法や実施体制に改善の余地がないかを検討すべきであると考ええる。

第 4 （その他）計画と実績の比較に基づく監査の結果

C 1- 1 計画に対する実績の説明

(1) 担当部署：財政課

(2) 監査の結果（意見）

計画に対する実績の説明について

豊橋市では、市民に対する計画の説明や、実績の説明については、各々、詳細に実施している。

ただ、市民に対して、計画と実績を比較して説明した資料は見当たらなかった。

例えば、主要施策成果報告書は、過去 2年間の実績を記載しており、前述した事業実績がゼロの思春期家庭教育講座については、主要施策成果報告書上は、以下の記載となっている。

（出典：令和 5年度主要施策成果報告書P327）

2 家庭教育事業費

885,454 円（生涯学習課）

[総括]

家庭教育に関する学習支援を充実させるため、家庭教育セミナー及び明るい家庭づくり推進大会等を実施するとともに、学校、地域と連携した子育て学習講座を開催した。今後も学校や家庭、地域との連携を図り、地域ぐるみで子どもを育てる活動を支援するなど、保護者への効果的な学習機会を提供していく。

[実績及び成果]

(1) 家庭教育講座事業費

885,454 円

内 容	令和 4 年度			令和 5 年度			
	事業数	延参加者	回数	事業数	延参加者	回数	開催場所
家庭教育セミナー	16	364人	16回	25	531人	28回	地区市民館ほか
子育てお悩み解決塾	9	165	9	10	163	10	地区市民館ほか
子育て学習講座	29	1,523	29	32	2,149	32	小 学 校
思春期家庭教育講座	0	0	0	0	0	0	中 学 校

確かに、事実の記載はなされているものの、本来、地方自治法第233条第 5

項に定める「主要な施策の成果を説明する書類」としては、過去の実績の推移に加えて、次の記載例のように、計画に対して実績がどうだったかを説明することが、市民にとっては、より有用であると考える。

(記載例)

	A (前年度) (実績) 受講人数	B (当年度) (計画) 受講人数	C (当年度) (実績) 受講人数	C-A	C-B
思春期家庭教育講座	0 人	1,400 人	0 人	0 人	▲1,400 人

上記について、当年度の実績は、前年度と同様、0人であった。

また、当年度の実績は、計画に比べて1,400人減少した。

この要因は、・・・である。

この要因を受けて、翌年度においては・・・・の予定である。 等

第 5 章 支出データに基づく監査の結果

第 1 主な監査手続

主な監査手続として、以下を実施した。

- 1 母子保健推進費・児童福祉費・教育費の支出データを入手し、分析を行うとともに、監査対象となる案件と、質問事項の洗い出し
- 2 ヒアリング前の事前照会として、洗い出した質問事項への回答を各部署に依頼
- 3 質問事項について、各部署から回答を入手し、分析を行うとともに、各部署へ関連資料の提出を依頼
- 4 質問事項への回答に加え、各部署から提出された関連資料に基づき、追加質問を行うとともに、関係法令等への準拠性の検証、内部管理文書等の閲覧、証拠書類との突合等

第 2 監査対象案件の抽出基準と監査対象案件

支出データに基づく監査を実施するにあたり、監査対象年度を中心としたデータを手し、次の抽出基準に基づき監査対象案件を抽出し、監査を実施した。

1 監査対象案件の抽出

(1) 抽出の母集団データ

抽出の母集団は、「民生費」「衛生費」「教育費」のうち、以下の支出データである。

- ・母子保健推進費
- ・児童福祉費
- ・教育費

(2) 抽出方法

抽出の母集団としたデータから、支出内容や金額等を基に、様々な取引形態や処理方法による取引が対象サンプルとして抽出されるよう、任意に抽出した（特定のリスク要因を識別して選定したものではない。）。

2 抽出した監査対象案件

前項の条件に基づき抽出した結果、以下の支出の調定を監査対象案件とした。

(子育て事業)

所属名	件名	支出金額	指摘意見	番号
福祉事務所 子育て支援課	出産・子育て応援給付金（令和5年5月22日支払分）	100,000	—	—
福祉事務所 子育て支援課	乳児期家事支援事業委託業務（令和6年3月分） ベアーズ	1,384,500	—	—
福祉事務所 子育て支援課	乳児期家事支援事業委託業務（令和6年3月分） 経真	728,000	—	—
福祉事務所 子育て支援課	キッズスペース用什器	1,254,990	—	—
福祉事務所 子育て支援課	豊橋市子ども・子育て応援プラン策定に係るニーズ調査業務	3,045,900	—	—
福祉事務所 子育て支援課	豊橋市結婚支援事業補助金（親御様向け婚活個別相談会 & ご本人無料相談）	100,000	—	—
福祉事務所 子育て支援課	とよはし子育て応援フェス パンフレット・ポスター	321,400	—	—
福祉事務所 子育て支援課	幼児ふれあい教室 ママと赤ちゃんの笑顔が溢れだすヨガ（東部） 講師謝礼 5/10～6/21	40,000	—	—
福祉事務所 子育て支援課	幼児ふれあい教室 想像力を楽しく育てるリトミック英語（牟呂） 講師謝礼 10/3～12/5	72,000	—	—
福祉事務所 子育て支援課	豊橋市高等職業訓練促進給付金（10月分）	832,500	—	—
福祉事務所 子育て支援課	とよはしファミリー・サポート・センター事業委託業務4月期分	4,410,750	—	—
福祉事務所 子育て支援課	子育て短期支援事業（ショートステイ）事業委託料 I W A M O T O J 令和5年5月12～19日	141,600	—	—
福祉事務所 子育て支援課	豊橋市高等職業訓練促進給付金（6月分）	1,043,000	—	—
福祉事務所 子育て支援課	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）事業委託料 平田 結子 令和5年5月・6月分	48,600	—	—
福祉事務所 子育て支援課	豊橋市結婚支援事業補助金（独身限定JAZZ演奏と交流会）	89,000	—	—
福祉事務所 子育て支援課	児童扶養手当 1月定期分	163,223,210	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
こども未来館	令和５年度 豊橋市地域子育て支援センター事業委託（第１期分）	3,761,400	－	－
こども未来館	豊橋市つどいの広場事業委託業務 第１期分（４月）	4,849,500	指摘	D 1-1
こども未来館	こども未来館等指定管理料（交通児童館分）１月期分	6,596,750	－	－
こども未来館	ここにこサークルサポーター及びサークル相談員（サークル訪問以外の活動分）謝礼 令和６年３月分	144,500	意見	D 1-2
こども未来館	こども未来館等指定管理料（こども未来館分）１月期分	26,187,500	－	－
こども未来館	こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務	8,155,250	－	－
こども未来館	こども未来館企画・事業実行委員会補助金（第１期）	2,000,000	－	－
こども未来館	しっぽふりふりあまえんぼうねこちゃん	35,700	－	－
こども若者総合相談支援センター	１０／２８ ヤングケアラー学生向けフォーラム 講師謝礼	440,000	意見	D 2-1
こども若者総合相談支援センター	支援対象児童等見守り強化事業委託業務	3,984,420	－	－
こども若者総合相談支援センター	豊橋市家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業 １０月～３月完了分	239,000	意見	D 2-2
こども若者総合相談支援センター	豊橋市こども若者総合相談支援センター支援担当業務（３月分）	2,021,956	－	－
こども若者総合相談支援センター	ヤングケアラー関係機関研修会開催委託	498,300	－	－
こども若者総合相談支援センター	ヤングケアラー学生向けフォーラム開催委託	408,100	－	－
保育課	令和５年度 豊橋市民間保育所等整備事業費補助金（岩田こども園大規模改修工事（改築））２回目	125,409,000	－	－
保育課	◇／Ｈ 施設型給付費（保育所）７月分	374,706,240	－	－
保育課	◇／Ｋ 施設型給付費（認定こども園）７月分	312,874,946	－	－
保育課	新吉保育園アスベスト分析調査委託業務	1,078,000	－	－
保育課	令和５年度 豊橋市病児保育事業委託（院内保育所「あおたけ」）第３期分	1,885,648	－	－
保育課	令和５年度 豊橋市法人保育所等地域子ども・子育て支援事業費補助金（一時預かり事業）１回目	6,687,000	意見	D 3-1
保育課	物価高騰対応給食物資購入費補助金（保育所）１０～１月分	39,882,600	－	－
保育課	令和５年度 豊橋市法人保育所等地域子ども・子育て支援事業費補助金（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ））	27,923,300	－	－
保育課	令和５年度 豊橋市法人保育所等地域子ども・子育て支援事業費補助金（延長保育事業）	31,073,000	－	－
保育課	◆／Ｙ ３月分 寿泉寺・寿泉寺みゆき・寿泉寺いずみ幼稚園 施設等利用給付費	9,406,200	－	－
保育課	令和５年度 豊橋市民間保育所等整備事業費補助金（上庄 夏の空こども園創設工事）２回目	206,156,000	－	－
保育課	令和５年度 豊橋市民間保育所等整備事業費補助金（野依保育園 改築工事）	118,176,000	－	－
保育課	豊橋市保育体制強化事業費補助金	46,562,473	－	－

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
健康増進課	令和５年度 １歳６か月児歯科健康診査委託料	3,878,600	—	—
健康増進課	令和５年度 ３歳児歯科健康診査委託料	4,059,000	—	—
健康増進課	令和５年度 ２歳児歯科健康診査委託料（４月分）	517,500	—	—
こども保健課	令和５年度 妊婦健康診査委託（扶助費） 医師会分 （市内分）１０月分	17,733,080	指摘	D 4-1
こども保健課	令和５年度 妊婦健康診査委託（扶助費） 医師会分 （市内分）３月分	18,676,570	—	—
こども保健課	令和５年度 妊婦健康診査委託（事務事業） 医師会分 （市内分）１０月分	907,720	—	—
こども保健課	令和５年度 乳児健康診査委託 医師会分（市内分）１ １月分	2,274,200	—	—
こども保健課	産前・産後サポート事業（参加型）相談支援業務委託	80,000	—	—
こども保健課	令和５年度 健診臨床発達心理士等講師謝礼 赤井聡子 （８月分）	56,000	—	—
こども保健課	妊婦健康診査費補助金交付（第２回）県外分 ９件	268,600	—	—
こども保健課	妊産婦健康診査（市外分）１回目	896,330	—	—
こども保健課	出産・子育て応援給付金（出生） 第１０回	250,000	—	—
こども保健課	出産・子育て応援給付金（一括） 第１１回	3,750,000	—	—
こども保健課	出産・子育て応援給付金（妊娠） 第１２回	2,100,000	—	—
こども保健課	出産・子育て応援給付金（出生） 第１１回	350,000	—	—
こども保健課	出産・子育て応援給付金（一括） 第１２回	3,500,000	—	—
こども保健課	産後ケア事業業務委託料（８月分）	1,135,800	意見 意見	D 4-2
こども保健課	令和５年度 プレコンセプションケアセミナー等委託業 務【母子保健／性と健康】（国）	440,000	—	—
こども保健課	特定不妊治療費補助金（市単費） 第１０回目 １７件	2,249,331	—	—
こども保健課	産後ケア事業業務委託料（２月分）	1,306,000	—	—
こども保健課	母子健康手帳（母子保健手帳交付関係）	418,000	指摘	D 4-3
こども保健課	産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）業務委託 ３月分	21,900	意見	D 4-4
こども保健課	報酬（令和 ６年４月分）	1,925,987	—	—
こども保健課	産後ケア事業業務委託料（１０月分）	1,446,000	—	—
こども保健課	出産・子育て応援給付金（出生） 第４０回	2,600,000	—	—
こども保健課	出産・子育て応援給付金（妊娠） 第４３回	1,750,000	—	—
こども保健課	特定不妊治療費補助金（市単費） 第１３回目 １３件	1,711,433	—	—
こども保健課	産後ケア事業業務委託料（１２月分）	1,336,800	—	—
こども保健課	産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）業務委託 １月分	33,500	—	—
こども発達センター	職員手当等（令和 ５年１２月分）	18,941,169	—	—
こども発達センター	こども発達センターの診療にかかる医療通訳及び文書翻 訳業務 令和５年４月分	52,440	—	—
こども発達センター	P E C S®レベル１ワークショップ 受講料	37,000	—	—
こども発達センター	令和５年度 障害児等療育支援事業実施委託 第４回分	2,387,862	意見	D 5-1

(教育事業)

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
図書館	図書館システム装置賃貸借 令和5年度 3月分	4,251,500	—	—
図書館	豊橋市まちなか図書館窓口等運営委託業務(令和5年度 4月～3月分) 3月分	5,256,900	—	—
図書館	図書館システム維持業務委託 令和5年度分	10,058,400	—	—
図書館	管理費(5月分)・修繕積立金(5月分) 図書館負担 分	4,473,380	—	—
図書館	豊橋市中央図書館建築物環境衛生管理委託料 令和5年 度10～12月分	145,090	—	—
図書館	豊橋市図書館清掃業務委託 令和5年度8月分	495,000	—	—
図書館	豊橋市中央図書館空調設備保守点検業務委託 後期分	1,936,000	—	—
図書館	豊橋市中央図書館建築物及び建築設備定期点検業務委託	3,850,000	意見	E 1-1
自然史博物館	大型映像デジタル番組組込・宣伝業務(1回目)	8,000,000	指摘	E 2-1
自然史博物館	大型映像保守点検業務	660,000	—	—
自然史博物館	豊橋市自然史博物館無線LANフィルタリング業務	38,500	—	—
自然史博物館	剥製製作業務	418,000	—	—
自然史博物館	植物生態模型製作業務	1,468,500	—	—
自然史博物館	3/4～3/8 鹿児島県(奄美大島)海洋環境調査	85,897	—	—
自然史博物館	特別企画展展示物運搬設置等業務	3,357,750	—	—
自然史博物館	第37回特別企画展会場設営業務	5,786,000	—	—
自然史博物館	屋内消火栓ホース取替修繕	30,800	—	—
自然史博物館	キーシリンダー取替修繕	1,265,000	—	—
自然史博物館	自然史博物館中生代展示室パソコン機器等修繕	1,604,900	—	—
自然史博物館	混合廃棄物収集運搬処理業務	49,500	—	—
自然史博物館	豊橋市自然史博物館臨時開館日及びナイトZOO清掃業 務	396,000	—	—
自然史博物館	豊橋市自然史博物館清掃業務	1,769,460	—	—
自然史博物館	走査型電子顕微鏡保守点検業務	423,500	—	—
自然史博物館	展示室ネットワーク・システム等保守点検業務	1,727,000	—	—
自然史博物館	豊橋市自然史博物館空調設備保守点検業務	924,000	—	—
自然史博物館	建築物環境衛生管理業務	440,000	—	—
自然史博物館	豊橋市自然史博物館展示物保守点検	3,718,000	—	—
自然史博物館	豊橋市自然史博物館消防設備保守点検業務	385,000	—	—
自然史博物館	滅菌装置保守点検業務	434,500	—	—
自然史博物館	移動観覧席保守点検業務	387,200	—	—
自然史博物館	警備業務(3月分)	12,100	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘意見	番号
教育政策課	小学校水泳授業支援業務（アクアヴィータプール&スパ）	5,900,160	—	—
教育政策課	民間プール施設等活用モデル事業バス賃貸借業務（その2）（11月支払）	831,600	—	—
教育政策課	豊橋市未来応援奨学金（令和2年度進学者7名）4月分・5月分	450,000	—	—
教育政策課	市立高等学校等障害児看護支援事業（2月分）	68,860	—	—
教育政策課	家政高等専修学校学習用コンピュータシステム賃借料4月分	190,850	—	—
教育政策課	令和5年度 豊橋高等学校校務用コンピュータ賃借料4月分	209,330	—	—
教育政策課	令和5年度 豊橋市立豊橋高等学校学習用コンピュータ賃借料 4月分	262,130	—	—
教育政策課	職員手当等（令和 5年12月分）	652,854	—	—
教育政策課	職員手当等（令和 5年12月分）	10,273,137	—	—
教育政策課	報酬（令和 6年1月分）	2,230,426	—	—
教育政策課	校務用・学習用・図書館管理用コンピュータ及びサーバ機器賃借 8月分	739,090	—	—
教育政策課	報酬（令和 5年11月分）	4,851,680	—	—
教育政策課	小学校水泳授業支援業務（グランドパシフィックススポーツ倶楽部）	12,072,160	—	—
教育政策課	令和5年度私立高等学校等授業料補助金	26,029,492	—	—
教育政策課	内外教育 令和5年度（小学校）	2,230,800	—	—
学校教育課	豊橋市立八町小学校校務用コンピュータ賃借（7月分）	57,200	—	—
学校教育課	小学校英語スクールアシスタント謝礼（6月分）	1,222,080	—	—
学校教育課	愛知県小学校体育連盟豊橋支所補助金（5月分）	4,599,000	—	—
学校教育課	ハイパーQ U診断（中学校1年生）	874,530	—	—
学校教育課	中学校部活動指導者派遣事業謝礼 夏目 輝久 以下9名	347,000	—	—
学校教育課	教研式全国標準診断的学力検査用紙（小学校）	2,452,730	—	—
学校教育課	ことばのきまり 小学校用	3,904,000	—	—
学校教育課	小学校学力検査処理業務	2,515,110	—	—
学校教育課	学齢簿・就学援助システム用端末機器等賃借（3602）2月分	412,668	意見	E 3- 1
学校教育課	就学援助費 新入学学用品費（中学校）	4,263,000	—	—
学校教育課	就学援助費 新入学学用品費（小学校）	8,919,900	—	—
学校教育課	就学援助費 学用品費等 第一回（中学校）	1,000,140	—	—
学校教育課	就学援助費 学用品費等 第一回（小学校）	2,196,020	—	—
学校教育課	学齢簿・就学援助システム開発業務委託（住民記録システム標準化対応）	1,798,500	意見	E 3- 2
学校教育課	就学援助費 学用品費等 第三回（中学校）	10,783,860	—	—
学校教育課	現職研修委員会補助金	1,961,120	—	—
学校教育課	特色ある学校づくり推進事業費補助金	4,467,000	—	—
学校教育課	心理カウンセラーによる教育相談謝礼（6月分）	623,000	—	—
学校教育課	不登校対策ふれあい相談員謝礼（6月分）	723,000	—	—
学校教育課	令和5年度外国人児童生徒対応スクールアシスタント謝礼（10月分）	691,440	—	—
学校教育課	小学校学習用コンピュータ・タブレット賃借	11,425,824	—	—
学校教育課	マイクロソフトEES	16,417,262	—	—
学校教育課	就学援助費 修学旅行費 第1回（中学校）	17,704,613	—	—
学校教育課	小学校校務支援システムサービス利用3月分	3,253,934	—	—
学校教育課	豊橋市立小中学校校務用コンピュータ賃借料3月分	3,041,606	—	—
学校教育課	図書費（エールーム）	21,780	—	—
学校教育課	小学校校務支援システムサービス利用	3,253,934	—	—
学校教育課	小学校情報管理システム管理運営事業費	3,041,606	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
保健給食課	令和５年度給食補助等委託業務（２月分）	181,838,669	指摘	E 4- 1
保健給食課	令和５年度 曙学校給食センター サービス対価（委託料） 第４四半期分	135,593,419	意見 意見	E 4- 2
保健給食課	令和５年度豊橋市学校給食協会補助金（第３回）	14,830,000	－	－
保健給食課	令和５年度 北部学校給食センター サービス購入料B 第４四半期分	84,540,097	上に同じ	上に同じ
保健給食課	令和５年度 北部学校給食センター サービス購入料A 第４四半期分	42,670,980	－	－
保健給食課	市立学校児童生徒心電図検査等業務	14,059,001	－	－
保健給食課	市立学校浄化槽・中継槽清掃業務	5,856,400	－	－
生涯学習課	豊橋市神田ふれあいセンター指定管理料第４回（１月～３月）	641,750	－	－
生涯学習課	令和５年度 青少年センター指定管理料（第４回）	10,320,000	－	－
生涯学習課	地区市民館指定管理料（下半期分）	54,314,160	－	－
生涯学習課	地区市民館指定管理料	1,883,058	－	－
生涯学習課	豊橋市少年愛護センター補導委員会活動事業委託業務	300,000	－	－
生涯学習課	トヨッキースクール推進事業委託料（概算払）	4,608,000	－	－
生涯学習課	トヨッキースクール推進事業委託料（概算払）	0	－	－
生涯学習課	令和５年度 社会教育活動事業補助金（豊橋市子ども会連絡協議会 事業費）	2,600,000	－	－
生涯学習課	のびるｄｅスクール管理運営業務委託料	9,702,000	意見 意見	E 5- 1
生涯学習課	のびるｄｅスクール開催運営サポート業務（２月分）	2,909,306	指摘	E 5- 2
生涯学習課	豊橋市放課後児童健全育成事業補助金（第４回）	104,312,750	－	－
生涯学習課	豊橋市放課後児童健全育成事業補助金	1,530,000	－	－
生涯学習課	令和５年度豊橋市子ども・子育て支援整備補助金（多米ファイト学園児童クラブ）	21,038,000	－	－
生涯学習課	豊橋市放課後児童健全育成事業補助金（第４回）	2,498,000	意見	E 5- 4
生涯学習課	令和５年度のびるｄｅスクール６月実施分特別教室講師謝礼	8,230,000	－	－
生涯学習課	令和５年度 江比間野外活動センター負担金（上半期分）	5,654,000	－	－
生涯学習課	豊橋市校区二十歳の集い開催業務委託	6,156,000	－	－
生涯学習課	豊橋市校区二十歳の集い開催業務委託	0	－	－
生涯学習課	豊橋市地区市民館道路案内標識取替修繕	12,276,000	－	－
生涯学習課	民営児童クラブ利用料助成（前期）	6,954,500	意見 意見	E 5- 3
生涯学習課	豊橋市校区二十歳の集い開催業務委託（追加支払分）	360,000	－	－
生涯学習課	豊橋市校区二十歳の集い開催業務委託（追加支払分）	0	－	－
生涯学習課	令和５年度少年愛護センター補導委員謝礼	953,500	－	－
生涯学習課	民営児童クラブ利用料助成（後期）	6,128,500	上に同じ	上に同じ

所属名	件名	支出金額	指摘 意見	番号
美術博物館	多目的屋内施設整備緊急発掘調査発掘調査業務（前払い分）	241,120,000	—	—
美術博物館	星野真吾・高畑郁子美術振興基金積立金	170,000,000	—	—
美術博物館	吉田城址確認緊急調査支援業務委託	6,732,000	—	—
美術博物館	令和5年度二川宿本陣まつり開催実行委員会補助金（第1回分）	1,000,000	指摘	E 6- 1
美術博物館	令和5年度二川宿本陣まつり開催実行委員会補助金（第2回分）	3,500,000	上に同じ	上に同じ
美術博物館	文化財保存活用地域計画作成支援業務委託	2,200,000	—	—
美術博物館	美術博物館美術資料	12,500,000	—	—
美術博物館	重要文化財東観音寺多宝塔建造物保存修理（防災設備等）	647,000	—	—
美術博物館	豊橋市美術博物館資料保存生物環境調査等委託	2,530,000	—	—
美術博物館	史跡瓜郷遺跡公園整備事業に係る土地購入（前払い） 仙田信雄	22,468,000	—	—
美術博物館	史跡瓜郷遺跡公園整備事業に係る土地購入 仙田信雄 完了払分	9,630,500	—	—
美術博物館	史跡瓜郷遺跡公園整備事業に係る物件移転補償（前払い） 仙田信雄	3,041,000	—	—
美術博物館	史跡瓜郷遺跡公園整備事業に係る物件移転補償 仙田信雄 完了払分	1,303,994	—	—
美術博物館	「ブルターニュの光と風」展開催経費負担金	8,000,000	指摘 指摘 指摘	E 6- 2
美術博物館	「ブルターニュの光と風展」図録	1,567,800	指摘	E 6- 3
美術博物館	豊橋市美術博物館ロゴ入りグッズ	169,700	意見	E 6- 4
美術博物館	重要文化財豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂 保存修理事業	3,605,000	—	—
科学教育センター	スカイスクリュー等	314,000	指摘	E 7- 1
科学教育センター	科学実験キット等	203,950	上に同じ	上に同じ
科学教育センター	プラネタリウム投映用プロジェクターシステム賃貸借 （4月分）	129,283	—	—
科学教育センター	地下資源館資料管理用コンピュータシステム賃貸借業務 （4月分）	11,275	—	—
科学教育センター	デジタル補助投影システム賃貸借（4月分）	59,950	—	—
科学教育センター	電気自動車（軽貨物自動車）	2,940,000	—	—
科学教育センター	プラネタリウム番組制作及び組込業務	6,479,000	—	—
科学教育センター	共済費（令和 5年12月分）	688,610	—	—
科学教育センター	視聴覚教育センター建築物及び建築設備定期点検業務	3,460,000	意見	E 7- 2
科学教育センター	地下資源館建築物及び建築設備定期点検業務	2,920,000	上に同じ	上に同じ
科学教育センター	視聴覚教育センター・地下資源館 冷暖房設備保守点検 委託業務	185,000	—	—
科学教育センター	視聴覚教育センタートイレ防臭委託業務	94,380	—	—
科学教育センター	地下資源館トイレ防臭委託業務	51,480	—	—
科学教育センター	視聴覚教育センター廃棄物収集運搬業務委託（2月分）	13,200	—	—
科学教育センター	電気自動車（軽貨物自動車）	2,940,000	—	—
科学教育センター	地下資源館低濃度PCB含有単相変圧器収集運搬及び処分 委託業務	516,450	—	—

所属名	件名	支出金額	指摘意見	番号
国保年金課	母子父子家庭等医療費 現物給付 令和5年8月診療分 5,735件	20,868,701	—	—
国保年金課	子ども医療費 現物給付 令和5年8月診療分 55,131件	129,340,486	—	—
障害福祉課	障害児看護支援事業委託業務（特別支援教育推進事業費）（医師会4月分）	111,400	—	—
障害福祉課	障害児看護支援事業委託業務（特別支援教育推進事業費）（h E d g e 4月分）	233,000	—	—
障害福祉課	障害児看護支援事業委託業務（特別支援教育推進事業費）（みらい4月分）	121,100	—	—
障害福祉課	障害児看護支援事業委託業務（特別支援教育推進事業費）（鈴木整形4月分）	111,900	—	—
障害福祉課	障害児看護支援事業委託業務（特別支援教育推進事業費）（リハトケア5月分）	109,700	—	—
障害福祉課	障害児看護支援事業委託業務（特別支援教育推進事業費）（雅5月分）	72,000	—	—
建築課	新吉保育園移転整備基本及び実施設計業務（完了払金）	13,574,000	—	—
建築課	美術博物館改修整備工事（詳細設計付）しゅん工払金	887,790,000	—	—
建築課	美術博物館改修整備工事（詳細設計付）しゅん工払金	30,580,000	—	—
建築課	美術博物館改修整備工事（詳細設計付）に関するモニタリング支援業務（完了払金）	7,865,000	—	—
建築課	二川宿本陣資料館大規模改造に伴う管工事（前払金）	23,760,000	—	—
建築課	二川本陣資料館大規模改造工事（前払金）	36,000,000	—	—
豊橋市立八町小学校	S 2階教室壁掛扇増設補修工事	107,800	—	—
豊橋市立八町小学校	S 多目的室 I P インカム取付補修工事	264,000	—	—
豊橋市立八町小学校	K 管理運営 防滴型ワイヤレスアンプ（C D 付）	165,000	—	—
豊橋市立豊城中学校	K 理振 電源装置 他	327,010	—	—
豊橋市立豊城中学校	K 児童用 君のクイズ 始め153冊	409,487	—	—
豊橋市立豊城中学校	S 消火栓ポンプ逃し配管ゲートバルブ取替補修工事	143,000	—	—

第 3 （子育て事業）支出データに基づく監査の結果

子育て事業について、令和 5年度の支出データに基づいて、監査対象案件を抽出し、監査を実施した。

結果は、以下のとおりである。

D 1- 1 令和 5年度 豊橋市つどいの広場事業委託業務 第 1期分 4月分

(1) 事業の概要

子育て親子が交流するため気軽に集い、子育てに関する相談等も行うことができる場を身近な地域に設置し、地域の子育て支援の充実を図る事業

ア 回答部署：こども未来館

イ 支出額：4,849,500円

ウ 履行確認の方法：実績報告書により確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P48、49

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P9

(2) 監査の結果（指摘）

つどいの広場事業委託料に係る精算額について

つどいの広場事業委託料精算に伴う返還金として839,014円を精算している。また、当該金額は受入額11,790,000円と決算額10,950,986円との差額から算定されている。

この点につき、収支決算書に記載の決算額10,950,986円に関して、領収書等の裏付け資料を入手しているかどうかを確認した。また、要領等の中に、領収書等を保管することや、豊橋市がいつでも確認できる旨の記載があるか

どうかを確認した。

結果、領収書等の裏付け資料を入手しておらず、また、要領等においても豊橋市がいつでも確認できる旨の記載はされていなかった。

過大請求等を防止するため、領収書等を入手すべきと考える。あるいは、要領等の中に受託業者の決算額の内訳等をいつでも確認できる旨の記載を設けるべきと考える。

D 1- 2 ここにこサークルサポーター及びサークル相談員（サークル訪問以外の活動分）謝礼 令和 6年 3月分

(1) 事業の概要

地域の市民館等で子育てサポーターにより、0～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊びや育児情報の交換、仲間づくり等ができる交流の場を提供する事業であり、一部の実施日では栄養士等相談員の派遣も行う

ア 回答部署：こども未来館

イ 支出額：144,500円

ウ 履行確認の方法：実績報告書により確認

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P48、49

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和5年度から7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P 8

(2) 監査の結果（意見）

謝礼の支払い頻度について

ここにこサークルサポーター及びサークル相談員に対する謝礼の支払いに関しては、毎月振り込みが行われており、3月の141件の振り込みのうち、500円の振り込みが83件あるなど、500円の振り込みの割合が多くなっていた。

業務負担の軽減や、振込手数料の削減のため、数カ月に1度、まとめて支払うなど、支払い回数の削減を検討することも有用であるとする。

D 2- 1 10/28 ヤングケアラー学生向けフォーラム 講師謝礼

(1) 事業の概要

市内大学の学園祭にて元ヤングケアラーを招き、講演及び学生とのトークセッションを行う

ア 回答部署：こども若者総合相談支援センター

イ 支出額：440,000円

ウ 履行確認の方法：当日の出演を現地にて確認

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P49

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和5年度から7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P 9

(2) 監査の結果（意見）

アンケートの実施について

ヤングケアラー学生向けフォーラム事業に関連して、フォーラム参加者へ満足度アンケート等を実施しているか確認した。

結果、アンケートは実施されていなかった。

実施した事業が市民にとって役に立ったか、改善すべき点はなかったかについて、アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであるとする。

D 2- 2 豊橋市家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業10月～ 3月完了分

(1) 事業の概要

未就学児を養育する家庭や妊婦がいる家庭を対象に、育児不安やストレスを軽減するため、豊橋市から受託したビジターが傾聴や助言を行いながら、協働で家事支援や育児支援を行う事業

ア 回答部署：こども若者総合相談支援センター

イ 支出額：239,000円

ウ 履行確認の方法：委託業務実施報告書の提出にて確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P49

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P 9

(2) 監査の結果（意見）

アンケートについて

豊橋市家庭訪問型子育て支援ホームスタート事業に関連して、利用者へ満足度アンケート等を実施しているかを確認したところ、事業を委託した業者自身が実施したアンケートを入手し、部署内で共有していた。

この点につき、当該アンケートは、委託業者内の、直接事業を実施した者とは別の者が実施していたものの、同一業者内であり、万一、委託業者に望ましくない回答があった場合、豊橋市まで報告されないことも想定される。

豊橋市として、利用者からの生の声を入手するためにも、直接、利用者にアンケートを実施することが望ましいと考える。

なお、利用者としては、アンケートへの回答負担が増えてしまうため、委託業者からのアンケートは入手を継続するとともに、別途実施する豊橋市としてのアンケートは、委託業者に満足したか等、アンケート項目を簡略化す

る工夫が必要であると考える。

D 3- 1 一時預かり事業（保育所等） 1回目

(1) 事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

ア 回答部署：保育課

イ 支出額：6,687,000円

ウ 履行確認の方法：一時預かり事業実施状況報告書

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P48、49

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P 8

(2) 監査の結果（意見）

アンケートの実施について

一時預かり事業（保育所等）に関連して、利用者へ満足度アンケート等を実施しているか確認した。

結果、アンケートは実施されていなかった。

実施した事業が市民にとって役に立ったか、事業を実施した施設に改善すべき点はなかったかについて、豊橋市が利用者に対して直接アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考える。

D 4- 1 令和 5年度 妊婦健康診査委託（扶助費）医師会分（市内分）10月分

(1) 事業の概要

妊婦の健康保持・増進、異常の早期発見・早期治療を図るための健康診査を実施する事業

ア 回答部署：こども保健課

イ 支出額：17,733,080円

ウ 履行確認の方法：委託先より成果物及び報告書の提出により確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P82、83

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P31

(2) 監査の結果（指摘）

個人情報の取扱いについて

豊橋「市内」の妊婦健康診査は、一般社団法人豊橋市医師会に委託しているが、実際の健康診査は、豊橋市医師会の構成員である、市内の医療機関が実施している。

この点につき、豊橋市と豊橋市医師会との間で締結した業務委託書第 4条には、再委託の制限として、「あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。」旨の記載があるが、発注者としての豊橋市が、再委託を承諾した旨の書類は確認できなかった。

また、豊橋市と豊橋市医師会との間では、個人情報の取扱いについて詳細に定め、個人情報取扱特記事項第 9条には「受託者が再委託する場合、再委託先との間で、同等の内容の再委託契約を締結しなければならない、その写し

を豊橋市に提出しなければならない」旨の記載があるが、当該写しは確認できなかった。

豊橋市医師会と各医療機関は別組織であり、健康診査を利用した者の個人情報、各医療機関にも存在する。

実際、豊橋「市外」の医療機関に妊婦健康診査を委託する場合には、個人情報の取扱いについて、誓約書を入手しており、豊橋「市内」の各医療機関についても、豊橋市医師会との間で締結した個人情報の取扱いと同等の取扱いがなされていることを確認する必要があると考える。

D 4- 2 産後ケア事業業務委託料（ 8月分）

(1) 事業の概要

助産師等が施設や自宅で心身のケアや、授乳指導・育児相談等を実施し、産婦の身体的回復・心理的な安定を図る事業

ア 回答部署：こども保健課

イ 支出額：1,135,800円

ウ 履行確認の方法：委託先より報告書の提出により確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P82、83

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P31

(2) 監査の結果（意見）

ア アンケート結果の部署内の共有について

産後ケア事業に関連して、利用者へ満足度アンケート等を実施しているか確認した。

結果、アンケート自体は実施されていたものの、アンケート結果について、部署内で共有している旨の資料は確認できなかった。

担当部署として、実施した事業が市民にとって役に立ったか、改善すべき点はなかったかについて、アンケート結果を通して、部署内で共有した資料を残し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考える。

イ 委託料の金額検討について

産後ケア事業は、宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型があり、委託料の金額が定められている。

当該委託料の金額の妥当性については、中核市及び近隣市町の平均単価を

参考に検討しているとのことであったため、当該資料を確認したところ、デイサービス型については令和 5年度の検討資料が確認できた。

一方、宿泊型については、令和元年10月以降の検討資料は確認できなかった。また、アウトリーチ型については、検討資料自体が確認できなかった。

本来は、全ての産後ケア事業について、定期的に、委託料の金額の妥当性を検討する必要があると考える。

D 4- 3 母子健康手帳（母子健康手帳交付関係）

(1) 事業の概要

妊娠届を提出した妊婦等に交付する、自身の健康管理や、子どもの健康管理をするための手帳を購入

ア 回答部署：こども保健課

イ 支出額：418,000円

ウ 履行確認の方法：委託先より報告書の提出により確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P82、83

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P31

(2) 監査の結果（指摘）

契約手続について

母子健康手帳は、複数の会社が発行しているが、様式は様々であり、豊橋市では、利用者の便宜を考え、従来から同じ会社の母子健康手帳を購入している。また、これは地方自治法施行令第167条の 2第 1項第 2号の規定により一者随意契約を行うものである。

地方自治法施行令

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

：

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この点につき、契約手続を確認したところ、当該会社から見積書は入手していたものの、一者随意契約理由書が確認できなかった。

本来、随意契約を行う場合には、一者随意契約理由書を作成し、承認された後に購入する必要がある、承認されない場合には、競争入札等を行うこととなるため、改善が必要と考える。

D 4- 4 産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）業務委託 3月分

(1) 事業の概要

育児や日常生活の負担が大きい多胎妊産婦等に対し、育児サポーターを派遣し、日常生活の不安や孤立感等に対応した支援を実施する事業

ア 回答部署：こども保健課

イ 支出額：21,900円

ウ 履行確認の方法：委託先より報告書の提出により確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P82、83

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P31

(2) 監査の結果（意見）

アンケートの実施について

産前・産後サポート事業（多胎妊産婦等支援）に関連して、支援者へ満足度アンケート等を実施しているか確認した。

結果、アンケートは実施されていなかった。

実施した事業が市民にとって役に立ったか、改善すべき点はなかったかについて、アンケートを実施し、またアンケート結果を部署内で共有し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであるとする。

D 5- 1 令和 5年度 障害児等療育支援事業実施委託 第 4回分

(1) 事業の概要

障害児等療育支援事業について、以下の委託業務

- ・在宅支援訪問療育等指導事業
- ・在宅支援外来療育等指導事業
- ・地域生活支援事業
- ・施設支援一般指導事業

ア 回答部署：こども発達センター

イ 支出額：2,387,862円

ウ 履行確認の方法：実績報告書により確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P91

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P34

(2) 監査の結果（意見）

アンケート結果の部署内の共有について

在宅支援訪問療育等指導事業及び施設支援一般指導事業に関連して、訪問先や支援先へ満足度アンケート等を実施しているか確認した。

結果、アンケート自体は実施されていたものの、アンケート結果について、部署内での共有はなされていなかった。

本来、担当部署として、実施した事業が市民にとって役に立ったか、改善すべき点はなかったか、アンケート結果を通して共有し、翌年度以降の改善の可否の検討につなげるべきであると考ええる。

第 4 （教育事業）支出データに基づく監査の結果

教育事業について、令和 5年度の支出データに基づいて、監査対象案件を抽出し、監査を実施した。

結果は、以下のとおりである。

E 1- 1 豊橋市中央図書館建築物及び建築設備定期点検業務委託

(1) 事業の概要

建築基準法第12条に基づく建築物及び建築設備の定期点検業務の委託

ア 回答部署：図書館

イ 支出額：3,850,000円

ウ 履行確認の方法：業務内容及び報告書を確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（意見）

点検結果を踏まえた検討について

中央図書館は、毎年、建築物及び建築設備の定期点検を実施している。また一方で、将来の大規模改修を予定している。

令和 5年度の定期点検報告書を確認したところ、複数の要是正項目があったため、個々の要是正項目ごとに、大規模改修時の対応でよいか、あるいは緊急に対応する必要があるか否かについて、図書館として検討は行ったとのことであったが、資料では確認できなかった。

将来の大規模改修が予定されている場合、現時点での個別の修繕等は効率

なお、点検報告書の一部抜粋は、次のとおりである。

A close-up photograph of a brick wall corner. The bricks are light-colored with dark mortar. A vertical crack runs down the corner joint, and a horizontal crack is visible in the mortar joint below. The wall sits on a concrete foundation, which shows some staining and a small hole at the base of the corner. A dark, leafy plant is visible to the right of the wall.

部位	番号	調査項目	調査結果
	5 避難施設等	(29) 排煙設備等 排煙設備	☒ 要是正 ☐ その他
	5-(29)	排煙口の維持保全の状況	
		特記事項	
		3階 北ハコニー（開口窓部分） 排煙口が木片で固定され開放不能。	

部位	番号	検査項目	検査結果
	防火シャッター	(5) 駆動装置	☒ 要是正 ☐ その他
	(5)-9	ローラチェーンの劣化（たるみ）	
		特記事項	
		1階 階段（1） 防火防煙シャッター 10 (5) ローラチェーンの振れ幅が30mm（12mm超えであるため要是正） 軸間距離は300mm（振れ幅は軸間距離の4%以内）	

E 2- 1 令和 5年度 大型映像デジタル番組組込・宣伝業務（ 1回目）

(1) 事業の概要

大型映像の番組映像及び音声デジタルデータを当館の映像機器システムに組み込む事業。また、大型映像の宣伝を行う事業

ア 回答部署：自然史博物館

イ 支出額：8,000,000円

ウ 履行確認の方法：豊橋市契約規則に基づき履行確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P56、57

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P 152、153

(2) 監査の結果（指摘）

選定委員会の構成について

豊橋市自然史博物館大型映像番組選定委員会の構成について「豊橋市自然史博物館大型映像番組選定委員会設置要綱」を確認したところ、「委員長及び委員は、豊橋市教育委員会が委嘱し又は任命する学校教育、映像・映画等に関する学職経験者及び豊橋市自然史博物館長」と定められていた。

この点につき、当該要綱には、プロポーザル対象会社と特別な利害関係を有する者を除く等の規定は含まれていなかった。

より公平性を高めるため、選定委員会の構成を決定する際には、特別な利害関係を有する者を除く等の規定を含めるべきであると考ええる。

E 3- 1 学齢簿・就学援助システム用端末機器等賃貸借（3602） 2月分

(1) 事業の概要

学齢簿・就学援助システムの端末機器賃貸借

ア 回答部署：学校教育課

イ 支出額：412,668円

ウ 履行確認の方法：請求書を徴収

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：－

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：－

(2) 監査の結果（意見）

文書保存期間の取り扱いについて

「豊橋市文書取扱規程」第18条第 2項の定める別表第 1において、行政事務の施策に関する文書や行政執行上参考資料となる文書について、主なものは10年、軽易なものは 3年、その他は 5年の保存期間が定められている。

この点につき、「主なもの」や「軽易なもの」と判断する基準が定められておらず、豊橋市の文書事務の手引や文書法務FAQの決裁規程に関する軽易・定例等の判断を参考に、各課の判断に委ねられているため、豊橋市として統一的な運用をするためにも、判断指針を定めることを検討する必要がある。

また、上記の支出額は、契約期間が令和 6年 3月31日までの 5年間、契約金額24,760,080円の契約に基づく月額であり、契約書については支出伝票に関係するものとして保存されていると考えられるが、平成30年度の起案文書は、令和 5年度末に保存期間の 5年が到来したため、令和 6年度に廃棄されている。

この点につき、契約を締結するに至った経緯等を確認する手段を残すた

め、契約期間が継続している限りその起案文書についても合わせて保管することが望まれる。

なお、上記については、現状の豊橋市の定めに反する取り扱いではないが、文書を保存することで将来的にどのように活用できると考えるか、豊橋市の考える文書保存の目的に応じたルールの特明確化が必要と考える。

E 3- 2 学齢簿・就学援助システム開発業務委託（住民記録システム標準化対応）

(1) 事業の概要

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動に必要とされる学用品購入費の補助

ア 回答部署：学校教育課

イ 支出額： 1,798,500円

ウ 履行確認の方法：委託業務完了報告書にて確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：－

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：－

(2) 監査の結果（意見）

随意契約内容の公表について

本件委託業務は、既に開発・運用されている学齢簿・就学援助システムと連携している住民記録システムの標準化対応に伴うシステム改修及び動作テストであり、システムの開発元しか行うことができず、開発元以外の第三者に履行させることができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の定めにより「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」とであると判断し随意契約としている。当該判断については、「豊橋市随意契約ガイドラン」（平成30年 6月改訂 契約検査課）の 4. 随意契約ができる場合の例示として「⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合」の記載とも整合している。

随意契約に関しては、委託業務の円滑な執行と透明性を図ることを目的

に、「物品の調達業務及び委託業務に係る入札結果等の公表事務取扱要領」の第7条により、入札結果等の公表の規定を準用し、豊橋市契約規則第52条に定める額を超える随意契約について公表するものとされており、当該契約についても、学校教育課窓口において「入札結果等の公表」として、文書閲覧方式により確認することができる。

しかし、開示の方法は、窓口における文書閲覧方式のみであり、文書閲覧により随意契約が開示されていることについてはホームページなどで明示されておらず、市民への周知は図られていない。また、公表文書の記載内容については、随意契約である旨や随意契約とした理由も開示されていない。

この点、名古屋市では契約手続の透明性・公正性・競争性をより高めるための取組みとして、随意契約を行った場合は、少額のものを除きその理由などを公表しており、都城市でも、契約手続の透明性の向上を図るための取り組みとして、平成25年1月から随意契約案件の随意契約理由を公表しているなど、随意契約に関する開示を行っている自治体もある。

豊橋市においても同様に、契約手続の透明性・公正性・競争性の向上を図るため、随意契約として理由などの開示を検討することが望まれる。

E 4- 1 令和 5年度給食補助等委託業務（2月分）

(1) 事業の概要

主に学校給食物資の発注及び支払業務の委託事業等

ア 回答部署：保健給食課

イ 支出額：181,838,669円

ウ 履行確認の方法：委託契約先より提出される業務実施報告書、物資調達に関する請求書並びに委託契約先及び各学校給食センターより提出される食数集計表

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P51

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和 5年度から 7年度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P10

(2) 監査の結果（指摘）

モニタリングの実施について

豊橋市は、小中学校の給食事業のうち、一部の業務を公益財団法人豊橋市学校給食協会（以下「給食協会」という。）に委託しており、その主な業務内容は次のとおりである。

ア 東部学校給食センターにおける給食補助業務

イ 東部及び北部学校給食センターから配送される市立小中学校における給食受入業務

ウ 東部、南部、北部及び曙学校給食センターの学校給食物資購入業務

このうち、ア 給食補助業務とは、学校給食センターにおける生鮮野菜類の下処理業務及び使用済み食器・食缶類の洗浄業務をいい、イ 給食受入業務とは、給食用パン、米飯、ソフトめん及び牛乳等を点検受領し、これを学級別に区分すること並びに学校給食センターから配送される食器・食缶類を

収めたコンテナ等の点検受領及び給食終了後の配送業者への受渡しをいう。給食協会は毎月、豊橋市に対し完了検査報告書を提出し、豊橋市から業務内容のチェックを受けている。

上記アにおける東部以外の学校給食センター及びイにおける東部及び北部以外の学校給食センターは、給食協会が受託していないためそれぞれア・イの各業務を実施する。

市内の学校給食事業のうち、北部及び曙の各学校給食センターは、いわゆるPFI事業として、過年度よりその運営を民間企業に長期・包括的に委託している。令和6年度において、南部学校給食センターについても入札公告を行っており、同様にその運営を民間企業に委託する方針となっている。北部及び曙学校給食センター事業を受託した民間企業は、それぞれSPC（特別目的会社）であり、実際の事業は当該SPC構成企業が行う。

SPCは、四半期ごとにモニタリングシートに基づき豊橋市からモニタリングを受け、事業主体として「適合」するかどうかチェックを受けている。そのチェック項目数は曙学校給食センターの運営企業の場合、運営編として85、維持管理編として78に及ぶ。同様に北部学校給食センターについては、運営について87、維持管理について50となっている。上記ア・イの業務についても、チェック項目が設けられており、その業務の適切性が豊橋市によってモニタリングされている。

給食協会は毎月、豊橋市に対し完了検査報告書を提出しているとはいえ、その様式はモニタリングシートと比較すると簡便的で、学校給食センターを受託しているSPCと同程度のチェックを受けているかどうかについて、残された資料から確認することができなかった。公益財団法人とはいえ豊橋市とは別組織であり、そこへ学校給食事業の一部を委託する以上、学校給食という生徒・児童の健全な成長及び健康管理に責任を有する豊橋市としては、事業遂行について何らかのチェックを要すると考えられるところ、民間企業よりも簡便的なモニタリングで済ませられるという合理的な理由を見出すことができなかった。少なくとも、受託したSPCと共通する業務に関しては、それと

同等程度のモニタリングが必要ではないかと考える。

E 4- 2 令和 5年度 曙学校給食センターサービス対価（委託料）第 4四半期分、令和 5年度 北部学校給食センターサービス購入料B第 4四半期分

(1) 事業の概要

曙学校給食センターPFI事業に係る維持管理業務及び運營業務並びに北部学校給食センターPFI事業に係る維持管理業務及び運營業務

ア 回答部署：保健給食課

イ 支出額：曙学校給食センター135,593,419円、北部学校給食センター84,540,097円

ウ 履行確認の方法：委託先から提出される業務報告書及び市のモニタリング

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和 5年度から 7年度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（意見）

ア モニタリングシートの様式について

豊橋市にある 4つの学校給食センター（北部・東部・南部・曙）のうち、北部及び曙は、いわゆるPFI事業として過年度に民間企業へ運営が委託され、南部についても令和 6年度にその運営事業の入札公告が実施されており運営事業者を選定しているところである。

現在、北部及び曙学校給食センターは、SPC（特別目的会社）がその運営を担っており、実際の業務はその構成企業が実施している。市は、SPCによる業

務遂行状況を四半期ごとにモニタリングしており、その適合性を確かめている。実際のモニタリングは、モニタリングシートに基づいて行われ、そのチェック項目数は曙学校給食センターの運営企業の場合、運営編として85、維持管理編として78に及ぶ。同様に北部学校給食センターについては、運営について87、維持管理について50となっている。

今後、南部学校給食センターも民間事業主体による運営となり、市によるモニタリングが実施されると予想される場所、学校給食センター事業には共通点があるため、モニタリングシートを共通化するのが業務効率化の観点から望ましい。もちろん、センターによってはチェックする必要のない項目が含まれるものの、その点については「該当なし」と記載すれば足り、項目に不足さえなければモニタリングシートとして十分であると考え。今後、モニタリングシートの改訂が必要となるような事案が生じた場合でも、あらかじめ様式を統一しておいた方がセンターごとに対応せずに済む分、効率的な対応が可能となると考える。

この点、豊橋市は、モニタリングシートの様式及び項目は、給食センターごとに運営事業者との協議のうえ作成したものであるとするが、そもそもモニタリング実施主体は豊橋市であるはずで、だとすれば豊橋市側が必要な項目を最終的に決するべきである。

イ モニタリングの実施について

北部及び曙の各学校給食センターの運営を担う各SPCは、それぞれに用意されたモニタリングシート上において、各項目の自主点検をし点検内容の根拠書類を明示したうえで、豊橋市からのモニタリングを受けることとなっている。

モニタリングシートを閲覧したところ、モニタリングシートにて豊橋市側は、書類を確認した旨の記載を確認することはできたものの、それによって各項目につき、こういったモニタリングをしたのか判断の結果及びその過程を確認することができなかった。現行のモニタリングシートの運用だと、各

項目において要求される資料又は書類がそろっているかどうかだけをチェックしているように見受けられる。

少なくとも各項目について書類の作成状況だけのチェックではなく、各項目の遂行又は充足状況までをチェック対象とするのであれば、判断結果及びそこに至った過程を簡潔な記載でも構わないので書類に残すべきである。

E 5- 1 のびるんdeスクール管理運営業務委託料

(1) 事業の概要

各小学校に設置された放課後の新たな学びの場「のびるんdeスクール」の運営管理のために必要な費用の支出

ア 回答部署：生涯学習課

イ 支出額：9,702,000円

ウ 履行確認の方法：実施報告

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P54、P55

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和 5年度から 7年度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P13

(2) 監査の結果（意見）

ア 事業効果の検証について

のびるんdeスクールは、小学校児童の放課後の学びの場として各小学校で運営されている。利用に当たり保護者及び児童は、ウェブ上で所定の登録及び利用前月の15日までに当月の出席予定を入力する。活動内容は、自主学習及び外部講師を招いてのスポーツ・カルチャー・アカデミーの各分野での体験活動が予定されている。

第 6次豊橋市総合計画によると、市は、2025年度の目標値として登録児童割合50%を設定している。上記活動成果として、当該事業の定性的な目標を設定することは困難であり、事業成果を定量的に把握すること自体は、合理的であると考え。もっとも、登録児童割合のみだと毎回全員参加でもない限り実際の利用者数と一致せず、それでは実際の活動規模を直接把握することができないことから、それをより直接的に反映させる指標として実際の利用児童数又は利用延べ人数を用いることが望ましいと考える。

イ 管理運営業務委託料の予算配分について

のびるんdeスクールは、各小学校に設置された運営委員会によって運営され、その管理運営業務委託料として、市から各校の運営委員会に対し消耗品又は印刷費などの必要経費を支給している。各校の当該経費は、登録児童数に応じて一定の算式に基づいて算出される。

しかし、上述のとおり実際の利用者数は、登録とは別にその都度利用申込みが必要となるため、実際の経費は活動規模に応じて支給されていると言い難い状況にある。したがって、当年度の委託料を決定するに当たり、前年度の参加者数を参照するなどしたうえで、当年度の開催規模を予測して支給したり、予測を超えた利用者数となった場合には不足分を事後的に支給するなど各校の実際の利用規模に応じた支給がなされることが望ましい。

E 5- 2 のびるんdeスクール開催運営サポート業務（2月分）

(1) 事業の概要

放課後の新たな学びの場「のびるんdeスクール」のスタッフとして、マニュアルに従って他の指導員スタッフと連携して参加児童とふれあい、様々な交流活動を実施するほか、活動場所への誘導や見守りなど運営の支援を行う事業

ア 回答部署：生涯学習課

イ 支出額：2,909,306円

ウ 履行確認の方法：業務実施報告

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P54、P55

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和5年度から7年度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P13

(2) 監査の結果（指摘）

サポート業務の人員配置について

のびるんdeスクールの運営に際し外部講師と別に、運営サポート業務に当たる人員を配置しており、当該人員は、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会から派遣されている。各校の配置人数は、児童登録者数又は率を基準として、同連合会との間の協議のうえで決定されるとのことである。各校の配置人員数は、各校に配分される、前述「E 5 -1 のびるんdeスクール管理運営業務委託料」の大小とは必ずしも一致しておらず、同委託料金額すなわち登録児童数が同程度の小学校であったとしても配置される人数はまちまちとなっている。

この点について、仮に利用者数を見込んだうえで配置人数を決めているのであれば、これを上述の管理運営業務委託料の支給額決定に反映させる余地

があると考え。ただし、仮に実際の利用者数又はその見込みを反映したうえで配置人員数を決めているのであれば、市の支出である以上それを内部で検討する証跡が残されているのが望ましいにもかかわらず、配置人員数の決定に関する具体的な証跡は残されていなかった。

そもそも、のびるんdeスクールの運営を市内で画一的に行うことなく、各校において用品利用を厚くするかサポート人員数を厚くするか、などの裁量的な運営を許容するのであれば、管理運営業務委託料金額とサポート人員配置人数とは、必ずしも相関関係にある必要はない。しかし、豊橋市の予算を配分する以上、そうした裁量を許容する場合は、少なくとも各校における運営実態を市側で把握する必要があると考える。豊橋市側において、そうした各校における運営に関する具体的な方針などを把握することなく、両者の金額に相関が見られない現状においては、管理運営業務委託料又は人員に係る人件費のいずれかに偏りが生じているとの疑念を抱かせかねない状況にある。予算の適切な配分の観点からすると、管理運営業務委託料及びサポート人員それぞれの予算配分を別個に検討するだけでなく、両者を総合したうえで運営の適切性を検討する必要があると考える。

E 5- 3 民営児童クラブ利用料助成（前期・後期）

(1) 事業の概要

市内の民営児童クラブに加入している児童の保護者のうち、母子父子世帯又は兄弟姉妹で同時期に利用している等一定の要件を満たしている者に対しクラブ利用料の助成を行う事業

ア 回答部署：生涯学習課

イ 支出額：前期6,954,500円、後期6,128,500円

ウ 履行確認の方法：－

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P54、P55

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和 5年度から 7年度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P13

(2) 監査の結果（意見）

ア 正確な振込先口座情報の入手について

豊橋市は、民営児童クラブに加入している児童の保護者のうち、一定要件を満たしている者に対しクラブ利用料を助成している。当該制度のもとでは、保護者は豊橋市に対し「豊橋市民営児童クラブきょうだい利用料助成金交付申請書」を提出し、これに対し豊橋市は、支給要件を確認し該当者に対し交付決定通知書を交付したうえで、申請書に記載された当該保護者の金融機関口座情報に基づき助成金を振り込んでいる。

令和 5年度の 1年間において、申請者により記載された口座情報 9件に誤りがあったために当該件数分の振込みがやり直しとなった。1世帯当たりの助成額は数千円から数万円ほどであるところ、1件のやり直しに要する銀行振込手数料は880円となっている。やり直しに際し手数料に加えて、申請者から再度正確な口座情報を入手するために追加の事務作業も生じる。

記載を誤ったのは申請者側であって豊橋市側による誤りではないとはいえ、追加的な経費及び事務負担をなくすよう努力することが業務効率化の観点から望ましい。例えば、申請書に記載する口座情報と同じ範囲の記載、すなわち口座番号や口座名義などが記載された通帳又はキャッシュカードの該当箇所の写しを添付させるなど、申請に当たり正確な口座情報の入手に努めることが望ましい。

イ 振込データの作成誤りについて

豊橋市は、助成金を申請者に対し振り込むに際して、申請書に記載された口座情報をもとに振込データを作成しそれを市の取扱金融機関に送付する。金融機関は、送付されたそのデータに基づいて振込処理を行う。令和 5年度の 1年間において、市の担当者が申請書の情報を誤って振込データに入力したために、振込みのやり直しとなったのが 1件あった。

具体的には、金融機関種別で「信用組合」とすべきところ「信用金庫」と取り違えてしまい、本来の振込先と取り違えた振込先とで同一の支店名が存在したものの、取り違えた先に同姓同名の預金者がいなかったためいわゆる誤振込みには至らなかった。本件は、振込不可でやり直しとなり再度データを修正のうえ、最終的に本来の申請者へ助成金が振り込まれている。

本件とは別の申請書においては、データ入力の際に記載されたと思われる本人又は第三者による蛍光マーカーによるチェック証跡が残されていたが、本件の申請書上ではそのような証跡は残されていなかった。入力されたデータに対し、本人または第三者による事後的なチェックがなされることが望ましい。

もっとも、豊橋市側の人員数や業務量の限界に加え人の手によるチェックにも限界はあるところ、本件においては、申請者が本来の信用組合の名称を略称で記載し、それが取り違えた先の信用金庫の名称と一致していたこと、さらに申請書上、金融機関種別は正しく丸印がされていたとはいえ申請書上の様式が「信組」「信金」とされていたことも重なって、一見どちらの金融機

関が該当するのか紛らわしいという面もあった。今後、このようなミスをなくすため申請書上で一見するだけで違いを分かりやすくするよう「信組」「信金」とせず、例えば「信用組合」「信用金庫」又は「信組」を「信用組合」に改め使用頻度が高いと思われる「信金」だけをそのままの記載に改めるなど、再発防止のために様式の記載についても変更を検討するのが望ましいと考える。

E 5- 4 豊橋市放課後児童健全育成事業補助金（第 4回）

(1) 事業の概要

民営の児童クラブ運営に関する補助金事業

ア 回答部署：生涯学習課

イ 支出額：2,498,000円

ウ 履行確認の方法：実施報告

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P54、P55

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和 5年度から 7年度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P13

(2) 監査の結果（意見）

助成金申請書（算出内訳表）について

民営児童クラブの運営にあたっては、豊橋市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき、運営者に対し助成金が交付されることとなっている。交付額は、同要綱別表に具体的に定められ、交付申請書類に含まれる算出内訳表上で算式が参照され適切に算出されるようになっている。

令和 5年度の 1民営児童クラブにおいて、令和 4年度の算出内訳表に基づいて算出された助成金が申請され、そのまま当該クラブに対し助成金が交付されていた。令和 4年度と同 5年度とでは算式に違いがなかったため、結果的に令和 5年度の助成額は令和 5年度の要綱に基づき算出された金額で交付されている。これに関し、令和 6年度の算出内訳表はすべて最新版への更新がなされているとのことである。

令和 4年度と令和 5年度との間における算出内訳表上の違いとして、1事業名で名称変更があり、令和 4年度は「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」とされていたのが、令和 5年度は「放課後児童支援員等処遇改善事

業（月額9,000円相当賃金改善）」へと変更されていた。両者は実質的に同一と見てもよい事業で、これにより令和 5年度において令和 4年度の様式を用いたとしても実質的な変更がなく結果として助成金額が適切に算出されたとはいえ、仮に大きな制度変更があった場合、変更前後で助成金額が大きく変わることもありうる。交付決定に際して申請様式は、常に最新様式であるかどうかまで確認を徹底するのが望ましいと考える。

E 6- 1 令和 5年度二川宿本陣まつり開催実行委員会補助金（第 1回分・第 2回分）

(1) 事業の概要

二川宿本陣まつりの「大名行列」に係わる補助金

ア 回答部署：美術博物館

イ 支出額：第 1回分1,000,000円、第 2回分3,500,000円

ウ 履行確認の方法：実績報告書

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和 5年度から 7年度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P39

(2) 監査の結果（指摘）

補助金の使用方法について

二川宿本陣まつりは、令和 5年11月 5日に「二川宿本陣まつり開催実行委員会」が主催し、豊橋市から4,500,000円の補助金が支出されている。

「二川宿本陣まつり開催実行委員会」の収支決算書と領収書綴を確認したところ、補助金額4,500,000円の全額を使い切っていたが、令和 5年11年29日に63円はがき34枚、10円切手 5枚、2円切手 2枚、5円切手 1枚、合計2,201円分を購入していた。

まつり終了後に購入した2,201円分のはがきや切手が、令和 5年度のまつりのために使用されたか否かは疑義が残るが、はがきや切手の受払台帳は確認できなかった。

仮に、翌年度のまつりに使用する目的で購入している場合、予算消化のために徒に事務負担をかけるよりも、翌年度の補助金で改めて購入すべきであると考え。あるいは、委員会として、はがきや切手の受払台帳を整備し現

物管理するとともに、所管課としても管理状況を確認すべきであると考え
る。

E 6- 2 「ブルターニュの光と風」展覧会の開催支出

(1) 事業の概要

展覧会の開催のための支出

ア 回答部署：美術博物館

イ 支出額：8,000,000円

ウ 履行確認の方法：展覧会の開催

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当
するか：P100

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和 5年度から 7年
度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：－

(2) 監査の結果（指摘）

ア 予算執行の区分について

豊橋市美術博物館では、リニューアルオープン記念展として、令和 6年 3
月 1日から 4月 7日の間、「ブルターニュの光と風」展覧会を開催している。

また、展覧会の開催にあたり、主に次の業務を依頼するため、相手先業者
と協約書を締結し、予算執行区分上、「負担金」として8,000,000円を支出し
ている。

- ・ 作品所蔵者との作品出品についての折衝
- ・ 作品の集荷、輸送、搬入、展示、撤去、搬出、返却作業
- ・ 保険の付保
- ・ キャプション、パネル等の制作 等

この点につき、当該展覧会開催のための支出について、「負担金」として予算執行することが妥当か、財政課に確認したところ、「負担金」による支出は、次の(1)、(2)の考え方に基づく旨の回答があった。

- (1) 法令等に基づき、国、他の地方公共団体等が行う特定事業や活動に対し、経費の全部または一部を負担する義務的な支出
- (2) 任意に各種団体を地方公共団体が構成する場合、その団体の必要経費に充てるため、構成各団体が決めた費用を負担する任意的な支出

展覧会は、豊橋市美術博物館のリニューアルオープン記念としての展覧会であり、また、相手先業者との協約書を確認したところ、展覧会開催のための支出は、(1)の「国、他の地方公共団体等が行う特定事業や活動に対し、経費の全部または一部を負担する義務的な支出」や、(2)の「任意に各種団体を地方公共団体が構成する場合、その団体の必要経費に充てる」ための支出ではなかった。

したがって、支出時の予算執行の区分としては、「負担金」ではなく、「委託料」が適切であったと考える。

イ 相手先業者の選定方法について

展覧会の開催にあたり、見積合わせや、一者随意契約等、相手先業者をどのように選定しているかを確認したところ、見積合わせ等は行われておらず、一者随意契約についても「企画会社から提案のあった展覧会であるため、その企画会社との業務提携となり、一者随意契約は取り交わしていない。」旨の回答があった。

また、契約執行伺書による決裁についても、以下の「豊橋市予算決算規則第57条第1項及び第3項に該当しないため、第5項に定める契約執行伺書による決裁は必要ない。」旨の回答があった。

豊橋市予算決算会計規則

(支出負担行為)

第57条 主務課長は、物品の購入修繕について支出負担行為をしようとする

るときは、物品購入（修繕）依頼書により、財務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）に依頼しなければならない。

2 主務課長は、工事（工事に伴う委託及び施設、設備等（物品を除く。）の修繕を含む。次項において同じ。）の施行について支出負担行為をしようとするときは、工事等施行依頼書により、環境部、産業部、建設部、都市計画部又は総合動植物公園の工事担当課長に依頼してその手続をしなければならない。この場合、工事担当課長は、工事等施行伺書（兼契約依頼書）により、所定の決裁を経なければならない。

3 前項の場合、工事担当課長は、当該工事の契約に関する事務を契約検査課長に依頼するものとする。

4 主務課長は、事務の委託等について支出負担行為をしようとするときは、当該事務の入札及び見積書の徴取については、契約検査課長に依頼することができる。

5 契約検査課長は、第1項及び第3項の依頼を受けた場合には、契約執行伺書又は契約締結伺書により、所定の決裁を経なければならない。

確かに、当該支出が、「負担金」による予算執行の場合には、見積合わせや、一者随意契約依頼書・契約執行伺書の決裁は不要である。

ただ、当該支出は、本来は、「負担金」ではなく「委託料」の予算区分で執行すべきであり、この場合は、相手先業者を選定するにあたり、少なくとも一者随意契約依頼書の作成及び決裁は必要であったと考える。

ウ 支出金額の妥当性について

相手先事業者のホームページを確認したところ、「ブルターニュの光と風」の展覧会は、同様のテーマで、別の時期に、福島県や静岡市・広島県等でも開催されていた。

そこで、相手先事業者への支出金額の妥当性を確認するため、契約前に、他の自治体等の支出金額の情報を入手しているかを確認したところ、資料の確認はできなかった。

本来は、契約前に、他の自治体等の情報の有無を確認し、作成した資料を
回付して、所管課として支出額の妥当性を検討すべきであったと考える。

E 6- 3 「ブルターニュの光と風」展覧会の図録

(1) 事業の概要

展覧会の図録の購入のための支出

ア 回答部署：美術博物館

イ 支出額：1,567,800円

ウ 履行確認の方法：納品物、納品書を確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P100

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和 5年度から 7年度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（指摘）

購入価格の妥当性について

「ブルターニュの光と風」展覧会の図録は、780冊を 1冊あたり2,010円で購入している（780冊×2,010円＝1,567,800円）。

前述しているが、同展覧会は、同様のテーマで、別の時期に、福島県や静岡市・広島県等でも開催されており、図録も販売されている。

そこで、購入価格の妥当性を確認するため、契約前に、他の自治体等の購入価格の情報を入手しているかを確認したところ、資料の確認はできなかった。

本来は、契約前に、他の自治体等の情報を入手し、作成した資料を回付して、所管課として購入価格の妥当性を検討すべきであったと考える。

なお、受払台帳を確認したところ、当該図録は、令和 6年 4月半ばから 9月末までの販売はなく、279冊が残っているが、近隣の美術館に相互交換資料として送付を行う予定とのことである。

E 6- 4 豊橋市美術博物館ロゴ入りグッズ

(1) 事業の概要

美術博物館で販売するロゴ入りグッズの購入

ア 回答部署：美術博物館

イ 支出額：169,700円

ウ 履行確認の方法：納品物・納品書を確認

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画＜令和 5年度から 7年度＞」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（意見）

ア ホームページへのミュージアムグッズの掲載について

購入したロゴ入りグッズは、トートバックとクリアファイルである。

美術博物館では、インターネットのホームページでミュージアムグッズを紹介しているが、当該グッズは紹介されておらず、ページは10年以上更新されていなかった。

美術博物館は営利活動を目的としていないことは承知しているが、ホームページに掲載し、市民に適時に情報提供することが望ましいと考える。

なお、ホームページの一部抜粋は、次のとおりである。

（出典：<https://toyohashi-bihaku.jp/bihaku05/%E3%83%9F%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B8%E3%82%A2%E3%83%A0%E3%82%B0%E3%83%83%E3%82%BA/>）



イ ホームページの適時更新について

前述の事項に関連して、美術博物館のホームページを確認したところ、施設概要上、既設部の竣工は昭和54年、増築部は平成28年の記載のみとなっていた。また、沿革は平成28年以降の更新されておらず、ページは10年以上更新されていなかった。

ここで、美術博物館は、令和 4年 6月から令和 6年 2月まで長期休館し、大規模改修を行い、令和 6年 3月 1日にリニューアルしている。

予算規模では総事業費15億円を計上する一大プロジェクトであり、市民も重大な関心を持っていると推測する。

施設概要のページに加え、他のページも合わせて、改めてホームページを見直し、市民に適時に情報提供することが望ましいと考える。

（出典：令和 5年度予算書 P323）

4. 美術博物館整備事業費	949, 853
(ア) 美術博物館大規模改修工事	935, 300
3 か年継続事業の最終年度	総事業費 15億2千2百50万円
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建	5, 317㎡
空調設備更新、来館者用エレベーター新設、内装改修	
(イ) 所蔵作品館内移動業務委託料等	4, 100
(ウ) 授乳室改修修繕等	10, 453

なお、ホームページの一部抜粋は、次のとおりである。

https://toyohashi-
bihaku.jp/bihaku06/%e6%96%bd%e8%a8%ad%e6%a6%82%e8%a6%81/

施設概要・沿革		
施設概要		
区分	既設部	増築部
構造	鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨造 2 階建	鉄筋コンクリート造、 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建
建築面積	2,867.36㎡	1,127.62㎡
延床面積	1階 2,389.86㎡ 2階 1,391.55㎡ 計 3,781.41㎡	1階 1,163.51㎡ 2階 355.75㎡ R階 16.50㎡ 計 1,535.76㎡
工期	着工 昭和52年6月24日 竣工 昭和54年2月28日	着工 平成27年3月16日 竣工 平成28年3月22日

沿革	
昭和50年	基本計画案作成
昭和51年4月	豊橋市民文化会館運営委員会へ基本計画案を諮問
昭和51年10月	競技設計
昭和52年3月	実施設計（株式会社河合松永建築事務所）
昭和52年7月	起工式
昭和53年5月	付属施設民俗資料収蔵室開設
昭和54年3月	定礎式
昭和54年6月	開館
昭和54年6月	開館記念 豊橋美術展、豊橋の歴史と文化展、司コレクション展

平成11年	開館20周年記念 菅江真澄展（8月～9月）、 第1回トリエンナーレ豊橋（11月～12月）、 海道をゆくー渥美半島の考古学ー（12年2月～3月）
平成18年	市制百周年記念展 豊橋の風景（7月～8月）、 豊橋市美術博物館絵画名品100選（10月～11月）
平成21年	開館30周年記念展 ターナーから印象派へ（7月～8月）、 三遠南信交流展 ミュージアム・サミット（10月～11月）
平成23年8月	増築部設計プロポーザル実施
平成25年3月	増築部基本設計（株式会社佐藤総合計画）
平成26年3月	増築部実施設計（株式会社佐藤総合計画）
平成26年	開館35周年記念 安野光雅「旅の絵本」の世界展（7月～8月）、 ウッドワン美術館所蔵「近代日本の絵画名品展」（10月～11月）、 増築部起工式（27年3月）
平成28年	増築部供用開始（10月） 市制110周年記念 放浪の天才画家山下清展（9月～10月）、 美術博物館リニューアル記念展「NIHON画～新たな地平を求めて」（10月～12月）、 普門寺と国境のほとけ展（29年1月～2月）、 豊橋・ヴォルフスブルグ交流展（29年2月～3月）

この記事は 2014年01月31日に更新されました。

E 7- 1 スカイスクリュー等・科学実験キット等（消耗品費）

(1) 事業の概要

学習教室参加者や来館者へ販売するためのキットの購入

ア 回答部署：科学教育センター

イ 支出額：スカイスクリュー等 314,000円

科学実験キット等 203,950円

ウ 履行確認の方法：納品時に検査

エ 「第 6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P56-57

オ 「第 6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和 5年度から 7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：P 14

(2) 監査の結果（指摘）

購入した物品の受払管理について

購入した物品の受払管理・在庫管理の状況に関して、受払等の記録簿を閲覧し、その管理状況を確認した。

結果、今回のサンプルとして抽出したスカイスクリュー等の支出額314,000円及び科学実験キット等の支出額203,950円に対応する受入数量が記録されておらず、年度末のみにおいて、現物の数量と一致する在庫数量を記録しているのみであった。また、修正後の受払資料においては、「R 5当初在庫」の数量が修正されていたため、当初資料において年度初め時点の在庫数量は前年度末の数量と一致していなかった。

受払管理の実施により、あるべき在庫を把握し、実際の在庫数量との差異を認識することで、紛失や盗難等の不適切な要因に基づく減少を把握することができるよう、適時に購入等による増加を記録し、また、使用等による減少を記録することが求められる。

E 7- 2 視聴覚教育センター・地下資源館建築物及び建築設備定期点検業務

(1) 事業の概要

建築基準法第12条に基づく建築設備の定期点検並びに結果表等作成業務

ア 回答部署：科学教育センター

イ 支出額：視聴覚教育センター分3,460,000円、地下資源館分2,920,000円

ウ 履行確認の方法：完了届及び報告書の提出

エ 「第6次豊橋市総合計画」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

オ 「第6次豊橋市総合計画前期基本計画 実施計画<令和5年度から7年度>」に該当する事業の場合は、何ページに該当するか：—

(2) 監査の結果（意見）

予定価格の算出方法について

入札による落札価格は、視聴覚教育センター分が3,460,000円、地下資源館分が2,920,000円の合計6,380,000円である。（金額は全て税込。以下同じ）

委託先の決定は入札により実施されているが、その予定価格については、入札に参加している一事業者が提出した見積書の金額6,490,000円を基礎として算定したものであり、予定価格と落札額の差額は少額であった。

また、入札の結果、落札した事業者は、当該見積書を提出した事業者であり、他の入札者は予定価格超過であった。

加えて、当該建築物定期点検業務は3年ごとに行うこととなっており、前回の令和2年度に実施された入札における落札者も今回の落札者と同じであった。

結果として、豊橋市にとって最も有利な契約額となっているが、予定価格の近似値を知る見積書提出事業者は、入札において他の事業者より有利になると考えられる。また、複数事業者の見積りを基礎とした場合、豊橋市とし

てもより適切な予定価格の水準を理解する基礎となることから、複数事業者からの見積書又は入札参加者以外の事業者による見積書を基に予定価格を算出することが求められる。

第 6章 子育て・教育事業で使用するシステムの管理体制の監査の結果

第 1 監査の視点

豊橋市では、「豊橋市情報セキュリティに関する基本方針」、「豊橋市情報セキュリティに関する対策基準」、及び「豊橋市情報セキュリティに関する実施手順」（以下、「基本方針類」と言う。）を定め、市民から預かっている個人情報をはじめ、行政運営において重要かつ必要不可欠な情報を様々な脅威から保護するため安全対策に積極的に取り組んでいる。

本報告書のテーマである子育て・教育事業の財務事務の執行及び運営においても個人情報等の取り扱いが伴うため、基本方針類の遵守が求められる。

第 2 監査の対象としたシステムと取扱課

監査の対象として、以下のシステムを選定した。

監査対象システム	取扱課
児童相談システム「ふれあい」	こども若者総合相談支援センター
医科用電子カルテ等システム 歯科用電子カルテシステム リハビリシステム	こども発達センター
保健衛生システム	こども未来館
学齢簿・就学援助システム	学校教育課
MISALIO子育て	子育て支援課
栄養管理システム	保健給食課
MISALIO子ども子育て	保育課

第 3 主な監査手続

監査対象システムの主管部署に質問書を送付し、人的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策等の実施状況について回答を得た。また、監査対象システム毎に定められている情報セキュリティ実施手順書の遵守状況についての定期点検を各監査対象システムの情報システム管理者が実施することになっているが、当該定期点検が実施されていることを質問により確かめた。

第 4 監査の結果

指摘及び意見はない。

以 上